



三重県公報

平成27年2月3日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	監査委員公表		
1	監査結果の公表	(監査委員)	1

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成27年2月3日

三重県監査委員	福井	信行
三重県監査委員	中嶋	年規
三重県監査委員	森野	真治
三重県監査委員	田中	正孝

包括外部監査の結果に関する報告

平成27年1月26日

三重県監査委員 様

包括外部監査人 近藤 繁 紀

包括外部監査の結果について

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づき包括外部監査を実施したので、同条第5項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

平成26年度
包括外部監査の結果報告書

外部委託に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 近藤繁紀

目 次

外部委託に関する事務の執行について

第1章 外部監査の概要	1
第1. 外部監査の種類	1
第2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査の実施期間	1
第6. 包括外部監査人及び補助者	1
第7. 特定の事件を選定した理由	2
第8. 外部監査の方法	2
第9. 利害関係	3
第2章 委託契約の概要	4
第1. 契約方法の種類	4
第2. 三重県における契約事務の流れ	10
第3. 外部委託に関する県の取り組み	15
第4. 平成25年度委託料	21
第5. 監査対象案件	24
第3章 アンケート分析	25
第1. 一般競争入札における総合評価方式の採用について	26
第2. 一般競争入札における連続契約年数について	27
第3. 指名競争入札における連続契約年数について	28
第4. 随意契約における契約理由及び委託業者の選定方法について	28
第5. 委託先との関係について	30
第6. 予定価格の算定方法について	31
第7. 監査対象案件の抽出基準	33

第4章 監査結果の総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第1. 各部局の連携について（意見）・・・・・・・・	35
第2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）・・・・・・・・	36
第3. 予定価格に設定にかかる積算について（意見）・・・・・・・・	37
第4. 業務履行能力の確認について（意見）・・・・・・・・	39
第5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）・・・・・・・・	40
第6. 再委託の承認について（意見）・・・・・・・・	42
第7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）・・・・・・・・	44
第8. 一者入札について（意見）・・・・・・・・	45
第9. 履行確認について（意見）・・・・・・・・	46
第5章 外部監査の指摘及び意見 ・・・・・・・・	47
第1. 各委託契約に対する指摘及び意見の総括・・・・・・・・	47
第2. 防災対策部・・・・・・・・	53
第3. 総務部・・・・・・・・	56
第4. 健康福祉部・・・・・・・・	66
第5. 環境生活部・・・・・・・・	96
第6. 地域連携部・・・・・・・・	115
第7. 農林水産部・・・・・・・・	119
第8. 雇用経済部・・・・・・・・	124
第9. 県土整備部・・・・・・・・	137
第10. 出納局・・・・・・・・	147
第11. 病院事業庁・・・・・・・・	149
第12. 教育委員会・・・・・・・・	151
第13. 警察本部・・・・・・・・	167

(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 特定の事件（監査のテーマ）

外部委託に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

平成25年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする）

第4. 監査対象部局

平成25年度中に委託料の支出を行った全ての部局

第5. 監査の実施期間

平成26年5月30日から平成27年1月26日まで

第6. 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	近藤繁紀	公認会計士
補助者	岩戸誠司	公認会計士
補助者	服部誠司	公認会計士
補助者	高士雄次	公認会計士
補助者	齋藤潤	公認会計士
補助者	田中友也	公認会計士
補助者	小早川佑介	公認会計士
補助者	赤塚法生	公認会計士
補助者	山田麻登	弁護士

第7. 特定の事件を選定した理由

三重県は、「自立した地域経営」の実現を目指して「三重県行財政改革取組」を策定し、行財政改革を推進している。当該改革の一つとして「民間活力の有効活用」が掲げられているが、これは、県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、多様な公共サービスの提供手法を比較検討し、民間活力の導入を図っていくことを目的とするものである。

県は外部委託に関する方針として平成18年6月に「外部委託に係るガイドライン」を改訂し、事務事業の外部委託化を推進してきたが、平成25年3月に民間活力の導入に関する新たな指針である「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにおいて、外部委託は民間活力導入手法の一つとして位置づけられており、県にとって外部委託は重要な課題となっている。

また、県の委託料支出の平成24年度決算額は、一般会計において289億円と多額であり、県の財政に与える影響は大きい。

このような状況に鑑み、外部委託について合规性、経済性及び効率性を検討することは、県が民間活力の導入において達成しようとする行政サービスの質の向上と行政運営の効率化に資する情報を提供するものであると考え、監査テーマとして選定した。

第8. 外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ①契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか
- ②委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ③契約金額の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
- ④履行管理が適切に実施されているか
- ⑤コストの管理が適切に実施されているか
- ⑥委託の効果が適切に把握・検証されているか

(2) 主な監査手続

- ①関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ②関係法令等への準拠性の検証
- ③内部管理文書等の閲覧
- ④証拠書類との突合

第9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 委託契約の概要

第1. 契約方法の種類

(1) 概要

地方公共団体の契約は、公正かつ合理的に処理され、適正に行われなければならない。そこで、入札参加資格を有する者に入札の機会を均等に与え、公開された手続において、不特定多数の参加者の公正な競争による価格決定が行われる一般競争入札を原則とし、一般競争入札によって契約を締結することが不利益となる場合や客観的に困難である場合等、一般競争入札によることが適当でない場合に限り、一般競争入札によらないことができるとされている。

《地方自治法第234条》

(第1項)

売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(第2項)

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(2) 契約方法の種類

① 契約方法

(i) 一般競争入札

一般競争入札は、入札の内容を公告して一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって申込みをした者を契約の相手方とする契約方法である。一般競争入札では、入札前に全参加申請者の入札参加資格の確認を行う。

先に述べたとおり、地方公共団体の契約は、この一般競争入札を原則としており、三重県においても当然この方法が原則である。

(ii) 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札は、事前に入札に関する公告を行い、競争に参加した希望者のうち、価格と価格以外の要素との総合評価で最も優れた者が落札者となる契約方法である。最低価格による申込者が落札者となる一般競争入

札と比べ、民間事業者等の持つ優れた技術面や企業実績等に対して客観的な評価を行うことで、低価格高品質の調達が可能となる。

三重県においては、以下の業務を総合評価一般競争入札で試行するものとし、一及び二については設計金額が1,000万円以上、三及び四については設計金額が2,000万円以上のものを対象としている。

- | |
|---|
| 一 清掃業務 |
| 二 警備業務 |
| 三 情報システム |
| 四 その他発注機関の長が総合評価一般競争入札に基づき執行することが
適当であると認めた業務等 |

なお三重県が総合評価一般競争入札により発注する庁舎等の清掃及び警備業務委託について、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に基づき落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）を実施している。

(iii) 指名競争入札

指名競争入札は、資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって申込みをした者を契約の相手方とする契約方法である。

指名競争入札は、地方自治法施行令第167条各号に規定される次の場合にのみ行うことができる。

- | |
|--|
| 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が
一般競争入札に適しないものをするとき。 |
| 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付
する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 |
| 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 |

なお、一般競争入札の参加資格については地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号において定められているほか、第167条の5第1項において、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができることとされており、これらの規定は第167条の11第1項から第3項にお

いて指名競争入札においても準用されている。以上を受けて三重県会計規則第61条では以下のとおり規定されている。

(競争入札参加資格)

第六十一条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が必要とする資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - 二 令第百六十七条の四第二項に該当する者でないこと。
 - 三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 2 知事は、前項各号に規定するもののほか、必要があるときは、当該競争入札に必要な参加資格を定めることができる。
- 3 第一項各号の競争入札参加資格及び前項に規定する当該競争入札に必要な参加資格の確認の方法は、知事が別に定める。
- 4 知事は、第二項の規定により定めた参加資格のうち令第百六十七条の五第一項に係るものについては、公示しなければならない。

(iv) 随意契約

随意契約は、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選択した特定人を契約の相手方とする契約方法である。なお、履行可能な者が特定の者に限られるなど一定の理由がある場合については、その特定の者を契約の相手方とする1者随意契約（特命随意契約）を行うことができる。

また、単に価格要件だけでは相手方を決定しがたい契約について、品質、機能、企画などの要件を加えて総合的に優れているものを選定する手法として企画提案コンペがある。これは、公募又は指名により企画提案を募り、あらかじめ提案内容に沿って評価・選定基準を定めておき審査員による審査を経て最優秀提案を選定しその提案者と随意契約するものである。

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される場合のみ行うことができる。

《地方自治法施行令》

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類

に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法

（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品

<p>として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。</p> <p>五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>六 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>九 落札者が契約を締結しないとき。</p>

別表第五 (第百六十七条の二関係)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

② 各契約方法の長所と短所

(i) 一般競争入札

長所	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格者に入札の機会が均等に与えられ、公正な競争による有利な価格決定を行うことができ、経済的である。 契約手続の公開により特定業者への便宜が抑制され、慎重な手続により公正性が高まる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 価格決定において低廉第一主義となる可能性があり、品質・サービスが低下するおそれがある。 慎重な手続のため、臨機応変の対応がとれないおそれがある。 公告や入札に手数や経費がかかる。

(ii) 総合評価一般競争入札

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・品質と価格の総合評価により、発注者にとって有利な調達が可能となる。 ・優れた技術力のある企業による競争が促進される。 ・不適切な企業の排除、入札談合の発生防止が期待される。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・品質とコストの点数配分のウエイト付けが難しい。 ・一般競争入札以上に公告や入札に手数や経費がかかる。

(iii) 指名競争入札

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札と同様に競争原理が働くため、経済的である。 ・資産、信用、経験等の確かな相手を選定でき、一定水準以上の品質・サービスを担保できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・価格決定において低廉第一主義となる可能性があり、品質・サービスの低下のおそれがある。 ・慎重な手続のため、臨機応変の対応がとれないおそれがある。 ・公告や入札に手数や経費がかかる。 ・入札参加者が特定されるため、一般競争入札に比べ参加機会が公平でない。 ・限られた業者を指名するため、談合のおそれが高まる。

(iv) 随意契約

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続が簡易である。 ・資産、信用、経験等の確かな相手を選定でき、一定水準以上の品質・サービスを担保できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・競争原理が働きにくいいため、不利な契約を締結するおそれがある。 ・供給者が固定され、不正のおそれが高まる。

③ 特定調達契約

特定調達契約とは、地方公共団体では都道府県及び政令指定都市の締結する契約のうち、「世界貿易機関 (WTO) を設立するためのマラケシュ協定」中の「政府調達に関する協定」の適用を受ける高額 of 契約のことをいう。平成 24 年度及び平成 25 年度においては、次に掲げる額のもので、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号)」の規定が適用される調達契約が対象となっている。

(単位：百万円)

区分	金額
物品等の調達契約	25
特定役務のうち建設工事の調達契約	1,940
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	190
特定役務のうち上記以外の調達契約	25

第2. 三重県における契約事務の流れ

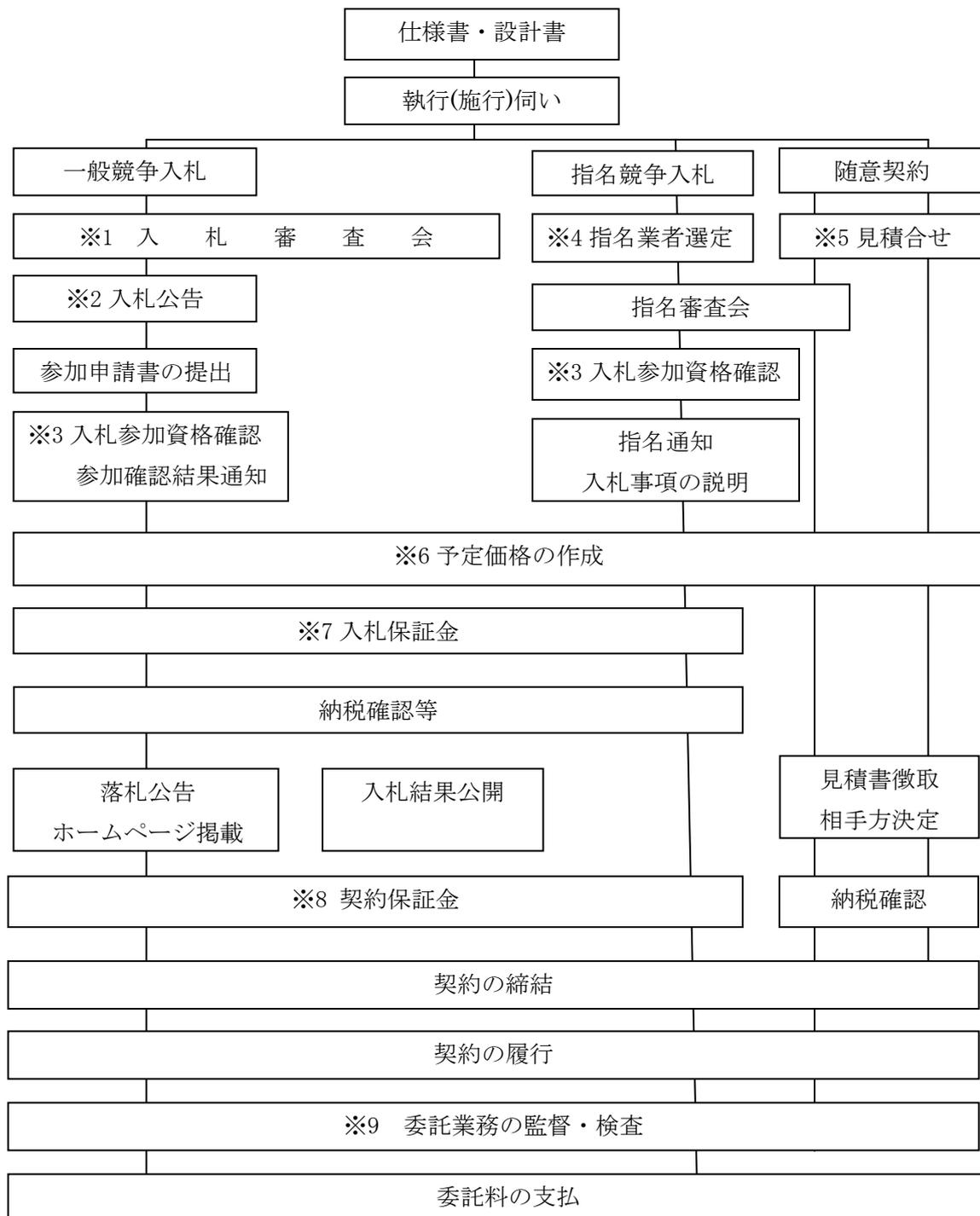
(1) 契約事務の流れ

委託業務の契約事務の概略は以下のとおりである。

- ① 委託を実施する業務について、その内容に基づき仕様書と設計書を作成し、執行伺いにより決裁を受ける。
- ② 「第1. 契約方法の種類 (2) 契約方法の種類 ① 契約方法」に記載したとおり、委託業務の内容及び設計金額に基づいて、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれかの方法により、委託契約の相手先を選定し、契約の締結を行う。
- ③ 委託業務が適切に履行されていることを確認するため監督を行い、業務業務終了後には実績報告等の完了報告を受けて履行確認の検査を行う。
- ④ 履行確認後、委託先からの請求書の提出を受けて支払いを行う。

次頁に、業務フロー図を記載した。

(業務フロー図)



(出納局提供資料に加筆)

※1 入札審査会

契約締結権者の要請に応じて、各所属等において定められた「競争入札審査会設置要綱」に基づき設置されたもので、個々の契約の内容に従い、入札参加者の選定のほか一般競争入札参加資格及び落札資格要件の設定、仕様又は機種の選定、1者入札となった場合の有効性の判断等について適宜、確認を行う（三重県会計規則運用方針第63条関係4）。

※2 入札公告

契約締結権者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、三重県広報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告をしなければならない（三重県会計規則第62条第1項）。このうちいずれの方法ととった場合でも、三重県のホームページへの掲載は省くことができず、このホームページへの掲載は三重県物件等電子調達システムを利用して行うものとされる（同運用方針第62条関係3、4）。

※3 入札参加資格

一般入札又は指名競争入札に参加する者が必要とする資格は 契約を締結する能力の有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者でないこと、県税又は地方消費税を滞納している者でないことである（同規則第61条1項）。

※4 指名業者選定

契約締結権者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札参加資格を有する者を、原則として5人以上指名しなければならない（同規則第63条）。県は、入札参加機会の公平性を契約事務の構成の確保を重視さらに競争性を発揮させるため、できる限り一般競争入札で行っていくものとする（同運用方針第63条関係2）。

※5 見積合せ

契約締結権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならない（同規則第74条第1項）。

※6 予定価格

契約締結権者は、競争入札又は随意契約により契約を締結しようとするとき

は、知事が別に定めるものを除き、予定価格を定めなければならない(同規則第 65 条)。予定価格は、県が契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であり、実務としては契約締結に係る専決者が作成する(同運用方針第 65 条関係 1)。競争入札により契約の相手方を決定する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものとされる(地方自治法 234 条第 3 項)。随意契約の場合においてもあらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照することにより価格が適当かどうか判断し相手方を決定しなければならない(同運用方針第 65 条関係 7)。

予定価格は、予算の範囲内で契約の目的となるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めるものとする(同運用方針第 65 条関係 11)。

※7 入札保証金

競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、入札価格の 100 分の 5 以上とする(同規則第 67 条)。競争入札に係る参加資格を有し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合には、入札保証金の全部または一部を免除することができる(同規則第 67 条第 2 項)。

※8 契約保証金

契約の相手方となる者の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする(同規則第 75 条第 1 項)。契約の相手方が過去 3 年の間に当該委託契約と規模を同じくする契約実績を有しこれらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき等の場合には契約保証金の全部又は一部を免除することができる(同規則第 75 条第 4 項)。

※9 委託業務の監督・検査

契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならない(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項)とされており、「監督」と「検査」は、契約の目的に適った履行の確保を図るための手段である(同運用方針第 84 条関係 1)。

(2) 業務委託における再委託

① 再委託

業務委託の再委託については、各部局によって定め方に相違はあるものの、契約書等において概ね以下のように分類され規定されている。

再委託の範囲	再委託の可否
全部	一括再委託不可
一部	可（県の承諾必要）

上記のうち、県の承諾が必要な場合には、契約内容によって条文に違いはあるものの契約書において受託者は事前に県に書面を提出し承認を得ることと定められている。

② 再委託の長所と短所

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の中の特定の内容について、より高い品質・サービスの提供が期待できる。 ・受託者が自社よりも低コストの業者に再委託することで、全体としてのコスト削減が期待できる。 ・受託者の専門外の業務を組み込むことができ、総合的なサービスの提供が期待できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する者が増えるため、工程が伸びる。 ・委託業務の監督が十分に行えず、適正な履行が確保できない恐れがある。 ・関係する者が増えることにより、情報漏洩のリスクが高まる。

第3. 外部委託に関する県の取り組み

(1) 「外部委託に係るガイドライン」について

三重県は平成10年度に「外部委託に係るガイドライン」を策定した。同ガイドラインでは、県が関与すべき事業のうち、実施部門の業務について以下の4点に留意して外部委託化を検討し、可能なものから順次、外部委託を図っていく必要があるとされた。

- ①外部委託を実施することにより、総体として効率性が拡大するか否か（サービスの質とコストの比較分析）を検証すること
- ②合理的な理由なく、委託組織の長期固定化、業務の独占などが生ずることがないように透明性をもった委託手続をとること
- ③定期的に見直しを実施するシステムを確立すること
- ④住民サービスの低下を招くことのないようにすること

なお、県と民間との役割分担を明確にし、県民へのサービスの質の向上及び業務の効率化を図る観点に留意して、平成18年度に同ガイドラインは改定されている。

(2) 「民間活力の導入に関するガイドライン」について

(1)に記載のとおり、県は「外部委託に係るガイドライン」に基づき、事務事業の外部委託化を進めることで民間活力の導入を図ってきた。しかし、民間活力の導入手法として、外部委託以外にもPFIや指定管理者制度など、民間事業者等の優れた技術やノウハウを活用する方式に多様化が進んだことから、平成25年3月に「民間活力の導入に関するガイドライン」が策定された。

①民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入にあたっては、以下の視点により検討を行い、順次、その導入を図ることとされている。

- (i) サービスの質の向上（適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行）
民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、県民ニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、公共サービスの質の向上を図ること。
- (ii) 行政運営の効率化（業務の効率化とコストの適正化）
民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減が図られること。

②民間活力の導入に係る留意点

民間活力の導入にあたっては、以下の点に留意のうえ、計画的に推進することとされている。

- (i) コスト比較
県が直接実施する場合と民間活力を導入する場合とのコスト比較について、サービスの質の向上を図る観点に留意した上で、事業期間全体におけるライフサイクルコストの最適化の視点も踏まえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、事業総体としての効率性が拡大するか否かについて検討するものとします。
- (ii) 民間事業者等の状況の把握
民間活力を導入するにあたっては、どのような相手方が望ましいかの観点から、相手方となり得る民間事業者、地域の団体、NPO等について、業務遂行能力、法令遵守の状況、障がい者雇用の取組状況等について把握するとともに、新たな団体等の発掘にも努めるものとします。
- (iii) 競争性の確保
民間事業者等の選定については、合理的な理由がなく、相手先の長期固定化、業務の独占などが生じないように、競争性をもった選定手続きをとるものとします。
また、相手先を特定している業務については、可能な限り業務内容等の見直しを行ったうえで、競争性のある方法をにより選定を行うとともに、引き続き、特定の者と契約等をする場合にあっては、その理由を明確にしておくなど競争性を確保しておくものとします。

(iv) 効率的、効果的な選定手法の活用

効率化と併せ、サービスの質の向上を図る観点から、民間事業者等の創意工夫のある提案を求める企画提案コンペ方式、価格以外の要素も含めて契約先等を決定する総合評価方式による発注方法も積極的に活用するものとします。

(v) サービスの質の確保

民間活力を導入する事務事業内容によっては、発注段階にサービスの具体的水準を定め、サービス内容が適正に確保されるよう性能発注を行い、サービスレベルに関する協定を締結するなど、サービスの質の確保に努めるものとします。

(vi) 責任の所在の明確化

あらかじめ県と民間事業者等との責任の範囲を明確にしておくとともに定期的に実施状況等の確認を行い、問題のある場合は、契約の解除や損害賠償請求を行うこととするなど、契約条項においてサービスの精度、確実性、信頼性を担保するとともに、責任の所在を明確にするものとします。

(vii) 機密性の保持

個人情報保護、機密性の保持等が必要な場合は、あらかじめ契約条項に業務上知り得た情報の漏えい防止などを明記するとともに、受託者にも個人情報の保護などの重要性を認識させ、管理に関する責任の所在を明確にしておくものとします。

(viii) 情報の提供

民間活力の導入状況について、透明性、公明性を確保するため、必要に応じ、その選定過程から実施状況、監視・検証といった各段階における情報をホームページ等により公開するとともに、民間活力の導入結果等、具体的な成果についても広く県民等へ情報提供するものとします。

(ix) モニタリング及び検証

民間活力の導入によりサービスの水準や事務事業の効率化が低下しないよう、民間事業者等の実施状況について、現地における調査や利用者アンケートなどの方法により継続的に管理監督を行うモニタリング体制を整備することとします。

また、モニタリングにより把握した事務事業の実施状況については、単に

履行確認にとどまることなく、民間活力の導入によるサービスの向上や経費の削減などについて把握するとともに、第三者による意見を反映するなど、その課題についても検証を行い、適切な検証が行われる体制づくりに努めるものとします。

③民間活力の導入手法一覧

民間活力の導入については、以下の手法から、事務事業内容に応じた適切な手法を選択し、導入の検討を行うこととされている。

	導入手法		対象業務
1	地方独立行政法人		地方独立行政法人法に規定された業務
2	指定管理者制度		公の施設の管理運営業務
3	PFI 等	PFI	PFI 法に基づく公共施設等の整備一体発注業務
		PFI 的手法	PFI の事業方式を活用した、公共施設等の整備一体発注業務
4	外部委託等	委託	個々の業務、一体の業務
		人材派遣	

ここで、委託とは、県が行政責任を果たす上で、必要となる監督権などを留保しつつ、その事務を民間事業者、外部の団体及び個人などに委託することをいう。

④委託の検討対象事務事業

委託を検討する主な業務の類型は以下のとおりである。

(i) 定型的業務

データ管理業務、統計・調査業務、アンケート業務、窓口サービス業務、収納・給付・融資業務など

(ii) 公共施設管理・運営業務

庁舎等維持管理業務、県管理施設管理運営業務など

(iii) イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会・講習会、職員研修、広報・啓発等の企画・運営業務など

(iv) 専門的な知識や技術を要する業務

設計・測量業務、用地買収業務、公共工事の現場監督に関する業務、検査業務、技術指導・訓練業務、調査委託業務、債権回収業務など

(v) 高度な知識・技術を要し、技術革新が早い業務

情報化関連業務、試験研究・分析業務など

⑤委託を行う業務の単位

委託を行う業務の単位としては、個々の業務のほか、共通又は類似の業務を集約したり、企画から運営といった一連の業務を対象としたりするなど、効率的な発注単位について検討を行っている。

⑥委託先の検討について

委託先について、事務事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう、民間事業者や外部の団体、個人等、幅広く検討を行うこととされている。

【検討事項等】

- (i) 県が直接実施する場合に比べ、人件費等を含む経費の節減が可能かどうか比較、検討すること。
- (ii) あらかじめ県と委託先との責任の範囲を明確にしておくとともに、業務の履行過程における県の管理監督についても明確にしておくこと。
- (iii) 公権力の行使や政策立案など県が直接実施すべき事務事業であっても、それに付随する定型的業務などは、細分化しての委託も検討すること。
- (iv) 異なる事務事業においても類似した業務を一括りにしたり、窓口業務全体を委託したりするなど、業務を包括的に取りまとめた上での委託も検討すること。
- (v) 一連の業務をプロセスに分けて、個々の業務が発注可能かについての検討も行うこと。
- (vi) 委託先の選定について、資格要件の設定等により、事務事業の目的に沿った効果が期待できる委託先を検討すること。

(3) 「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」について

この指針は平成12年10月に、特に単年度契約になじみにくく、かつ政策的判断が伴わない事務に係ると思われる「物品リース契約」及び「業務委託等」について、事務処理の一層の適正化、効率化を図るとともに、受注者の長期固定化や業務の独占などが生じないよう、競争性、透明性を確保、促進する観点から、債務負担行為を設定する場合の取扱いについて策定したものである。

この中で委託業務等について、債務負担行為の活用により複数年契約を行う方が有利になると考えられる場合に設定するとされ、債務負担行為を設定して複数年契約とするかどうかを判断するにあたっての留意点として、合規性の確認と事務処理の適正化、競争性透明性の促進、スケールメリットによるトータルコストの縮減、公平性の確保と業務独占の排除などが挙げられている。

第4. 平成25年度委託料

平成25年度に支出された委託料の件数と金額は以下のとおりである。なお、委託料の件数と金額は各部局からの回答に基づいている。

(1) 委託料の金額と件数(部局別)

(金額単位：百万円)

部局	項目	平成24年度	平成25年度	増減
防災対策部	委託件数	113	115	2
	委託金額	374	537	163
戦略企画部	委託件数	32	38	6
	委託金額	49	62	13
総務部	委託件数	454	382	-72
	委託金額	1,078	1,292	214
健康福祉部	委託件数	875	818	-57
	委託金額	1,791	2,057	266
環境生活部	委託件数	451	430	-21
	委託金額	2,407	2,737	330
地域連携部	委託件数	161	155	-6
	委託金額	1,456	1,465	9
農林水産部	委託件数	901	849	-52
	委託金額	2,717	2,741	24
雇用経済部	委託件数	505	545	40
	委託金額	1,457	2,389	932
県土整備部	委託件数	2,874	2,786	-88
	委託金額	17,865	16,960	-905
出納局	委託件数	10	13	3
	委託金額	64	71	7
企業庁	委託件数	302	295	-7
	委託金額	1,918	2,019	101
病院事業庁	委託件数	106	115	9
	委託金額	434	445	11
教育委員会事務局	委託件数	1,433	1,474	41
	委託金額	1,720	1,927	207
議会事務局	委託件数	55	47	-8
	委託金額	64	68	4
監査委員事務局	委託件数	1	1	0
	委託金額	2	2	0
人事委員会事務局	委託件数	6	8	2
	委託金額	4	4	0
三重県警察	委託件数	1,904	2,286	382
	委託金額	1,532	1,392	-140
合計	委託件数	10,183	10,357	174
	委託金額	34,932	36,168	1,236

(2) 本庁と地域機関の委託料(部局別)

(金額単位：百万円)

部局	項目	本庁	地域機関
防災対策部	委託件数	76	39
	委託金額	491	46
戦略企画部	委託件数	35	3
	委託金額	59	3
総務部	委託件数	210	172
	委託金額	960	332
健康福祉部	委託件数	460	358
	委託金額	1,631	426
環境生活部	委託件数	259	171
	委託金額	2,369	368
地域連携部	委託件数	129	26
	委託金額	1,345	119
農林水産部	委託件数	165	684
	委託金額	706	2,035
雇用経済部	委託件数	362	183
	委託金額	2,177	212
県土整備部	委託件数	174	2,612
	委託金額	5,947	11,013
出納局	委託件数	13	0
	委託金額	71	0
企業庁	委託件数	14	281
	委託金額	12	2,007
病院事業庁	委託件数	8	107
	委託金額	20	424
教育委員会事務局	委託件数	305	1,169
	委託金額	1,034	893
議会事務局	委託件数	47	0
	委託金額	68	0
監査委員事務局	委託件数	1	0
	委託金額	2	0
人事委員会事務局	委託件数	8	0
	委託金額	4	0
三重県警察	委託件数	249	2,037
	委託金額	1,333	59
合計	委託件数	2,515	7,842
	委託金額	18,229	17,937

本庁の委託金額の平均が 7.2 百万円であるのに対し、地域機関の委託金額の平均は 2.3 百万円である。

(3) 契約方法別の委託料（部局別）

（金額単位：百万円）

部局	項目	一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約	指定管理 (公募)	指定管理 (公募以外)	合計
防災対策部	委託件数	33	5	77	0	0	115
	委託金額	105	11	421	0	0	537
戦略企画部	委託件数	7	0	31	0	0	38
	委託金額	35	0	27	0	0	62
総務部	委託件数	101	21	260	0	0	382
	委託金額	758	22	512	0	0	1,292
健康福祉部	委託件数	55	5	758	0	0	818
	委託金額	213	19	1,823	0	0	2,057
環境生活部	委託件数	125	15	286	4	0	430
	委託金額	1,322	89	470	856	0	2,737
地域連携部	委託件数	36	5	110	3	1	155
	委託金額	555	32	382	475	21	1,465
農林水産部	委託件数	100	296	451	2	0	849
	委託金額	430	1,385	876	49	0	2,741
雇用経済部	委託件数	17	0	528	0	0	545
	委託金額	150	0	2,239	0	0	2,389
県土整備部	委託件数	877	916	983	9	1	2,786
	委託金額	4,358	3,661	5,590	769	2,581	16,960
出納局	委託件数	5	0	8	0	0	13
	委託金額	66	0	5	0	0	71
企業庁	委託件数	49	70	176	0	0	295
	委託金額	713	1,173	133	0	0	2,019
病院事業庁	委託件数	48	1	65	1	0	115
	委託金額	309	1	125	10	0	445
教育委員会 事務局	委託件数	139	32	1,301	2	0	1,474
	委託金額	1,136	65	619	107	0	1,927
議会事務局	委託件数	0	0	47	0	0	47
	委託金額	0	0	68	0	0	68
監査委員事 務局	委託件数	0	0	1	0	0	1
	委託金額	0	0	2	0	0	2
人事委員会 事務局	委託件数	0	0	8	0	0	8
	委託金額	0	0	4	0	0	4
三重県警察	委託件数	62	0	2,224	0	0	2,286
	委託金額	917	0	475	0	0	1,392
合計	委託件数	1,654	1,366	7,314	21	2	10,357
	委託金額	11,068	6,458	13,770	2,265	2,602	36,168

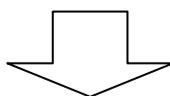
指定管理以外の契約が委託金額に占める割合は、86.5%である。

第5. 監査対象案件

平成26年度包括外部監査の実施にあたり、以下の手順により監査対象となる委託契約を抽出している。

《第1段階》 委託料の全体像の把握

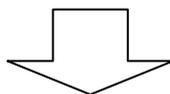
三重県の委託料の全体像を把握するため、平成25年度に支出された委託料の件数及び金額について各部局に問い合わせを行った（「第4. 平成25年度委託料」参照）。



《第2段階》 アンケート分析

第1段階の結果を踏まえ、監査対象年度（平成25年度）における最終契約額5百万円以上の本庁分の委託契約に関して、各部局に対しアンケートを実施した（「第3章 アンケート分析」参照）。

本庁を対象としたのは、本庁における委託契約額の平均が地域機関と比べて明らかに高いことから、重要性が高いと判断したためである（「第4. 平成25年度委託料」参照）。



《第3段階》 監査対象となる委託契約の抽出

第2段階の結果を踏まえ、一定の基準に基づき、監査対象となる委託契約を抽出した（「第3章 アンケート分析 第10. 監査対象案件の抽出基準」参照）。

なお、指定管理者制度に関する委託料については、委託料全体に占める割合が低いこと（「第4. 平成25年度委託料」参照）、及び平成21年度包括外部監査の対象となっていることから、今回の監査では抽出の対象外としている。

監査対象となった委託契約の個別の監査結果については、「第5章 外部監査の指摘及び意見」に記載している。

第3章 アンケート分析

監査対象年度(平成25年度)における最終契約金額5百万円以上の本庁分の委託契約に関して、三重県各部局に対しアンケートを実施した。以下において、アンケートを実施した項目とその回答結果を集約し、三重県の委託契約における大局的状況を記載する。

【アンケート実施項目について】

No.	アンケート項目	調査目的
1	契約締結の決裁日、契約日、契約期間(開始日及び終了日)	契約締結事務の実施状況の確認
2	予算費目(会計、款、項、目)	予算費目の把握
3	委託類型(業務内容)	業務の概要把握
4	予定価格及び契約額並びに落札率	委託契約の規模並びに落札率の把握
5	契約方法	契約形態の把握
6	一般競争入札の場合 総合評価方式かそれ以外か	一般競争入札における業者選定方法の把握
7	指名競争入札の場合 公募型かそれ以外か	指名競争入札における業者募集方法の把握
8	随意契約の場合 単独見積、見積合せ、コンペ・プロポーザル方式、それ以外のいずれか	随意契約における経済性等確保のための事務実施状況の把握
9	随意契約の場合 随意契約理由は何か	随意契約理由概要の把握
10	県と委託先との関係	県と委託先との関係の把握
11	予定価格の算定方法	予定価格の設定にかかる積算が合理的になされているかの検証
12	予定価格の事前公表	情報公開状況の把握
13	指名競争の場合の入札参加者の指名数	入札の公平性並びに経済性確保状況の把握
14	入札参加者数 (随意契約の場合は、見積書徴取先数)	入札の公平性並びに経済性確保状況の把握
15	同一の委託先との連続契約年数	契約年数の長短と経済性確保状況の把握
16	再委託の有無及びその金額並びに契約額に対する割合	再委託により実質的に業務を実施していない業務委託の有無の把握
17	積算内訳表の有無	予定価格の妥当性検証のための資料の入手状況の把握

アンケートの対象となった、最終契約額 5 百万円以上の本庁分の委託契約は以下のとおり 450 件である。

契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約※	合計
契約件数(件)	119	27	304	450
構成比率	26.4%	6.0%	67.6%	100.0%
最終契約金額(百万円)	12,025	429	11,742	24,196
構成比率	49.7%	1.8%	48.5%	100.0%
1 件当たり平均契約金額(百万円)	101	16	39	54

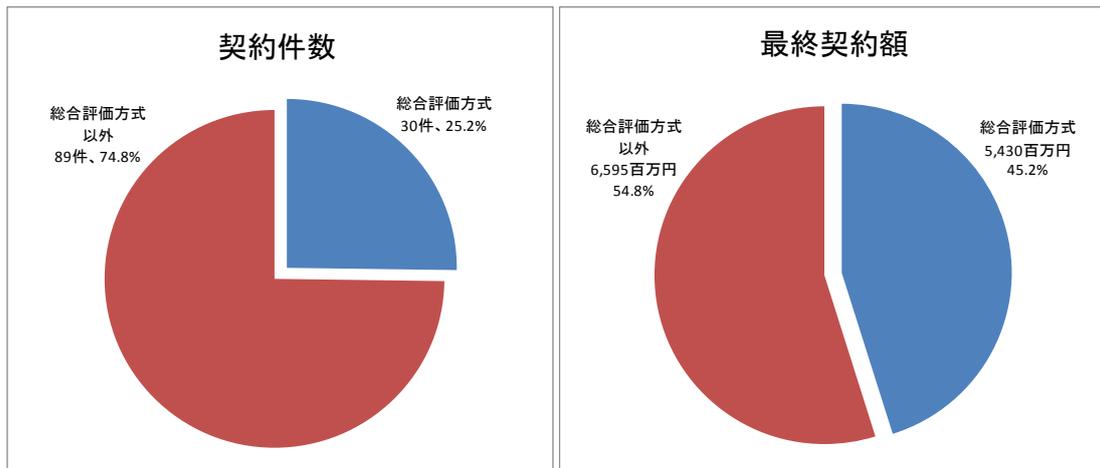
※特命随意契約のほか、見積合せ、コンペ・プロポーザル方式など競争性のある契約方法を含む。

第 1. 一般競争入札における総合評価方式の採用について

一般競争入札における落札者の決定において、価格その他の要素を総合的に判断する総合評価方式とそれ以外の方式のいずれによっているかについて、アンケート結果を集計した。

	総合評価方式	その他	合計
契約件数(件)	30	89	119
構成比率	25.2%	74.8%	100.0%
最終契約金額(百万円)	5,430	6,595	12,025
構成比率	45.2%	54.8%	100.0%
1 件当たり平均契約金額(百万円)	181	74	101

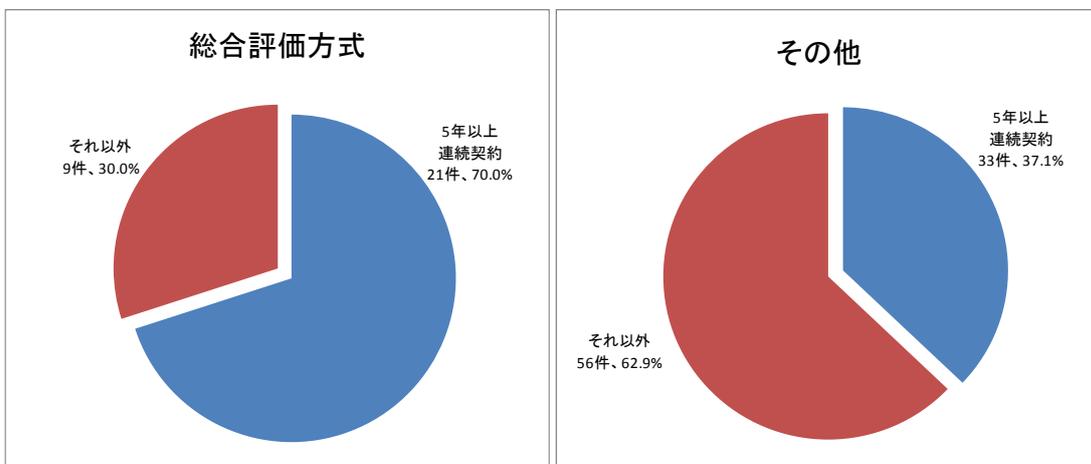
総合評価方式は件数割合で 25.2%、金額割合で 45.2%に達している。また、1 件当たり平均契約金額も一般競争入札の平均額を上回っている。このように総合評価方式は県において活用が図られており、重要な契約方式になっているといえる。



第2. 一般競争入札における連続契約年数について

毎期継続して発生する委託業務について、一般競争入札の結果、同一の委託業者と5年以上連続して契約を行っている事例を総合評価方式とそれ以外の方式のいずれによっているかアンケート結果から集計した。

	総合評価方式	その他	合計
契約件数(件) (①)	30	89	119
5年以上の連続契約の件数(件) (②)	21	33	54
連続契約件数の割合(②/①)	70.0%	37.1%	45.4%
②のうち一者入札の件数(件) (③)	5	17	22
連続契約のうち一者入札の割合(③/②)	23.8%	51.5%	40.7%



同一の委託業者と5年以上連続して契約を行っている事例は54件ある。全体の45.4%を占めており、かなり高い割合となっている。

総合評価方式について見てみると、連続契約している件数の割合は70.0%にも達している。このうち、約4分の1の5件は一者入札となっており競争が発生していないが、残りの16件では入札参加者が複数いるにもかかわらず、同一の委託業者が選ばれ続けている。競争の結果として同一の委託業者が選ばれ続けることは必ずしも問題ではないが、より競争性を確保するため、入札参加者に提案の質の向上を促すことが有効と考えられる(第4章監査結果の総括第7参照)。

総合評価方式以外については、連続契約している件数の割合は37.1%であり、そのうち約半分が一者入札となっている。より競争性を確保する観点から、一者入札の解消に努めることが望ましいと考えられる(第4章監査結果の総括第8参照)。

第3. 指名競争入札における連続契約年数について

毎期継続して発生する委託業務について、指名競争入札の結果、同一の委託業者と5年以上連続して契約を行っている事例をアンケート結果から集計した。

	指名競争入札
契約件数(件) (①)	27
入札参加者の平均指名数	10者
5年以上の連続契約の件数(件) (②)	1
連続契約件数の割合(②/①)	3.7%
②のうち一者入札の件数(件) (③)	0
連続契約のうち一者入札の割合 (③/②)	0.0%

同一の委託業者と5年以上連続して契約を行っている事例は1件のみである。指名競争入札であるため基本的に一者入札とはならないことから、同一の委託業者による連続契約にはなりにくいと思われる。このことから、「第2. 一般競争入札における連続契約年数について」のように一般競争入札において一者入札をどのように回避するかが重要な課題であるといえる。

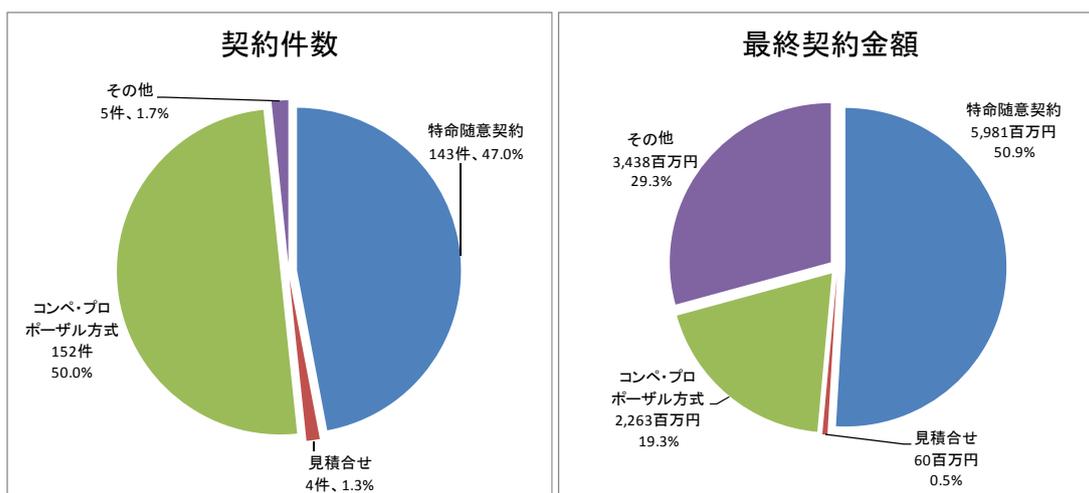
第4. 随意契約における契約理由及び委託業者の選定方法について

随意契約における契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項1～9号のいずれに該当するかアンケート結果を集計した。次表のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約が圧倒的に高い割合を占めている。

	2号随意契約	2号以外	合計
契約件数(件)	296	8	304
構成比率	97.4%	2.6%	100.0%
最終契約金額(百万円)	11,444	298	11,742
構成比率	97.5%	2.5%	100.0%

次に、随意契約における委託業者の選定方法について、特命随意契約、見積合せ、コンペ・プロポーザル方式、その他のいずれによっているかについて、アンケート結果を集計した。

	特命随意契約	見積合せ	コンペ・プロ ポーザル方式	その他
契約件数(件)	143	4	152	5
構成比率	47.0%	1.3%	50.0%	1.7%
最終契約金額(百万円)	5,981	60	2,263	3,438
構成比率	50.9%	0.5%	19.3%	29.3%
1件当たり平均契約金額 (百万円)	42	15	15	688



コンペ・プロポーザル方式で締結したものが、契約件数の50.0%、契約金額の19.3%、特命随意契約を締結したものが、契約件数の47.0%、契約金額の50.9%を占めている。コンペ・プロポーザル方式は特命随意契約とほぼ同数で

あるが、金額的には特命随意契約の4割ほどしかなく、比較的金額の低い契約で採用されていると思われる。その他の方式は5件しかないが、道路に係る特定の委託契約の金額が大きいため、金額的には全体の3割近くを占めている。

また、特命随意契約143件のうち、落札率が99%以上の契約が96件あった。これに対し、コンペ・プロポーザル方式152件のうち、落札率が99%以上の契約は64件であった。予定価格の設定方法にもよるため、落札率が高いことをもって一概に契約金額が高いとはいえないが、コンペ・プロポーザル方式と比較すると特命随意契約は落札率が高くなる傾向にあることが分かる。特命随意契約を採用する場合には競争性が働かないため、予定価格の設定方法が重要になると考えられる。

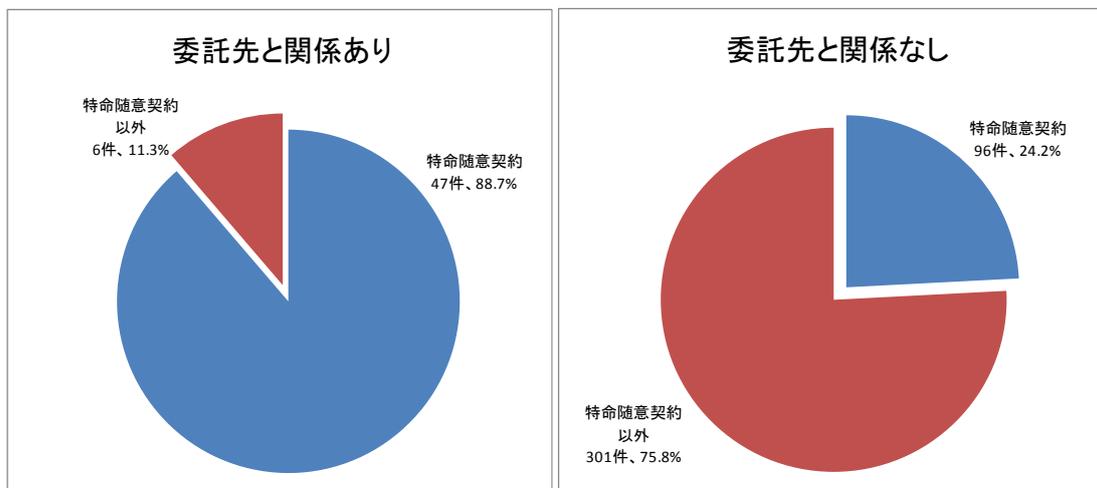
第5. 委託先との関係について

委託先が県と関係を有するか否かについてアンケート結果を集計し、契約件数等を比較した。なお、当該アンケートにおける回答については、①関係なし、②県が事務局、③県職員を派遣・駐在、④県から役員等に就任、⑤県が出資・出捐、⑥補助金等運営支援(債務保証を含む)、⑦その他、の7つの選択肢を設定しており、②～⑦に該当する場合に、県と委託先に関係があると判断している。

	委託先と関係あり	委託先と関係なし	合計
契約件数(件)	53	397	450
構成比率	11.8%	88.2%	100.0%
最終契約金額の合計 (百万円)	3,565	20,631	24,196
構成比率	14.7%	85.3%	100.0%
1件当たり平均契約金額 (百万円)	67	52	54

(契約件数の内訳)

	委託先と関係あり	委託先と関係なし	合計
一般競争入札(件)	1	118	119
指名競争入札(件)	0	27	27
随意契約(件)	52	252	304
(うち、特命随意契約)	(47)	(96)	(143)
合計	53	397	450



委託先と関係がある場合は、関係がない場合と比較して、1件当たり平均契約金額がやや高くなっているが、大きな差はない。特徴的なのは特命随意契約の割合が非常に高いという点であり、そのため競争性が働きにくくなっていると推測される。落札率は予定価格の設定方法にもよるため、落札率が高いことをもって一概に契約金額が高いとはいえないが、委託先と関係がある場合の特命随意契約47件のうち、38件は落札率が99%以上であった。

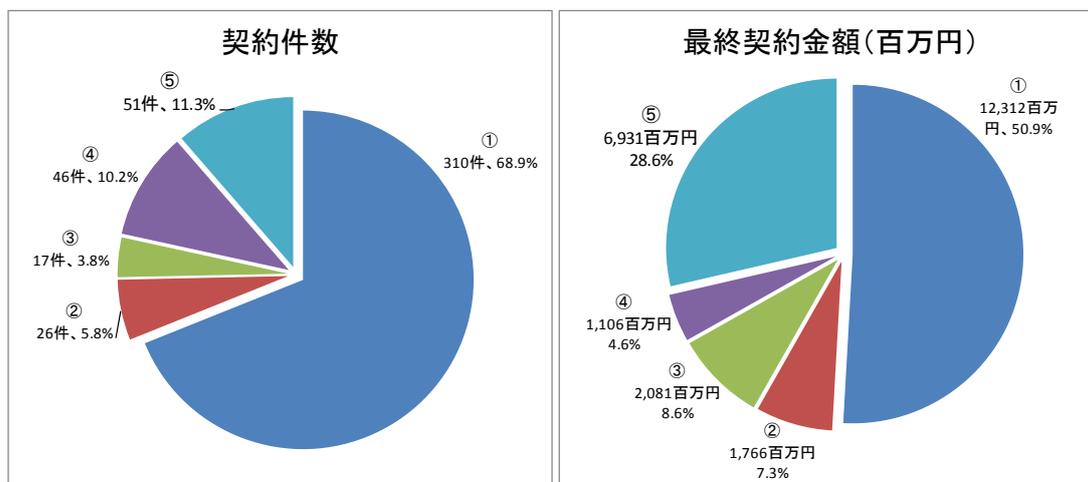
言うまでもなく特命随意契約とする理由について十分に説明できることが必要であるが、特命随意契約を前提とする場合にも予定価格の設定にかかる積算を緻密に行うことにより、競争性が働かない状況で契約金額が不相当に高くないようにしていくことが重要と思われる(第4章監査結果の総括第3参照)。

第6. 予定価格の算定方法について

予定価格の算定方法についてアンケート結果を集計し、契約件数等を比較した。なお、当該アンケートにおける回答については、①独自に経費等を積み上げて計算、②単独の参考見積書により算定、③複数の参考見積書により算定、④前年度契約金額を参考に算定、⑤その他、の5つの選択肢を設定している。

(単位：百万円)

	①	②	③	④	⑤
契約件数(件)	310	26	17	46	51
構成比率	68.9%	5.8%	3.8%	10.2%	11.3%
最終契約金額	12,312	1,766	2,081	1,106	6,931
構成比率	50.9%	7.3%	8.6%	4.6%	28.6%



予定価格の設定にかかる積算において「①独自に経費等を積み上げ積算」している契約は、件数では全体の68.9%、契約金額では全体の50.9%を占め、最も多い。実勢価格を反映させにくい方法と思われる「②単独の参考見積書により算定」及び「④前年度契約金額を参考に算定」は、合わせて契約件数において16.0%、契約金額において11.9%となっている。

第7. 監査対象案件の抽出基準

前述のように、各部局が所管する委託契約のうち、平成25年度における最終契約金額が5百万円以上の本庁分の委託契約についてアンケートを実施した。当該アンケートの結果に基づき、次の基準により抽出した委託契約を対象に監査を実施した。

《監査対象案件の抽出基準》

(抽出条件1)

契約金額が1億円以上の契約

(抽出条件2)

以下の項目のうち2項目以上に該当するもの

1. 落札率が95%以上の契約
2. 落札率が50%以下の契約
3. 県との関係ある団体との契約
4. 5年以上継続して同一の相手先と締結している契約
5. 入札参加者が2者以下の契約
6. 特命随意契約が締結されている契約
7. 再委託率が50%超若しくは把握されていない契約

(抽出条件3)

抽出条件1及び2に該当しないが、事業全体では多額となるものから3件抽出

上記の基準に基づき抽出を行った結果、監査対象となる部局別の委託契約件数は次頁の表のとおりとなった。

部局	抽出件数
防災対策部	9
戦略企画部	1
総務部	26
健康福祉部	43
環境生活部	14
地域連携部	22
農林水産部	14
雇用経済部	21
県土整備部	30
出納局	4
病院企業庁	1
教育委員会	21
議会事務局	1
警察本部	19
合計	226

監査対象となった委託契約の個別の監査結果については、「第5章 外部監査の指摘及び意見」に記載している。

第4章 監査結果の総括

「第2章 第3. 外部委託に関する県の取り組み」に記載したとおり、県は業務委託契約に関する様々な規則等を設けるとともに、平成10年度には「外部委託に係るガイドライン」、平成25年度には「民間活力の導入に関するガイドライン」を公表し、業務委託契約の透明性・競争性の確保及び効果的・効率的な選定手法を推進してきたところである。県のこうした取り組みについて高く評価したい。併せて、より一層の改善に努めていただきたく、以下、個別に監査を行った結果、総括的に気付いた事項について、まとめて記述する。入札・契約制度を所管する県出納局において検討していただきたい。

なお、以下の表は総括して記載する事項の一覧であるが、「仕組みの構築」は新しい仕組みを構築することを検討していただきたい事項であり、「各部局への周知」は既存の仕組みの中で改めてその趣旨を各部局に周知徹底していただきたい事項である。

事項	仕組みの構築	各部局への周知
1. 各部局の連携について	○	
2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について	○	
3. 予定価格の設定にかかる積算について		○
4. 業務履行能力の確認について	○	
5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について	○	
6. 再委託の承認について	○	
7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について		○
8. 一者入札について	○	
9. 履行確認について		○

第1. 各部局の連携について（意見）

今回の監査において、各部局の契約を個別に監査したところ、一部の部局で優れた取り組みが行われているケースがあった。こうした各部局の優れた取り組みを県全体に広めていく仕組みを構築することを検討すべきである。

例えば、後述する「第3. 予定価格の設定にかかる積算について」にも関連するが、類似した内容の業務委託であるにもかかわらず、積算の根拠が十分に

整っていない部局もあれば、一定の考え方に基づき積算の根拠を整備している部局もあった。考え方を共有できれば、積算根拠の透明性が向上すると考えられるし、積算を通じて、より経済性を追求できる可能性もある。また、積算行為の効率化が図られることから、積算に悩む担当者にとってもメリットがあると考えられる。

後述の「第7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について」においても、実施している部局とそうでない部局が存在した。考え方さえ共有できれば、どの部局においても実施は容易であると思われる。

このように、県の内部にはベスト・プラクティスというべき優れた取り組みが存在しているが、それを共有化する仕組みが構築されていない。ベスト・プラクティスの共有化は、コストをかけることなく、効果が見込めるものである。予算には制約があっても、「知恵」には制約がない。各部局のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、各部局の取り組みを共有できるような仕組みを構築していただきたい。

第2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）

今回の監査では、委託契約の契約内容、契約方法、予定価格等のデータを入力するため、各部局にアンケートを実施しているが（「第3章 アンケート分析」参照）、アンケートを行わなければ県の委託契約の全体像を把握できない状態になっていることは望ましいことではない。各部局がそれぞれの情報を管理するのではなく、県全体で情報が一元管理されていれば、委託契約の全体を把握しやすく、県にとってもメリットがあると考えられる。

例えば、予定価格の設定にかかる積算について、今回の監査において業務の特殊性などを理由に積算の困難さを訴える県担当者が複数いたが、仮に積算の内訳、実際の落札額及びその明細などの情報が過去から蓄積されていれば、他の契約における情報を参照することで、積算の困難さを解消できた可能性がある。また、過去から積算可能であった委託契約においても、こうした情報の蓄積は、より明確な根拠に基づいた、より効率的な積算の実施に資すると考えられる。さらに、他部局に類似の契約があることが分かれば、現在行われている特命随意契約や一者入札を、より競争性のある契約方法へ変更できる可能性もあると思われる。

県の委託契約の件数・金額は膨大であり、その全てを一元管理することは難しいかもしれない。しかし、そこから得られる情報の中には県にとって役立つものもあるはずである。価値のある情報を拾い上げ、活用できるようにする仕

組みの整備について検討することが望ましい。

第3. 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格は、県が契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であり、契約を締結しようとする事項の総額について定めるものである。ただし、一定期間継続してする製造、修理、供給その他の契約であって総額について定めることが困難な場合においては、単価によって定めることができるとされている。予定価格は、競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において定めることが必要である。

予定価格の積算は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。この点につき、三重県会計規則運用方針第65条関係においても以下のような規定がある。

（予定価格の設定と価格比較）

11 予定価格は、予算の範囲内で、契約の目的となるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（資料出所：三重県会計規則運用方針）

また、随意契約における予定価格の留意点についても以下のような規定が定められている。

（随意契約における予定価格）

7 随意契約により契約の相手方を決定する場合は、契約締結権者は特定の相手方と任意にこれを結ぶことができることから、価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある。そこで随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定しなければならない。（以下、省略）

（資料出所：三重県会計規則運用方針）

今回の包括外部監査において実施した県に対するアンケートでは、予定価格の積算方法を以下の5つに分類して回答を得た。

- ①独自に経費等を積み上げて計算
- ②単独の参考見積書により算定
- ③複数の参考見積書により算定
- ④前年度契約金額を参考に算定
- ⑤その他（方法を具体的に記載）

アンケート結果によれば、単独の参考見積書によるとの回答が 26 件あった。また、前年度契約金額を参考に算定しているとの回答は 46 件であった。なお、アンケート結果の詳細は「第 3 章 アンケート分析」に記載しているため、御参照いただきたい。

上記のとおり、三重県会計規則運用方針では、取引の実勢価格や市場価格などを考慮して予定価格を設定することとされている。また、「価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある」ことから、「随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照」することが求められている。しかし、単独の参考見積書による場合、契約予定の業者が見積った金額が予定価格とされるため、予定価格が前述の役割を果たすものとならず、その意義は実質的に失われていると考えられる。また、前年度の契約金額を参考に算定している場合、機械的に前年度と同額にすれば、予定価格は検証されずに用いられ続けることになり、やはり意義が失われていると考えられる。

今回の監査においても、予定価格の設定にかかる積算については、積算根拠が不明確であるものや積算時の検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。過去からの経緯、経済環境の変化、業務の特殊性など様々な要因を考慮しなければならない積算においては必ずしも正解が 1 つとは限らないが、であればこそ不断の創意工夫が求められるところである。予定価格の設定にかかる積算においては、県の各部局が以下のような対応を行うことが望ましいと考えられるため、以下の (1) ～ (3) につきよく検討し、各部局へ周知し徹底していただきたい。

- (1) 予定価格は、原則として独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきである。業務に必要な工数を見積ることで積算し、業務実施後に見積り工数と実績工数を比較して工数を見直し、翌年度の工数の見積りに反映することで、予定価格の精度を高めていくことができる。こうした、いわゆる PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Action) を回すためには、そもそ

も予定価格を積み上げで算定しておく必要がある。PDCA サイクルを確立し、継続して見直していく仕組みを構築すべきである。

- (2) ただし、全ての契約において工数を見積ることは実務的に困難であると思われる。そうした場合には、適当と思われる若干名の業者に価格を見積らせる方法（複数の参考見積書により算定する方法）も適正であると思われる。
- (3) 県には、「独自に経費等を積み上げて算定する方法」あるいは「複数の参考見積書により算定する方法」のいずれかで予定価格を積算することを求めたいが、委託業務の特殊性などから必ずしもこれらの方法を採用できず、「単独の参考見積書により算定する方法」によらざるを得ない場合も想定される。そうした場合においても、業者より入手した参考見積書の金額をそのまま使用するのではなく、たとえ一部分であっても単価や工数を検証することができないか、検討することが必要である。また、実勢価格等と比較しやすいように参考見積書の様式を工夫するなど、様々な視点から検討を行っていただきたい。

第4. 業務履行能力の確認について（意見）

競争入札は誰でも自由に競争する機会が与えられるべきものであるが、一方で契約の適正な履行が必要であるため、地方自治法施行令第167条の4において入札に参加する者の資格が定められている。また、地方自治法施行令第167条の5において、地方自治体は必要な資格について追加して定めることができるとされている。

（地方自治法施行令第167条の5）

地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

そこで、県は、三重県会計規則第61条において競争入札の参加資格を定めている。同条第1項第3号は以下のとおりである。

（三重県会計規則第61条第1項第3号）

三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

この条文は、前述の地方自治法施行令第 167 条の 5 における「その他の経営の規模及び状況」に対応するものであり、あらかじめ最低限の資格要件として規定するものである（三重県会計規則運用方針第 61 条関係 5）。つまり、現在の三重県会計規則を前提とするならば、同条文以外で競争入札の参加資格として財政状態や経営成績が問われることはない。

県は同条文に基づき資格要件の判定を行っており、監査の結果、その手続きについて不備はなかった。そのため、現在の規程に基づき問題はなかったといえるが、監査対象案件の中には 3 年間の契約期間中に経営悪化により業務の履行が困難となった委託先があった。委託先の経営悪化による業務不履行は県の責任ではないが、契約期間中に委託先が破たんすれば、県の業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来す危険性がある。よって、委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえるが、委託先の継続企業としての能力を判定する場合、前述の三重県会計規則第 61 条第 1 項第 3 号の情報のみでは不十分と言わざるを得ない。

もちろん委託先が継続企業としての能力を有するか否かの判断を完全に行うことは不可能であるが、判断の精度を高めるため、例えば以下のような対応を定めることを検討していただきたい。

- ・ 財政状態や経営成績の判断基準を三重県会計規則に追加する、あるいは総合評価方式の競争入札の場合には評価項目に追加する。
- ・ 決算書等を入手し、設定した判断基準を満たしているか確認する。
- ・ 設定した判断基準を満たしていない場合には、継続企業としての能力に疑問が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を行い、継続企業としての能力を吟味する。
- ・ 全ての委託契約につき上記の対応をすることは現実的ではないため、契約期間が複数年にわたるもの、あるいは契約金額が高額であるものなど、影響が大きい委託契約に限定する。

第 5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）

県は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に基づき、設計金額が 1,000 万円以上の清掃業務、警備業務等につき、低入札価格調査制度を設けている。

(低入札価格調査制度)

第3条 低入札価格調査制度とは、前条に示す業務の競争入札において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、その価格で契約内容に適合した履行がされるかどうかを調査し、落札者を決定する制度である。

(資料出所：総合評価一般競争入札(清掃・警備業務)に係る低入札価格調査実施要領)

低入札価格調査制度における調査内容等は以下のとおりである。

(調査の実施)

第7条 前条の入札が行われた場合には、執行所属の長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札候補者になったことにより、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、次の内容等により、当該落札候補者から根拠資料を提出させ、調査資料の分析、事情聴取及び関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 一 その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収)
- 二 作業予定者の資格及び作業予定者の具体的な供給(採用)見通し
- 三 現在契約している同種業務の状況
- 四 過去に契約し履行を完了した同種業務の状況
- 五 経営状況等
- 六 その他

(資料出所：総合評価一般競争入札(清掃・警備業務)に係る低入札価格調査実施要領)

上記のとおり、調査内容は多岐にわたるが、そのうち「五 経営状況等」については落札候補者より貸借対照表を提出させ、その内容を検討しているとのことである。しかし、「五 経営状況等」につき剰余金の有無だけで健全性を判断しており、検討が十分とはいえない事例があった。

前述のように低入札価格調査制度においては、事情聴取などを含む幅広い調査方法が想定されている。よって、各部局が必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきである。各部局における「五 経営状況等」の調査の充実を望みたい。

しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、担当者に財務的知識が不足していること、及び経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないことが考えられるため、県には併せてその解消策を検討していただきたい。具

体的には、「第4. 業務履行能力の確認について」にも記載しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、設定した判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行う必要があることを検討し、明文化することが望まれる。

第6. 再委託の承認について（意見）

県は、不適切な再委託が行われることで業務の質が低下したり非効率になったりすることを防止するため、原則として再委託を制限している。具体的には、契約内容によって条文に違いはあるものの、例えば、以下のような条文が委託契約書に記載されている。なお、甲は県、乙は委託先を表している。

（再委託の制限）

第〇条 乙は、甲の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合にはこの限りではない。

このように、委託先が再委託を行うためには、県に書面を提出して承認を得る必要があるが、県に提出する書面には、想定される再委託金額を記載することが求められていない。

再委託については、国による公共調達においても一定の制限が設けられているところであり、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において、以下のように措置されている。

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

上記のとおり、適正な履行を確保するために審査を行うことが規定されており、審査に必要な情報としては、再委託の業務範囲や必要性などのほか再委託金額も挙げられている。

前述のように、県の規則では委託先から再委託の見積金額を提出させることを求めている。しかし、再委託を行うことが適切か否かを判断する際には、十分な情報が県に提出される必要があり、再委託金額は再委託の規模や質を判断するうえで極めて重要な情報であると考えられる。言うまでもなく、県は、委託先の能力を評価して選定しているわけであるが、にもかかわらず業務の大

部分あるいは重要な一部を委託先が実施せずに再委託されているとすれば問題である。再委託金額を把握することで、こうした事態の防止をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。

委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させることにより、再委託の適切性の判断をより充実させるべきであり、明文化することを検討していただきたい。

第7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）

落札者の決定方法は、地方自治法第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とするのが原則である。しかし、契約の性質又は目的から価格のみではなく品質、社会貢献度及び技術的要素等を重視する必要があるものについては、技術面や企業実績等に対して客観的な評価をし、最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者としてすることができる。このような方法を総合評価一般競争入札と呼び、地方自治法施行令第167条の10の2において落札者決定基準の設定や学識経験者の意見聴取など、総合評価一般競争入札の手続が定められており、三重県会計規則第62条第2項においては総合評価一般競争入札の公告について規定されている。

県は、上記の規定に従い、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために「落札者決定基準」を作成している。そして、設定された技術面や企業実績等の評価項目について、評価者が採点を行っている。評価項目は委託契約ごとに異なるが、例えば、以下のようなものがある。

開発方法の考え方、開発スケジュール、開発の成果物、品質管理、開発規模、開発工数、開発体制、開発実績、移行方針、職員向け研修

（資料出所：提案書評価表）

上記のとおり、落札者は詳細な評価に基づき決定されており、監査の結果、総合評価一般競争入札における評価項目の設定及び学識経験者による意見聴取の手続きにつき合规性の点で問題はなかった。しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。

入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」などの文書により入札の結果が伝えられる。部局によって対応が異なっているが、当該文書には、順位

のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかないものがあつた。前述のように評価項目は詳細に設定されるが、入札参加者に伝えられるのは合計点のみであることから、どの項目でどの程度評価されたのか、入札参加者は知ることができない。

評価結果の詳細は、落札できなかった業者にとって貴重な情報になると思われる。なぜなら、こうした情報を与えられれば業者はいわゆる PDCA サイクルを効果的効率的に回すことができ、次の提案をより良いものにすることができるからである。また、入札参加者が切磋琢磨し良い提案をすることで、県にとってもメリットが生じる。

当該改善方法は低コストで実施可能であり、なおかつ効果が高いと思われる。県各部局が入札結果について可能な限り詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、各部局へ周知していただきたい。

第 8. 一者入札について（意見）

県は、発注する予定価格が 3 千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が 1 者になった（以下、「1 者入札」という。）場合の対応方法を定めている。

4. 1 者入札に対する考え方

一般競争入札は、入札に意欲のある不特定多数入札に参加できることから、地方自治法上は、入札参加者が 1 者であっても、入札における競争性は確保されていると考えられ、有効とされている。

しかし、三重県においては、公正性・透明性・競争性の高い入札契約制度を確立するため、一般競争入札において入札参加者が 1 者の場合、入札参加資格、落札資格の設定を見直し競争性を高めることが可能と判断される場合については、公正性・透明性・競争性確保の観点からその入札は中止とすることとする。

（資料出所：三重県物件関係 1 者入札対応について）

1 者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、今

回の監査においても1者入札が散見されたため、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。解消方法の一つとして、入札に参加可能と思われる業者がいる場合には、入札に参加する意思がないか電話等で確認する声掛けが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討していただきたい。

第9. 履行確認について（意見）

地方自治法第234条の2では、地方自治体は契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。これを受けて、三重県会計規則第84条及び第85条においても監督及び検査が規定されている。なお、監督は、検査を行うだけでは適正な履行が確保できないおそれのあるものについて、実際に現場に立ち会って、指示その他の適切な方法によってこれを行うものとされている（三重県会計規則運用方針第84条関係3）。また、検査は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に基づいて行われる給付の完了につき、当該履行内容が契約内容に適合しているかどうかを確認する行為をいう（三重県会計規則運用方針第85条関係1）。

監督及び検査による契約の履行確認は、契約の目的にかなった履行の確保を図るための手段として重要であるが、今回の監査において履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局において創意工夫することが求められるが、各部局に周知し徹底していただきたい。

第5章 外部監査の指摘及び意見

第1. 各委託契約に対する指摘及び意見の総括

1. 部局別の分類

今回の監査において抽出・検討した委託契約について、部局別の指摘及び意見の状況は以下のとおりである。

契約部局	監査の結果				指摘・意見 のない 契約件数	契約件数 合計
	指摘※	意見※	合計	契約 件数		
防災対策部	0	2	2	2	7	9
戦略企画部	0	0	0	0	1	1
総務部	3	5	8	5	21	26
健康福祉部	16	9	25	20	23	43
環境生活部	1	13	14	10	4	14
地域連携部	0	3	3	3	19	22
農林水産部	0	2	2	2	12	14
雇用経済部	0	7	7	9	12	21
県土整備部	1	8	9	7	23	30
出納局	0	1	1	1	3	4
病院事業庁	1	0	1	1	0	1
教育委員会	4	6	10	10	11	21
議会事務局	0	0	0	0	1	1
警察本部	2	4	6	6	13	19
合計	28	60	88	76	150	226

※ 同一の事業に含まれる複数の契約等で、監査の結果において内容が同一のため集約して記載しているものについては、監査の結果に記載の単位でカウントしている。

なお、本文中の「指摘」とは、規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある事項であり、「意見」は指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項である。

今回の監査において、指摘あるいは意見が発見された委託契約は次のとおりである。

No.	部局	件名	指摘の有無	意見の有無	記載頁
1	防災対策部	平成 25 年度危険物取扱者保安講習事務委託	無	有	53
2	防災対策部	防災ヘリコプター運航管理業務委託	無	有	54
3	総務部	三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託	無	有	56
4	総務部	三重県ワークライフバランス支援事業業務委託	有	有	58
5	総務部	電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）	無	有	61
6	総務部	三重県栄町庁舎等設備管理業務委託	有	無	63
7	総務部	平成 23～26 年度管財委第 44 号三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託	有	無	64
8	健康福祉部	狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託	有	無	66
9	健康福祉部	平成 25 年度ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託	有	無	68
10	健康福祉部	平成 25 年度離職者等就労支援事業	無	有	70
11	健康福祉部	平成 25 年度福祉・介護人材マッチング支援事業	有	有	72
12	健康福祉部	平成 25 年度福祉・介護の魅力発信事業	有	無	74
13	健康福祉部	シニア社会活動・健康づくり推進事業委託	無	有	76
14	健康福祉部	精神通院公費診療報酬事務費（単価契約）	無	有	77
15	健康福祉部	精神通院公費診療報酬事務費（単価契約）	無	有	77
16	健康福祉部	精神科救急医療システム運用事業委託	有	無	78
17	健康福祉部	三重県障がい者就労安心事業	無	有	79
18	健康福祉部	三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業（妊産婦）委託	有	無	81
19	健康福祉部	三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業	有	無	82
20	健康福祉部	三重県地域医療研修センター事業委託	有	有	84
21	健康福祉部	難病相談支援センター事業	無	有	87
22	健康福祉部	平成 25 年度若年層の自殺対策推進体制構築事業	無	有	89
23	健康福祉部	障がい者（児）歯科診療事業業務委託	有	無	90
24	健康福祉部	がん検診受診促進・精度管理事業業務委託	有	無	92
25	健康福祉部	三重県地域がん登録運営事業委託	有	無	93
26	健康福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託	無	有	93
27	健康福祉部	先天性代謝異常等検査事業業務委託	有	無	95

No.	部局	件名	指摘の有無	意見の有無	記載頁
28	環境生活部	三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託	無	有	96
29	環境生活部	三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託	無	有	97
30	環境生活部	M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託	無	有	99
31	環境生活部	平成 25 年度三重県留学生等支援事業業務委託	無	有	101
32	環境生活部	平成 25 年度多言語行政生活情報提供事業業務委託	有	有	102
33	環境生活部	平成 25 年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託	無	有	105
34	環境生活部	平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託	無	有	106
35	環境生活部	新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託	無	有	107
36	環境生活部	新三重県立博物館警備業務委託	無	有	110
37	環境生活部	新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託	無	有	111
38	地域連携部	三重県GISシステム再構築業務委託	無	有	115
39	地域連携部	三重県CIO補佐業務等委託事業	無	有	116
40	地域連携部	中小システム統合サーバ追加環境設計、機器調達、構築、運用保守	無	有	117
41	農林水産部	平成 25 年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託	無	有	119
42	農林水産部	三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託	無	有	121
43	雇用経済部	海外展開モデル構築緊急雇用創出事業業務委託（タイにおける水環境ビジネス展開支援事業）	無	有	124
44	雇用経済部	中国における海外展開拠点づくり事業に係る業務委託	無	有	125
45	雇用経済部	アセアンにおける海外展開拠点づくり事業に係る業務委託	無	有	127
46	雇用経済部	米国ミッション派遣事業委託業務	無	有	129
47	雇用経済部	起業支援型地域雇用創造事業業務委託（みえライフイノベーション総合特区鈴鹿拠点整備事業 介護ロボット等を活用した健康増進サービスと医療・介護・福祉機器関連新製品創出のための中部近畿拠点形成）	無	有	130

No.	部局	件名	指摘の有無	意見の有無	記載頁
48	雇用経済部	起業支援型地域雇用創造事業業務委託（創業支援をハードとソフト両面で、ワンストップで支援し、まちなか賑わい創出事業）	無	有	130
49	雇用経済部	起業支援型地域雇用創造事業業務委託（企業と農村をつなぐ社員の健康と里山の健康を増進するヘルス&ソーシャルプログラム(WHS)）	無	有	130
50	雇用経済部	平成 24～25 年度若年者キャリアサポート推進業務委託	無	有	133
51	雇用経済部	三重県観光客実態調査事業	無	有	134
52	県土整備部	三重県公共工事設計積算システム機能改修業務（水道事業諸経費改定対応）	無	有	137
53	県土整備部	三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託	無	有	138
54	県土整備部	三重県公共工事進行管理システム機器調達・保守管理業務委託	無	有	140
55	県土整備部	三重県公共工事設計積算システム第 4 期運用業務	無	有	142
56	県土整備部	平成 25 年度三重県県土整備部事業新名神高速道路（四日市市伊坂町～四日市市水沢町）等事業の施行に伴う用地事務委託	有	無	143
57	県土整備部	東名阪自動車道及び伊勢自動車道と交差する県管理の高速道路跨道橋（大山田第 2 号橋他 14 橋）に係る点検業務	無	有	144
58	県土整備部	紀勢本線六軒・松阪間 34 km 127m 付近で交差する都市計画道路 3・5・11 号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事	無	有	145
59	出納局	三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務	無	有	147
60	病院事業庁	財務会計システム等の改修及び運用保守	有	無	149
61	教育委員会	学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託	無	有	151
62	教育委員会	三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務	無	有	153
63	教育委員会	平成 25 年度人間ドック事業委託	無	有	154
64	教育委員会	働きやすい職場づくり支援事業委託	有	無	156

No.	部局	件名	指摘の有無	意見の有無	記載頁
65	教育委員会	北部地域県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託	有	有	160
66	教育委員会	中部地域県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託	有	有	160
67	教育委員会	南部地域県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託	有	有	160
68	教育委員会	平成 25 年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校）	無	有	163
69	教育委員会	平成 25 年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（中学）	無	有	163
70	教育委員会	県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託	有	無	165
71	警察本部	自動車保管場所標章登録業務委託	有	無	167
72	警察本部	道路使用許可調査業務委託	有	無	168
73	警察本部	指掌紋ファイリングシステム導入作業委託	無	有	170
74	警察本部	安全運転管理者等講習等業務委託	無	有	171
75	警察本部	総合運転者管理システム改修業務委託	無	有	172
76	警察本部	平成 25 年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託	無	有	173

2. 監査の結果の内容別分類

指摘及び意見について、内容別に分類すると以下のとおりである。

内容（概要）	指摘		意見	
	件数※	構成比	件数※	構成比
予定価格の設定にかかる積算	10	35.7%	22	36.7%
随意契約理由	2	7.1%	0	—%
委託先の選定方法	2	7.1%	2	3.3%
入札参加者への入札結果の通知	0	—%	2	3.3%
委託効果の検証、履行確認	4	14.3%	10	16.7%
実績管理	2	7.1%	3	5.0%
費用分担	2	7.1%	1	1.7%
委託料の確定	3	10.8%	1	1.7%
再委託関係	1	3.6%	3	5.0%
事業内容	1	3.6%	5	8.2%
契約関係	0	—%	4	6.7%
競争性の確保	0	—%	4	6.7%
その他	1	3.6%	3	5.0%
計	28	100.0%	60	100.0%

※ 同一の事業に含まれる複数の契約等で、指摘及び意見において内容が同一のため集約して記載しているものについては、指摘及び意見の単位でカウントしている。

指摘及び意見ともに、「予定価格の設定にかかる積算」、「委託効果の検証、履行確認」に関するものが多い結果となった。

以下、監査の結果の具体的な内容を部局別に述べる。

なお、各委託業務の「(1)委託業務の概要」の表中にある執行課について、組織変更等で平成25年度と平成26年度の所管が変更された場合には、平成26年度の所管課を記載し、平成25年度の所管課については（ ）書きで記載している。

第 2. 防災対策部

1. 平成 25 年度危険物取扱者保安講習事務委託

(1) 委託業務の概要

消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物取扱者保安講習事務について一般社団法人三重県危険物安全協会に以下の業務を委託するものである。

- ・講習受講者の把握及び講習の周知に関すること。
- ・講習実施計画の作成に関すること。
- ・講習の実施に関すること。
- ・講習実施後の受講者名簿等の作成に関すること。
- ・前各号に係る一連の業務に関すること。

委託先	一般社団法人三重県危険物安全協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	防災対策部消防・保安課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	1 件当たり 3,948 円	最終契約金額	16,060,464 円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、本業務委託は単価契約であり、委託料は申請者 1 人当たりの単価に申請者数を乗じた額となる。申請者 1 人当たりの単価は、平成 4 年の消防庁からの通達に基づいて設定されている。すなわち、本業務委託では申請者からの手数料収入が発生するが、消防庁からの通達においては、委託料は適正かつ円滑に受託事務が実施されるのに必要かつ十分な額とするよう配慮するものとし、手数料収入の 8 割程度を目安とするよう指導している。

また、本業務委託は平成 15 年度の包括外部監査において監査対象となっており、申請者 1 人当たりの単価を手数料の 8 割とするよう、監査結果で指摘を受けている。

このため、県は委託料が手数料収入の8割となるように申請者1人当たり単価を設定するとともに、単価が適正な水準にあるか検証するため、積算を行っている。県が申請者1人当たり単価を上記のとおり設定したこと、及び慎重を期して単価の水準を検証しようとしたことに問題はない。しかし、当該積算には職員給与などが含まれていたが、その金額の算出過程を示す資料がなかった。県は金額を算出する考え方を有しており、それには一定の合理性が認められるが、金額の算出過程を文書で明確にしておくことが望まれる。

2. 防災ヘリコプター運航管理業務委託

(1) 委託業務の概要

本業務委託は、県が所有する防災ヘリコプター（ベル式412型HPヘリコプター）の運航管理業務及び保守管理業務を委託するものである。

委託先	中日本航空株式会社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	防災対策部災害対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	151,777,500円	最終契約金額	153,615,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書をもとに過去の実績を踏まえ算定		

(2) 監査の結果

① 委託先の選定方法について（意見）

本業務委託は、随意契約により委託先を選定しているが、その理由は以下のとおりであり、ヘリコプターの機種及び格納庫の保有者等の状況から、特命随意契約とせざるを得ない状態である。

随意契約理由（要約）

- (A) 防災ヘリコプターの活動目的から、同ヘリコプターを年間通じて、操縦、整備点検、保守管理が可能であること。
- a. 航空法上における「航空機の整備及び整備後の検査の能力」等の認定を国土交通大臣から受けている者。
- b. 航空機製造事業法により、本県が所有する回転翼航空機の修理事業の許可等を経済産業大臣から受けている者。
- c. 航空機製造事業法により経済産業大臣の許可を受けてベル式412系列型の修理の方法による修理を行う者。
- d. ベル412型の機体製造者であるベル・ヘリコプターテクストロン社から認定サービス工場証明を取得している者。
- (B) 長期の運航休止に対応して、本県の防災ヘリコプターと同型機の代替機を提供可能な事業者であること。
- (C) 県は、防災航空隊の活動拠点基地である津市伊勢湾ヘリポート内に格納庫を保有していないため、同基地で格納庫を保有し機体等の保管管理が可能な事業者であること。

以上の要件のなかで、(A) 及び (B) の要件を満たす航空事業者は、全国で2社存在する。ただ、(C) の要件である津市伊勢湾ヘリポート内に格納庫を保有している事業者は1社（中日本航空株式会社）のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、中日本航空株式会社との随意契約とする。

（資料出所：随意契約理由書に基づき監査人が要約）

平成25年度の包括外部監査の結果報告書においては、防災上の理由から、海岸沿いのヘリポートである津市伊勢湾ヘリポートの移転を含めた将来の対応について検討が望まれるとの意見が述べられている。今後の検討の結果、移転することになった場合には、前述の「随意契約理由（要約）(C)」の要件は外れる可能性があることから、その場合には競争性のある業者選定を行うよう努められたい。

第3. 総務部

1. 三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託

(1) 委託業務の概要

現在、県が使用している給与システムは、導入から40年以上稼働しているシステムであるが、度重なるプログラム改修によるプログラムの複雑化、保守・運用費用の増加等、種々の課題を抱えている。

このような状況下、県は平成25年度から給与システムの再構築に着手しており、次期給与システムを平成27年7月頃より本格稼働させる予定である。

本契約は、次期給与システム導入に係る以下の業務を委託するものである。

① 給与システム再構築業務

次期給与システムの導入作業における工程（基本設計、詳細設計、開発・単体テスト、本番稼働までのテストなど）の実施及び設計書等のドキュメント作成業務。左記には進捗管理・品質管理等のプロジェクト管理作業及びデータ移行作業の実施を含む。また、県職員が主体となって実施する作業工程（受入検収テスト・ユーザ教育等）の補助業務も含まれる。

② ハードウェア等の納入業務

次期給与システムの再構築・稼働に必要なハードウェア・ソフトウェア製品を納入業務。なお、納入するハードウェア、ソフトウェア製品はリース形式とし、システム再構築及び保守・運用と合わせて契約する。

③ 保守・運用業務

次期給与システムにおける保守・運用業務、ヘルプデスク業務、プロジェクト管理業務。

委託先	富士通株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	総務部人事課	入札参加者数	4者
当初契約金額	738,097,930円	最終契約金額	738,097,930円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	複数の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① システム導入後に発生する費用について（意見）

「(1)委託業務の概要」で述べたとおり、現在、県が使用している給与システムは、保守・運用費用の増大という課題を抱えている。一般的にシステム導入後の保守・運用業務はシステム設置業者以外の業者では困難になるケースが多いため、システム導入時には、導入後に発生する保守・運用費用等も加味した業者選定を行う必要がある。この点、次期給与システム導入に係る当委託業務の業者選定は、総合評価方式の一般競争入札となっており、仕様にはシステムの再構築だけでなく導入後5年間の保守・運用及び機器調達が含まれていることから、一定期間のシステム導入後に発生する費用を加味した業者選定は行われている。

一方で、現在の給与システムが40年以上使用されてきたように、次期給与システムについても長期間の使用が想定される。

引き続き再構築業者と随意契約で保守・運用契約を締結することになった場合、6年目以降は適切な予定価格を設定することにより、保守・運用費用の経済性を確保する必要がある。そのためには、每期発生する、保守・運用費用の発生状況を継続的かつ詳細に把握することが求められる。

現状、県が入手している業者からの入札金額内訳書には、大まかな保守・運用業務の内容及び作業員の単価が記載されているが、今後、每期の実績の検証を行うに際しては、より詳細な内訳書を入手することが望ましい。

② 入札参加者への入札結果の通知について（意見）

「① システム導入後に発生する費用について」に記載したとおり、本業務委託の契約方法は総合評価方式の一般競争入札であり、4者が入札に参加している。県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために「落札者決定基準」を作成し、技術評価点及び価格評価点の合計で評価を行っている。技術評価点は、業務システム、新機能、システム基盤、再構築、保守・運用の5つの項目から評価されるが、例えば再構築を例に挙げると、評価項目は以下の9項目であり、評価者がそれぞれの項目について採点を行っている。

再構築全体スケジュール、プロジェクト管理、設計・開発、結合・システム・受入検収テスト、データ移行、ユーザー教育、並行稼働、再構築体制、実績

このように、落札者は詳細な評価に基づき決定されており、入札の手續きに問題はない。しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について以下のとおり改善すべき点があると思われる。

現在、入札参加者は三重県の入札等情報公開システムで公開される「入札・見積結果情報」により入札の結果を確認できるが、当該調書には、入札価格、技術評価点、合計評価点の記載しかない。前述のように技術評価は詳細に行われており、その結果について、執行課に問い合わせることは可能であるとのことであるが、入札等情報公開システム上の公開結果から入手できるのは合計点のみであるため、どの項目でどの程度評価されたのか、1次的には入札参加者は知ることができない。

落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。

当該業務に係る入札結果の提供方法は、現在の県の規定に照らして問題はないが、今後、県は入札結果についてより詳細な情報を個別に通知する等、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。

2. 三重県ワークライフバランス支援事業業務委託

(1) 委託業務の概要

三重県職員が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させることを支援し、育児・介護等の生活面での支障により心身に疲労をきたすことを防止し、継続的に働き続けることができるよう支援を行うものであり、以下の業務を委託している。

① 育児支援

業務に支障をきたすこととなることを防止するため、育児の負担を軽減するための支援を行う。

(主な支援内容)

- ・認可外保育所を利用する場合の割引
- ・託児所、ベビーシッターを利用する場合の割引
- ・ファミリーサポートセンターを利用する際の割引
- ・育児用品をレンタルする際の割引

- ・ 出産、育児についての相談窓口
- ・ その他目的に該当する支援

② 介護支援

子育てと同様に、介護にかかりきりにならざるを得ないがために、心身に疲労をもたらし、業務の遂行における負担の軽減を図ることを目的として、各種介護サービスを利用するための支援・援助を行う。

(主な支援内容)

- ・ 家事代行サービスを利用する際の割引
- ・ 訪問介護、通所介護サービスを利用する際の割引
- ・ 高齢者見守りサービスを利用する際の割引
- ・ 介護用品をレンタル、購入する際の割引
- ・ 介護についての相談窓口
- ・ その他目的に該当する支援

③ 健康支援

心身ともに健康な状態を維持・増進をはかることにより、ひいては効率的な業務の運営に資することを目的に行う活動に援助を行う。

(主な支援内容)

- ・ 個人で受診する保険外の各種検診の割引
- ・ メンタルヘルスの相談窓口
- ・ 健康を維持、増進するためのスポーツジム、フィットネスクラブ等利用の際の割引
- ・ その他目的に該当する支援

委託先	一般財団法人三重県職員互助会		
県と委託先の関係	県から役員等就任		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	総務部福利厚生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,781,005 円	最終契約金額	6,743,005 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 委託業務の実績報告について(指摘)

本業務委託の内容は「(1) 委託業務の概要」に記載したとおりであるが、

委託契約にある仕様書を満たしながらも、会員の利便性をはかるため、福利厚生のアウトソーシング会社である A 社に再委託を行っており、一般財団法人三重県職員互助会からも自己資金を投入してサービスの上乗せを行っている。

A 社が提供するサービスは、会員の福利厚生の充実を図るため、生活全般にわたるサービス又は情報の紹介及びこれらに関わる支援を行う会員制システムである。

職員の福利厚生を目的とする場合、一般財団法人三重県職員互助会と一体となってサービスを提供しようとする意図は理解できる。しかし、本業務委託の履行については、A 社が提供するサービスが職員に対して行われていることは確認できたが、仕様書に記載されている業務委託の内容がどのように履行されたのか一部不明瞭であった。業務委託の内容と整合するように仕様書の記載内容を変更するとともに、仕様書に沿った履行確認の資料を残すことが必要である。

② 再委託先の選定における競争性の確保について（意見）

再委託先の選定に際しては、平成 24 年度に企画提案コンペが行われている。平成 25 年度は特命随意契約であったが、福利厚生を安定的に行う観点からは、アウトソーシング会社を毎年度変更することは望ましくなく、特命随意契約を選択したことには一定の合理性があると考えられる。

しかし、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うと競争性が働かない状況となるため、適切なタイミングでアウトソーシング会社の企画コンペを行うなど、選定方法や契約内容の見直しを検討されたい。

③ 利用実績の向上について（意見）

本業務委託の対象となっているワークライフバランス支援事業について平成 25 年 5 月に一般財団法人三重県職員互助会が実施したアンケート（有効回答率 24.2%）によれば、ワークライフバランス支援事業を利用したことがあると回答した会員の割合は、以下のとおり 8.3%にとどまっている。また、利用しなかった理由としては「ワークライフバランス支援事業を知らない」「利用したいメニューがなかった」などの回答が多かった。

Q3. ワークライフバランス支援事業を利用したことはありますか？	
利用した	8.3%
利用したことはない	91.7%

Q7. 利用しなかった理由は何ですか？	
利用条件に合致しなかった	23.6%
利用したいメニューがなかった	30.5%
ワークライフバランス支援事業を知らない	32.1%
その他	13.8%

(資料出所：「ワークライフバランス支援事業に関するアンケート」)

A社が提供するサービスの契約期間に合わせて平成25年9月から平成26年3月までの利用実績を前年同期と比較してみたところ、増加はしているが、十分活用された状況ではないため、職員への情報提供メールの発信、職員向けWebサイトの充実などにより、職員に対し周知するとともに、利用しやすいメニューについても検討し、当該事業が職員に十分に活用されるよう努められたい。

(単位：件)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	119	96	123	109	87	135	103
平成25年度	330	141	110	168	124	130	133

(資料出所：利用実績表)

3. 電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）

(1) 委託業務の概要

恩給・年金事務に係るデータ処理を委託するものである。

委託先	株式会社三重電子計算センター		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	総務部福利厚生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,578,729 円	最終契約金額	6,906,318 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託では受託者が人事給与システム及び恩給年金システムを熟知している必要があることから、システム開発を行った株式会社三重電子計算センターと特命随意契約により5年以上連続して契約している。いったん構築したシステムの運用を開発者以外の業者に委ねることは技術的に難しい面があるため、特命随意契約とすることはやむを得ない面がある。

予定価格の設定にかかる積算については、「(1) 委託業務の概要」に記載したとおり、前年度契約額を参考に算定しているとのことであるが、県の設計金額の内訳と受託者が提出した見積書の内訳を比較したところ、内訳の30項目（恩給部分3項目、年金部分27項目）全てで金額が一致していた。受託者の見積書を参考に積算し、それを長期間にわたって使用してきたと推測される。

システムの使用を前提とした業務委託の場合、積算が困難であることは理解できるが、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うという競争性が働かない状況にあるため、予定価格の設定にかかる積算においては可能な限り実勢価格を反映することが望ましい。しかし、受託者から提出される見積書の内訳は必ずしも実勢価格と比較できる様式にはなっていないため、なるべく実勢価格と比較しやすいように内訳書の構成を変更することが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になるとと思われる。実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。

4. 三重県栄町庁舎等設備管理業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、栄町庁舎に常駐し施設の運転・監視及び日常点検を行うものであり、消防設備等点検業務、非常照明設備保守点検業務及び吉田山会館の自動ドア保守管理業務、フィルター管理業務などの定期点検も含まれるものである。

委託先	津総合設備		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	総務部管財課	入札参加者数	2者
当初契約金額	24,118,500円	最終契約金額	24,577,900円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にか かる積算方法	建築保全業務積算基準に基づき計算。		

(2) 監査の結果

① 再委託の承認について（指摘）

本委託契約書第4条においては、再委託の制限条項が付されており、その内容は次のとおりである。

本契約の履行について委託業務の一部を第三者に委託する場合は、予め甲（本県）の承諾を得なければならない。

これは、再委託には委託者による管理が間接的になること、業務の質の低下、中間マージンにより不経済・非効率、再委託先の労働条件の悪化、責任の所在が不明確となるなどの問題があることから、再委託が原則禁止とされ、業務の遂行上必要な一部の業務に限り、再委託することを認めているものと考えられる。

本業務委託において再委託を行っている部分は、「水質検査、簡易水道検査」、「シャッター保守点検業務」、「自動ドア保守点検業務」、「消防設備保守点検業務」、「自動制御機器保守点検業務」、「冷暖房切替」の6業務であり、本契約の全部を委託したものではない。県は委託先から提出を受けた再委託通知書（通知）に基づき再委託を承認していたが、この再委託通知書（通知）

には、再委託金額として本業務委託の契約額と一致する 24,118,500 円が記載されており、委託業務の全部が再委託されていることになっていた。しかし、これに気が付くことなくそのまま再委託は承認されている。今後は再委託申請書(通知)の内容を十分検討することが必要である。

なお、担当者が平成 26 年 9 月に確認したところ、実際の再委託金額は 6,612,312 円であり、再委託通知書(通知)に誤った再委託金額が記載されたものであることが判明したため、実質的な影響はなかった。

5. 平成 23～26 年度 管財委第 44 号 三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務のうち、三重県本庁舎等警備業務委託は県本庁舎等の警備・防災のため、日勤 4 名夜勤 3 名の体制で、本館棟、議事堂、大駐車場及び構内の施設警備業務全般に従事するものである。また防災宿日直業務委託は県民の財産を災害から守り、迅速で安定した初動体制の確立を図り、円滑な防災体制を実行するために行政棟防災対策部内防災情報通信統制室にて、夜間及び休日において気象情報・災害情報等の受信及び関係機関への伝達、関係職員への連絡等に従事するものである。

委託先	株式会社メイハンコーポレーション三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札(総合評価方式)		
執行課	総務部管財課	入札参加者数	2 者
当初契約金額	166,940,544 円	最終契約金額	167,921,520 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託先の選定方法について(指摘)

本委託業務については、総合評価一般競争入札により業者選定を行っているが、委託先である株式会社メイハンコーポレーションは、経営悪化により業務の履行が困難となり、平成 26 年 7 月 29 日をもって契約解除とな

った。当該委託契約については、平成24年2月の入札時に委託先の入札金額が予定価格の65%程度と三重県の定める範囲である90%~70%より低かったが、低入札価格調査を行った上で業務履行が可能と判断されたため、落札が認められた経緯がある。

当該調査結果を検討したところ、会社の決算書（平成23年10月31日現在）に利益剰余金が計上されていることから、経営状況等について健全な経営状態と認めているが、自己資本額80百万円に対して、負債額は634百万円に達しており、債務超過ではないものの、財務安全性の指標である自己資本比率は約11%となっている。自己資本比率は、一般的には上場会社であれば50%超、中小会社であれば20%~30%が目安となる水準とされており、この時点で財務安全性が十分であるとはいえない状態であった。剰余金があるという理由だけで、健全な経営状態であると結論付けるのは妥当ではない。

また、入手した決算書は、貸借対照表と損益計算書の本表部分のみで注記事項等が記載されておらず、簿外債務等の存在や決算書が適切な会計方針に準拠しているか等、財務安全性の判断に際して必要な情報が十分とはいえない。少なくとも税務申告書に添付されるレベルの決算書を入手して、財務安全性を検討すべきである。

第4. 健康福祉部

1. 狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託

(1) 委託業務の概要

保健所における野犬等の捕獲・抑留及び小動物の保護管理、保健所からの小動物の回収・殺焼却処分及び動物愛護管理推進業務を行うものである。

委託先	公益財団法人三重県動物愛護管理センター		
県と委託先の関係	県から役員等に就任 県が出捐		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部食品安全課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	106,144,000 円	最終契約金額	100,877,008 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 四日市市との費用分担について（指摘）

当該事務は平成19年度まで、全県域について三重県が実施主体であったが、平成20年度に四日市市が保健所政令市に移行したことにより、それ以降四日市市内については同市が事務を実施している。三重県同様、四日市市も公益財団法人三重県動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）への業務委託を行っているため、両者の費用分担が必要となる。

現状では、三重県と四日市市がそれぞれ積算を実施し、それに基づいてセンターに業務委託を行っている。年度末に受託業務による剰余金が生じた場合には、余剰分の業務量をそれぞれ積算することが困難であることから、四日市市と協議のうえ、業務量を反映する比率として人口比（三重県0.833:四日市市0.167）を採用し、両者に戻入する方法で費用分担を実施している。平成25年度の剰余金の戻入額は、以下のように算定されている。

○三重県への按分額の計算

$$\text{剰余金額 } 6,322,919 \text{ 円} \times \text{按分率 } 0.833 = 5,266,992 \text{ 円}$$

本来、按分計算にあたっては、三重県分、四日市市分を区分して実際の業務量を把握し、それぞれの積算と比較して、別々に精算を実施すべきである。また、業務の区分が困難である場合は、業務委託金額の比による按分等を行うなど、今後は合理的な費用分担について検討する必要がある。

② 予定価格の設定にかかる積算（減価償却費、退職金引当費用）について（指摘）

予定価格の設定にかかる積算にあたり、県では減価償却費 2,416,000 円、退職金引当 5,110,000 円を予定価格に算入している。これらは、センターの報告に基づき、年度の発生額全額を算入しているが、四日市市との間で分担すべき費用であることから、今後は積算の時点で、合理的な按分比率を使用し、三重県の負担額のみを予定価格に算入する必要がある。

③ 予定価格の設定にかかる積算（人件費）について（指摘）

予定価格の設定にかかる積算にあたり、県では人件費、燃料費等について基礎単価を設定している。このうち、人件費の時間単価を 4,340 円と設定しており、算定方法は次のとおりである。なお、県関係職員総支給額には社会保険料等が含まれている。

$$\text{県関係職員総支給額} \div \text{年間総労働時間} = 4,340 \text{ 円/時間}$$

ここで、年間総労働時間は、正規の勤務時間から年休分を差し引いた時間に 0.833（県と四日市市の人口比より算出した按分比）を乗じたものであるが、積算に際しては、時間数として業務に要する総時間の見積りを使用しているため、単価算定においてこの係数を乗ずるのは合理的といえない。

今後は、単価算定の方法、勤務時間数等を見直すとともに、算定の基礎としてどの給与水準を用いることが合理的であるか業務内容を考慮して十分に検討する必要がある。

2. 平成25年度ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託

(1) 委託業務の概要

県内のライフイノベーションを推進するため、医療・健康・福祉分野の先進技術や画期的な製品を県民、医療関係者、事業者等に広く普及啓発することで、この分野における産業振興を推進する。さらにその取り組みを契機として、今後、大学等が主体となって産学官民の連携を充実させ、地域の産業育成・研究開発拠点の形成、雇用の確保を目指す委託事業である。

(ライフイノベーション：今後の成長が見込まれる医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れた新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機械、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化を目指すもの)

委託先	学校法人鈴鹿医療科学大学		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部ライフイノベーション課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,096,950 円	最終契約金額	6,173,045 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 随意契約理由の記載について(指摘)

本委託業務は、学校法人鈴鹿医療科学大学（以下、「鈴鹿医療科学大学」という。）と2年継続して随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結している。随意契約を妥当とする随意契約の理由書（以下、「随契理由書」という。）を添付した決裁書は、三重県の規定に従い適切に承認がなされている。

随契理由書には、「(1) 委託業務の概要」に記載した目的を達成するためには、医療・福祉の総合的な高等教育研究機関（大学・短大・高専）であること、企業の立地数が多い産業集積の高い地域に委託先が存在することを条件に挙げ、さらに細かく次の4要件を列挙し三重県内に存在する高等教育研究機関が、当該要件を満たすか否か表形式で判定を行っている。

- 1) 医療・福祉系学部の有無
- 2) 医療福祉の総合大学であること
- 3) 産業集積の高い地域に存在すること
- 4) 産官学連携に積極的に取り組む体制の有無

その結果、鈴鹿医療科学大学のみが4要件すべてを充たすことから随意契約の相手先としてほかにないとして随意契約が締結された。

ここで、県が本事業において医療機器分野への新規参入を促すことを主たる目的としており、新規参入する産業と想定しているのは輸送機械器具関連の製造業であり、要件に記載の産業集積とは輸送機械器具関連の製造業を指すとのことであったが、その旨が随意契約理由書に記載されていない。鈴鹿医療科学大学と随意契約を行う合理性はあると思われるが、随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。

② 事業内容について（指摘）

事業完了報告書には本委託業務の事業内容として、1)常設展示の実施、2)医療・福祉関係機関、イベント、展示会等でのPR（展示、実演、体験等）の実施、3)医薬品等の研究・製品開発、医療機器等の研究・製品開発に係る支援が記載されている。このうち2)医療・福祉関係機関、イベント、展示会等でのPR（展示、実演、体験等）の実施、については5回開催されており、これは委託契約書に添付された仕様書に記載されている最低限実施すべき回数である5回と同回数であり問題はない。しかし、開催内容は5回のうち4回までがパネル展示とロボット活用の紹介にとどまっている。

開催場所も5回のうち3回が委託先である鈴鹿医療科学大学のキャンパス内で開かれており、うち1回は鈴鹿医療科学大学の学園祭での開催である。

本委託業務は、医療・健康・福祉分野の啓発活動という目的だけではなく、実際には緊急雇用創出事業実施要領に基づく事業であり、本委託業務を行うことによる直接的な雇用創出が第一義的な目的であるが、その点を考慮したとしても、事業内容は委託先構内での数回のパネル展示と一民間企業が開発した福祉事業にも活用可能な産業機械の紹介にとどまっているともいえる、事業規模と比較してその内容は伴っていないと思われる。支出に見合った十分な活動成果を上げる必要があった。

3. 平成 25 年度 離職者等就労支援事業

(1) 委託業務の概要

本事業は、人材の不足する福祉・介護職場の人材不足を改善するため、離職者等を対象に、地域において介護を担う人材の育成と就労・生活の支援を行うことで、福祉・介護職場の人材確保・定着を図ることを目的とする事業である。

ここでは、離職者等への就労・生活支援（相談・助言・情報提供等）を行うとともに、主に介護職員初任者研修課程の受講や福祉職場の体験など介護力を向上させるプログラムを実施し、地域における福祉・介護職場への就労につなげていくことを主眼としている。

当該事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）を財源として、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領に則して実施される事業であり、当該要領によれば、実施主体は県とされているが、県が適当と認める団体に委託して実施することができる事業である。

委託先	社会福祉法人三重県社会福祉協議会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任 補助金等運営支援		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部地域福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	17,024,294 円	最終契約金額	17,024,294 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	県が事業に必要な項目を設定し、単価は実績や健康福祉部内の人件費単価を基準に積算。		

(2) 監査の結果

① 委託業務の拡充について（意見）

本委託事業は、介護職員初任者研修課程講座の受講等を通して、離職者等に福祉・介護に必要なスキルを取得させるとともに、就労支援を実施するために、26 日間にわたる講義等を年 3 回実施している。平成 25 年度に実施されたこの離職者等就労支援事業では全受講者である 114 人のうち、67.5%にあたる 77 人が当該職場へ就職しており、福祉・介護に携わる人材の創出に大きな効果を有する事業といえる。

次表は、三重県における介護関係職の求人充足率の過去3年間の推移である。平成23年度の求人充足率が25%程度と相当低く、その後さらに低下しており、介護職関係の人材不足は相当深刻になっている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護関係職の求人充足率	25.6%	22.6%	20.4%

(資料出所:平成26年度版成果レポート)

このような介護関係職の人材不足を解消するためには、福祉・介護職場の人材の創出に大きな効果を有する本委託業務の重要性は非常に高いものである。

一方、本委託事業には各回40名の定員が設けられており、受講希望者は延べ231名存在していたのに対し、受講希望者の半数以上にあたる延べ117名が受講することができなかった。先述した講座受講者の就労者実績に鑑みると、当該事業の受講者数の制限により、福祉・介護に携わる人材を創出する機会を喪失してしまっていることになる。これらの受講できない受講希望者を解消することは、福祉・介護職場の担い手をより多く育成することになり、本委託業務の目的達成のために非常に有効なものである。

受講できない受講希望者を解消する方法としては、一回当たりの定員を増やすことと開講の回数を増やすことが考えられる。

県によると、年間スケジュールの都合や就労支援までの受講者へのきめ細かな対応が可能な人材は限られているため、開講数を増やすことは困難とのことであった。

しかしながら、本委託事業の主たる業務は、介護職員初任者研修課程を受講させるものであるが、県は介護職員初任者研修課程の指定事業者として60の事業者を指定しており、指定事業者であれば当該業務は実施可能である。この指定事業者からは講師の派遣を受けること等で人的資源に余裕が生まれ、開講数を増やすことが考えられる。

また、平成25年度の介護職員初任者研修講習の募集期間及び研修期間は次のとおりであった。

募集 期間	第1回	平成25年 6月 3日 ~ 平成25年 6月 26日
	第2回	平成25年 8月 1日 ~ 平成25年 8月 30日
	第3回	平成25年 10月 1日 ~ 平成25年 10月 29日
研修 期間	第1回	平成25年 7月 9日 ~ 平成25年 9月 11日
	第2回	平成25年 9月 17日 ~ 平成25年 11月 15日
	第3回	平成25年 11月 13日 ~ 平成26年 1月 24日

(資料出所：事業報告書)

この表からは、日程に全く余裕がないとまではいえず、日程の調整等を工夫することで、開講数を増やす余地があるように思われる。

受講できない受講希望者を解消し、福祉・介護職場の担い手をより多く育成するため、創意工夫することにより開講数を増やすことを検討されたい。

4. 平成25年度 福祉・介護人材マッチング支援事業

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、三重県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業所や施設においては、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援することを目的とした業務である。

具体的な業務の内容は以下のとおりである。

- ① キャリア支援専門員の配置・活動
- ② 潜在的有資格者等に関するデータの収集・管理・活用
- ③ 福祉・介護職場（施設・事業所）への求職者と福祉・介護事業所とのマッチング支援に関する事。
- ④ 福祉・介護職場（施設・事業所）に対して魅力ある職場作りを支援すること。
- ⑤ 福祉・介護人材確保にかかる関係機関（行政、学校、労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、種別団体、介護福祉養成校、施設事業諸団体、市町社協等）との情報共有、意見交換、事業の共催など有機的な連携を図ること。
- ⑥ 福祉人材センターのホームページにおいて、福祉・介護人材確保定着に関する情報を発信すること。

当該事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事

業分)を財源として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)管理運営要領に則して実施される事業であり、当該要領によれば、実施主体は県とされているが、県が適当と認める団体に委託して実施することができる事業である。

委託先	社会福祉法人三重県社会福祉協議会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任、補助金等運営支援		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部地域福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	23,476,000円	最終契約金額	20,974,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	県が事業に必要な項目を設定し、単価は実績や健康福祉部内の人件費単価を基準に積算。		

(2) 監査の結果

① システム改修費用の積算について(指摘)

平成24年度において、潜在的有資格者等データ整備・管理に関するシステム改修費用として556千円が積算されたが、実際には改修の必要はなく、改修費用は発生しなかったことが、委託先から提出された平成24年度の変更計画書で確認されている。

平成25年度においても、同改修費用が同額積算されたが、改修の必要がなく、改修費用は発生しなかったことが、平成25年度の変更計画書により確認されている。

特に継続的に実施される事業において、過年度に不要と判断された事項を積算する場合、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討する必要がある。

② キャリア支援専門員にかかる人件費について(意見)

委託先から提出された平成24年度の変更計画書において、キャリア支援専門員にかかる人件費総額の積算額16,715千円に対して、12,030千円の実績となり、その他の実績も相まって、最終契約額は4,686千円減額されている。

平成25年度においても、当該人件費の積算額は、平成24年度と同様に三重県のキャリア支援専門員の人件費の基準に基づき、16,715千円が計上

されているのに対して、14,201千円の実績となったこと等により、最終契約額は2,502千円減額されている。

継続する事業において、予定価格をより適切なものにするためには、積算額と実績が大きくかい離した場合、仕様書どおりの履行を確認できたのであれば、積算額の妥当性について再度検討し、翌事業年度の予定価格の積算に反映すべきである。

③ 委託料の確定について（指摘）

本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。

具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや不自然なものについて明細を閲覧し、重点的に確認することが効率性の観点から妥当と考える。

5. 平成25年度 福祉・介護の魅力発信事業

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、県内の中学校・高等学校の生徒、保護者、教職員（以下、「生徒等」という。）を対象に、福祉の仕事セミナー等を実施し、福祉・介護の仕事に対する魅力を発信することにより、福祉・介護分野へ若い人材の参入を促すことを目的とした業務である。

具体的な業務の内容は以下のとおりである。

① 中学校・高等学校訪問事業

コーディネーターが中学校・高等学校を訪問し、福祉・介護を取り巻く情勢や福祉の仕事・職場に関する情報を提供し、教職員の福祉・介護分野への理解を促進する。

② 福祉の仕事セミナー

実際に福祉の職場で働く職員等が、生徒等に対し、仕事の内容ややりがいや魅力等について伝える。

③ 福祉の仕事に関する意識調査

生徒等に対して、福祉の仕事に関する意識調査を実施し、各々が福祉の仕事に対してどのようなイメージを有しているかを把握し、福祉の仕事の魅力を促進するための基礎資料を作成する。

④ 福祉の仕事 PR パンフレット作成・配布

福祉の仕事 PR するためのパンフレットを作成し、これから職場体験や進路を考える段階にある生徒等に配布する。

委託先	社会福祉法人三重県社会福祉協議会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任 補助金等運営支援		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部地域福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,983,150 円	最終契約金額	7,983,150 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	県単価もしくは直近年度の社会福祉協議会の実績をベースに独自に経費等を積み上げて計算。		

(2) 監査の結果

① 実績報告書に掲載された広告について（指摘）

福祉の仕事に関する意識調査をまとめた実績報告書は、事業遂行のため協力を得た学校や介護施設、教育委員会、県内市町、他県の社会福祉協議会等に1,000部配布されている。

成果物として提出されたこの実績報告書の末尾に、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保険広告が2ページにわたり掲載されていた。当該広告の掲載については、仕様書に記載されておらず、事前の合意もなかった。なお、この広告が実績報告書に掲載されていることで、県が広告料収入を得ていることはなかった。

委託の成果物である報告書に、委託者の許可若しくは合意もなく仕様書がないものを掲載することは不適切である。ましてや受託者に関連する広告を掲載することは認められるものではない。

今回、広告が掲載された経緯は、当該成果物が、外部者への配布も予定されていたことによるものであったが、今後、県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう指導すべきである。

6. シニア社会活動・健康づくり推進事業委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、高齢者の生きがいと健康づくりを支援するため、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣及び予選会や、長寿社会活動・地域交流事業等を実施し、明るい長寿社会づくりを推進することを目的とし、ねんりんピックへの派遣事業や長寿社会活動・地域交流推進事業、会議等出席、その他シニア社会活動・健康づくり推進に必要な事業を委託するものである。

委託先	社会福祉法人三重県社会福祉協議会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任 補助金等運営支援		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部長寿介護課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	22,306,200 円	最終契約金額	22,306,200 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 履行確認について（意見）

本委託業務は委託者からの実績報告によって履行確認が行われており、実績報告を入手した段階でヒアリングを実施し、内容確認や不備の修正を行い、支出内容の妥当性を含めた検証を行っているとのことである。しかし、ねんりんピックへの派遣事業の詳細について、その記録資料は保存されていなかった。委託者として、支出内容の妥当性について確認したことを明らかにするためにも、資料を保存することが望ましいと考える。

7. 精神通院公費診療報酬事務費(単価契約)

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の精神通院医療の給付にかかる公費負担医療に関する費用の審査及び支払を委託するものである。対象者の加入する健康保険が国民健康保険の場合は、委託先は三重県国民健康保険団体連合会となり、社会保険の場合には委託先は社会保険診療報酬支払基金となる。

委託先	三重県国民健康保険団体連合会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部障がい福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	98円/件	最終契約金額	19,538,286円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	三重県会計規則運用方針第65条関係第8項に基づき省略。		

委託先	社会保険診療報酬支払基金		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部障がい福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	医科・歯科分 96円30銭 調剤分 48円20銭	最終契約金額	18,569,952円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	三重県会計規則運用方針第65条関係第8項に基づき省略。		

(2) 監査の結果

① 履行確認について(意見)

履行確認は、委託先が実施した委託業務の内容が、仕様書に記載のとおり適切に実施されたことを確かめるものであり、委託者はこれを実施する必要

がある。

本委託業務の履行確認では、県は委託先から県の負担額の審査・算定結果を入手するとともに、精神病床を有する18病院について抜き取りでレセプトとカルテの照合を行っている。しかし、その他の診療所等ではこうした照合等の手続きが行われていない。診療所等は、前述の18病院のように多額の公費診療報酬が生じるわけではないが、多数存在することから全体では金額的影響がある。よって、履行確認の対象範囲をより一層拡大し、診療所等を含めることが望ましい。一定額以上のものを対象としたり、ローテーションの考え方を用いて対象とする診療所等を決定したりするなど、効率性及び実行可能性の観点も踏まえ、履行確認の対象を検討されたい。

8. 精神科救急医療システム運用事業委託

(1) 委託業務の概要

精神科救急医療の円滑な実施のため、三重県精神科救急医療システム運用事業実施要綱、三重県精神科救急情報センター事業実施要綱及び仕様書等に基づき、必要な事業を委託するものである。具体的には、休日及び夜間等に精神疾患の急性発症等により緊急な医療を必要とする精神障がい者等のために、①精神科救急情報センター事業、②病院群輪番体制事業、③精神科救急医療施設空床確保事業を実施するものである。

委託先	社団法人日本精神科病院協会三重県支部		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部障がい福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	63,669,490円	最終契約金額	63,669,490円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	厚生労働省の補助単価により積算		

(2) 監査の結果

① 事業計画書の入手について（指摘）

本業務委託の委託契約書第4条によれば、受託者は年間の事業計画書を県

に提出し、県の承認を受けるものとされている。しかし、実際には事業計画書は県に提出されていなかった。

当該事業は平成10年度から実施されているため、参加病院や実施日数等の運用方法は確立されており、毎年度ほぼ同じ内容で実施されている。

また、同委託契約書の第5条に基づき、受託者は県に当番表を毎月提出しているため、これを事業計画書の提出とみなしていた。

受託者が県に提出した当番表は、内容を県が承認していることから、事業計画書が提出されていないとしても実質的に業務に支障を来すことはないとのことであるが、第4条の規定を満たしておらず、県は受託者に事業計画書の提出を求めるべきであった。今後は契約書の規定どおりに処理することが必要である。

9. 三重県障がい者就労安心事業

(1) 委託業務の概要

生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者支援施設等に通所・入所する者で一般就労を希望する者に、施設退所後も引き続き施設等の職員からの支援を継続することで、就労促進及び定着化を図り、一般就労へのためらいや意識の垣根を低くする目的で実施するための委託事業である。

委託先	社会福祉法人三重県厚生事業団ほか17法人		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部障がい福祉課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	単価契約：障がい者1名あたり月額14,000円（税込）	最終契約金額	8,176,000円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	過去の契約単価を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 有効活用について（意見）

本委託業務において支援した人数及び支援対象とした障がい者1人当たりの単価は、以下のとおりである。

対象年度	支援人数	障がい者1人当たり単価
平成19年度	36人	19,600円/月
平成20年度	46人	19,600円/月
平成21年度	43人	19,600円/月
平成22年度	47人	17,400円/月
平成23年度	69人	17,400円/月
平成24年度	65人	14,000円/月
平成25年度	73人	14,000円/月

（資料出所：県作成資料）

上表のとおり、平成19年度と比べて平成25年度の支援人数は約2倍になっており、本委託業務による支援を求める障がい者が増えていることが読み取れる。一方、予算による制約があること及び業務内容が変わってきたことから、障がい者1人当たり単価は低下する傾向にある。業務内容については、従来、面談による相談が多かったが、電話あるいはメールによる相談が増えてきたとのことである。

本委託業務の目的は、対象者が安定して就労を継続できるよう、面接等の方法により、1)就労サポート及び就労先、市町等との連絡調整、2)面接、相談、助言等による支援、必要な家族支援等、3)就労継続ができなくなった場合には次の就労先の斡旋等を行うことである。こうした目的を達成するためには、きめ細かな支援が必要と考えられるが、前述のように本委託業務における支援人数は増加傾向にある。

「障がい者の自立と共生」は県が掲げる施策の一つであり、今後も継続して施策を行う必要性が高い。本委託業務においても、支援人数の増加に対応しつつ、より一層充実した取り組みが必要と思われる。県は、支援を必要とする潜在的な人数を把握するとともに、支援回数や支援方法について検討し、より効果的・効率的に事業を実施するよう努めていただきたい。

10. 三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、三重県において子どもを産み・育てることのできる環境を推進するため、県内の周産期医療ネットワークの整備による病病、病診連携の維持・発展を図り、基幹センターにおいては高度医療を効果的に提供できる体制を整備・拡充することを目的とするものである。業務内容の概略は次のとおりである。

- ① 周産期救急搬送体制（妊産婦）の効果的な運用
 - 1) 他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等との調整
 - 2) 救急搬送に必要な共通用紙の作成、配布
 - 3) 各産科医療機関からの相談、問い合わせ対応
 - 4) 周産期救急搬送で得た事例、情報をデータ化し、周産期医療情報として管理
- ② 周産期(妊産婦)の確保、充実にかかる調査・研究
 - 1) 母体搬送に関する調査
 - 2) 母体搬送及び受入に関する問題点の抽出及び対応策、北勢、南勢エリアのオープン病院化の推進のための準備等の研究
- ③ 周産期医療に関する研修会及び症例検討会の開催
 - 1) 診療所の医師、助産師及び看護師に対する研修会
 - 2) 基幹センター、診療所の医療従事者で検討会を行い、周産期医療従事者の管理方針の一定化を図ることにより、県全体の医療レベルの向上を図る。
- ④ 周産期医療従事者の育成
 - 1) スキルアップセミナーや生涯教育目的のセミナーの開催
 - 2) 中堅医師の県外の研修施設への研修支援

委託先	国立大学法人三重大学		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部地域医療推進課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	5,630,000円	最終契約金額	5,630,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 履行確認について（指摘）

本委託業務は、仕様書で事業終了後に事業報告書を作成しこれを提出することを定めており、県はこれに基づき履行確認を行っている。この事業報告書の記載内容は、概要に記載された業務内容を実施した実績及び成果等である。

委託先から提出された事業報告書には、所定の報告事項である 1)他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等との調整した内容とその結果、2)緊急搬送に必要な共通用紙の作成枚数と配布先、3)各産科医療機関からの相談・問い合わせ等の対応内容についての記載がなかった。また、セミナーの開催実績や研修受講実績とその成果の分析については、セミナーを開催した実績の記載のみであり、その成果の分析についての記載はなかった。

履行確認は、委託した事業が仕様書に従い適切に実施されていることを確かめる行為であることから、所定の報告事項を記載していないこの事業報告書をもて、確認することは適切ではない。履行確認を慎重に行う必要がある。

1 1. 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、平常時において、受診可能な救急医療機関の案内や医療機関の基本情報を収集・提供するとともに、災害時において、全国の医療機関等と被災状況等の情報共有を行うため県が運用するシステムの運営管理を行うものであり、次の3つの業務からなる。

- ① 県民からの問い合わせに対し、適切な救急医療機関を案内するため、救急医療情報システムを適切に管理すること。
- ② 県民が医療機関を選択する際の参考とするため、県内全医療機関の医療機能情報を公表する医療機能情報提供システムを適切に運営管理すること。
- ③ 災害時において、医療機関の被災状況、受入れ可能情報等を全国の関係機関と共有し、災害対応に資するために運用される、広域災害情報システムを適切に管理すること。

この事業は地域の救急医療体制の構築に欠かせないものであり、県、市町の保健衛生部局、地域の医療機関それぞれの協力なしでは事業の遂行が不可能であるとして、県、市町が出資し、県医師会の協力を得て、本事業を遂行するために設立した公益財団法人三重県救急医療情報センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約を締結している。

委託先	公益財団法人三重県救急医療情報センター		
県と委託先の関係	県から役員等に就任 県が出捐		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部地域医療 推進課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	92,718,150円	最終契約金額	83,629,670円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算(委託先で発生する経費を見積も り算定)		

(2) 監査の結果

① 委託料の確定について(指摘)

委託料の確定について、委託契約書には次のように定められている。

(委託料の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定により委託事業実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

すなわち、委託料は当初の契約額ではなく、実際に本委託業務に要した費用額が確定額となる。この委託料の確定作業は委託先より入手した精算書及び精算明細書を検討することにより行われているが、精算書と精算明細書が一致することを確認し、精算明細書の項目をみて異常なものがないか確認することに留まっている。次の表は、本委託業務の精算明細書を抜粋したものである。

(単位：円)

項目	積算内容	金額	項目計
V 救急医療啓発費	救急啓救急医療啓発費		3,391,771
	啓発物品用絆創膏	1,015,200	
	医療ネットみえリーフレット・ポスター	1,282,407	
	啓発物品用パネル、パソコン、モニタ	213,240	
	その他啓発物品	823,600	
	啓発用レンタカー・燃料費等	57,324	3,391,771
VI コールセンター運営費	コールセンター運営費計		46,734,833
1. 給与	嘱託職員(スーパーバイザー)	5,142,845	
	嘱託職員(オペレーター)	28,576,280	33,719,125
2. 職員手当	通勤手当	1,659,545	
	時間外手当	814,000	
	期末勤勉手当	860,000	3,333,545

(注) コールセンター運営費の職員手当までの抜粋である。

経費の項目別内訳を把握するというのであれば、この精算明細書は詳細に作成されており十分である。しかし、本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。

具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものと考えられる。

12. 三重県地域医療研修センター事業委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、三重県地域医療研修センターが地域医療に関する実践的な研修を提供することで、将来的に地域医療に従事する医師の養成、定着につなげ

ることを目的として、事業を行うものである。具体的には以下のとおりである。

- ① 初期臨床研修医への地域医療研修を、関係機関と連携し実施。
- ② 後期研修医への地域医療研修を関係機関と連携し実施、研修プログラムの充実、受入態勢の構築・充実を図る。
- ③ 地域医療研修及び地域医療に従事する医師の養成、定着に向けて、地域医療を実践するための体系的な教育・研修の提供及び研修等環境整備や地域医療に関する情報発信、人的ネットワークの構築等の実施。
- ④ 地域医療学生支援事業として、三重県における地域医療を担うことをめざしている修学資金貸与学生等に、地域医療に対する関心を高め、地域医療を担う医師としての資質養成を図ることを目的に、地域医療の体験・学習機会の提供及びこれに要する旅費助成、学習機会提供者への謝金・費用弁償を行う。

これらの業務を行うためには、一定規模の地域医療研修を提供できるへき地に立地する総合病院で、かつ三重大学医学部医学・看護学教育センターとの連携が行われていることや研修医を指導する体制が整っていること、自治医大の卒業生が派遣されていることが求められるとして、これらの条件を満たすのは紀南病院組合立紀南病院のみであるとして、地方自治法施行令第167条第1項2号により特命随意契約が締結されている。

委託先	紀南病院組合立紀南病院		
県と委託先の関係	職員の派遣・駐在		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部地域医療推進課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	10,000,000円	最終契約金額	8,646,424円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託料の認定について(指摘)

委託料の認定について、委託契約書には次のように定められている。

(委託料の額の認定)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、すみやかに契約内容に適合するものであるかどうか検査するものとする。適合すると認めるときは、委託料の額を認定し、乙に通知するものとする。

2 前項の委託料の認定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約金額(限度額)のいずれか低い額とする。

すなわち、委託料は当初の契約額ではなく、実際に本委託業務に要した費用額が認定額となる。この委託料の認定は委託先より入手した収支計算書及びその内訳を検討することにより行われている。次の表は、収支計算書の内訳のうち、一部科目について抜粋したものである。

(単位：円)

科目	内訳	金額
賃金	業務補助職員	2,236,601
旅費	時間外手当 通勤手当 賞与 臨床研修病院説明会 全国国保地域医療学会 地域医療現地研究会 地域医療研修会講師旅費 地域医療体験学習 (学生支援) 地域医療研修会 等	1,770,807
消耗備品費	救急トレーニング用シミュレーション、カラーコピー黒板、書画カメラ等	1,184,397
雑費	国保学会参加費 臨床研修病院説明会参加費 全国国保地域医療学会参加費 プライマリィケア認定医審査料 (学生支援) 地域医療体験学習保険料	1,033,904
資産購入費	統計分析ソフト SPSS プロジェクター	574,117

経費の項目別内訳を把握するというのであれば、この精算明細書は詳細に作成されており十分である。しかし、本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費が適当なものか

検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。

具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものとする。

② 委託費で取得した備品等について(意見)

上記の収支決算書の内訳によると、資産購入費で統計分析ソフト、プロジェクターが取得された。このような複数年にわたり使用することができる固定資産については、耐用年数にわたり使用できるように台帳等による適切な管理を行うことが求められる。

これに対し、現状では契約書及び仕様書には、委託料で取得した備品に関する定めがないが、委託費で取得した備品等については適切に管理がなされるように、契約書もしくは仕様書において、備品等の管理の必要性について明記すべきである。

なお、金額基準等で備品に含まれない資産であっても、上記内訳書にあるような消耗備品費の救急トレーニング用シミュレーション、カラーコピー黒板、書画カメラ等の複数年にわたり使用できるものについても、現物の管理を行うことが望ましい。

13. 難病相談支援センター事業

(1) 委託業務の概要

地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として県が設置した難病相談支援センターにおいて、各種相談、地域交流会活動、講演会・研修会等を実施し、患者同士ゆえにできる相談支援を通じて、治療や療養生活・日常生活上の悩みや不安等の共有や解消・解決を図ることなどを委託するもので、既存の保健、医療、福祉機関の相談とは役割を別にした機能の発揮が期待されるものである。

幅広い難病疾患患者・家族のニーズに対応でき、必要な最新情報等の収集能力があることを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により県内の18の難病団体で組織された特定非営利活動法人三重難病連と特命随意契

約が締結されている。

委託先	特定非営利活動法人三重難病連		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部健康づくり課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	9,856,350 円	最終契約金額	9,856,350 円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	健康福祉部の労務費単価を基に前年度契約金額を参考に積算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

予定価格のもとになった委託料設計書の報償費は、健康福祉部の統一単価表に基づき算定されているが、医師については報償費の定めがないため嘱託医師の報酬である日額 13,570 円を使用し積算を行われていた。健康福祉部で定められた単価を使用しているためルールに則った積算が行われているといえるが、医師の報酬を日額 13,570 円とすることが適切か疑問である。

例えば、医師の賞与や社会保険料を含まない平均月額給与は 896.8 千円(厚生労働省平成 25 年賃金構造基本統計調より)とあり、これを日額に換算すると 44,840 円である。他の業種では、事務用機械操作の人材派遣料金は、時給 1,800 円であり(月刊積算資料 2014 年 10 月号におけるランク B・名古屋市)、日額に換算では 14,400 円と医師の報酬を超えるものとなる。またソフトウェア開発業務におけるシステムエンジニア 1 は月額で 820,000 円(月刊積算資料 2014 年 10 月号 従業員 500 人未満 名古屋)であり、日額に換算すると 41,000 円となり、本委託業務における医師の報酬の 3 倍以上である。

現在、積算に利用している報酬は通常の医師の報酬よりも相当低く、この報酬を前提に契約金額が定められていることは、医師の善意に頼って業務を行っているものと考えられ、短期的に適正な報酬とすることが困難だとしても、可能な範囲で医師の報酬を見直しすることを検討されたい。

1 4. 平成 25 年度若年層の自殺対策推進体制構築事業

(1) 委託業務の概要

若年層の自殺を防止するため、若年層の自殺企図者・精神病様症状を呈する者や、その家族等のための支援体制を整備するとともに、生徒・学生に対する自殺予防教育が県内において促進されることを目的として、病院事業庁内に若年支援チームを設置して以下の事業を行うものである。

- ① 若年層の自殺企図者・精神病様症状を呈する者の専門窓口の設置及びアウトリーチ型支援の実施。
- ② 次の研修会の実施。
 - 1) 教職員、スクールカウンセラーに対する啓発及び研修会の実施
 - 2) 保護者に対する啓発及び研修会の実施
 - 3) 児童・生徒・学生に対する研修会の実施
 - 4) 保健医療・教育関係者等を対象とした研修会・シンポジウム等の実施
 - 5) 県民に対するシンポジウムの実施

委託先	三重県病院事業庁		
県と委託先の関係	県の公営企業庁		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部健康づくり課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,400,000 円	最終契約金額	6,400,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	県の人件費の規定を基に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 研修会の実施地域の偏りについて(意見)

概要に記載した各研修会の実施地域に注目すると、1)教職員、スクールカウンセラー等に対する研修会は、桑名市の高校、尾鷲市の高校、津市の中学校と地域的な偏りはないが、2)保護者に対する研修会は3回開催されており、すべて伊勢市内の小学校であった。また、3)児童・生徒・学生に対する研修会は、7回開催されたうち4回は津市内の中学校であり、他は桑名市と名張市の高校、津市内の大学であった。

このように実施された研修会に地域的な偏りが生じるのは、仕様書におい

て希望する教育委員会若しくは学校に対して研修会を実施するとあり、本委託業務を有用なものと判断した一部の教育委員会からのみ依頼を受けているため、当該教育委員会に属する中学校に開催が集中しているものと推定される。

本委託事業は有用な事業と考えられるものであり、事業の有用性を各教育委員会や学校が理解し、研修会の開催を希望してもらうために、研修会の視察やアンケート結果を見せるなどしてより積極的な働きかけを行うことが望まれる。

15. 障がい者(児)歯科診療事業業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、身体的事情等から一般の歯科診療所での受診が困難な障がい者(児)の、歯科診療機会の確保、拡充を図ることにより、障がい者(児)に対する歯科疾患の治療・予防及び健康の保持促進に寄与することを目的として、三重県歯科医師会内にある障害者歯科センター（口腔保健センター）で年間90日診療を公益社団法人三重県歯科医師会に委託するものである。

委託先	公益社団法人三重県歯科医師会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	健康福祉部健康づくり課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	10,477,000円	最終契約金額	11,997,400円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	委託先の総事業費から委託事業実施による診療報酬、渉外費等を控除したものと、独自に経費等を積み上げて計算したものの少ない額。		

(2) 監査の結果

① 変更契約にかかる成果の報告について(指摘)

概要に記載した事業に、変更契約により障がい者の歯科医療の知識や症例に応じた技術の習得に係る実習を行い、地域における障がい者等への医療サービスの専門員を養成する障害者等歯科医療技術者養成事業(以下、「養成

事業」という。)が追加され、契約額が1,520千円増額された。

本委託業務の予定価格は、通常の積み上げ方式で積算を行う一方で、委託先が委託事業を行うことで得られる医療収入と生じる経費を見積もり、両者の差額である赤字額を算定し、積算額と赤字額のいずれか低い額を予定価格としてきた。

近年は、積み上げ方式の積算額よりも赤字額の方が少ない状態が続いており、平成25年度当初予算編成を行う際に事業費の減額が予想されたことから、高度な障がい者歯科治療を行う人材の育成を目的に、国の負担で実施できる障害者等歯科医療技術者養成事業に着目しこれを契約に追加し、障がい者歯科診療と技術者養成の実習を同時に行うという形式をとって、事業の拡充を図ったものである。

障がい者歯科医療事業を拡充させることが目的であるとしても、国の負担で実施される養成事業も適切に行わなければならない。仕様書によると、障がい者(児)歯科診療事業において、障がい者の歯科医療の知識や症例に応じた技術の習得に係る実習を行い、地域における障がい者等への医療サービスの専門員を養成するとし、歯科医師2名、歯科衛生士2名を各15回程度の実習を行うものとなっており、ここまでは養成事業の趣旨に適ったもので問題はないと判断する。

ただし、成果の報告は適切なものでない。仕様書には成果の報告として「当該実習に係る開催日、経費支出に係る担当指導員及び歳出経費項目別(謝金等)内訳を添付する。」とだけあり、委託先は、これに則り報告を行っており、次の表はこの報告を一部抜粋、加工したものである。

支払年月日	金額(円)	累計(円)	実習開催日	担当指導員	歳出経費項目
5月20日	150,000	150,000	4月3日(水) 4月4日(木) 4月21日(日)	同一の個人名	報酬
6月20日	150,000	300,000	5月22日(水) 5月26日(日) 5月29日(水)	同一の個人名	報酬
以下、ほぼ同様のため省略					
計	1,520,400	1,520,400	計31回		

養成事業の目的を考えると、一義的に報告されるべきは、仕様書に記載された歯科技術者養成に資するような実習がおこなわれたかどうかであるが、現状では担当指導員が実習を行ったとする日付と、報酬を受領した日付、金額だけである。

この報告内容では、仕様書のとおり実習が行われているかどうか分からず、事実を確認しようにも報酬を受領した担当指導員に確認するしか術はない。上述した変更契約の経緯を考えると、歯科技術者育成を実際には行っていないのではとの疑念が生じやすいといえる。

今後は、委託者が事業を実施したことを確認できるように、少なくとも、実習毎に参加者の氏名を記載するなど、適切な成果の報告を求めるべきである。

16. がん検診受診促進・精度管理事業業務委託

(1) 委託業務の概要

がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診による早期発見・早期治療が重要であり、そのためにはがん検診の受診率が高いこと及びがん検診の精度が高いことの2点が不可欠である。このため、がん検診（乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がん）の受診促進を図る啓発活動と、市町及び検診機関によるがん検診の精度向上を図るための精度管理を委託するものである。

委託先	国立大学法人三重大学医学部附属病院		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部健康づくり課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,000,000円	最終契約金額	6,000,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

本委託業務では予算策定時に入手した見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。

類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態を踏まえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。

17. 三重県地域がん登録運営事業委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は平成23年7月から開始している地域がん登録事業であり、県内医療機関からがんと診断された情報を地域がん登録情報として登録し、統計的に整理を行うものである。

委託先	国立大学法人三重大学医学部附属病院		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部健康づくり課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	18,000,000円	最終契約金額	17,500,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

本委託契約では以前に入手した見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。

類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態を踏まえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。

18. 母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託

(1) 委託業務の概要

母子寡婦福祉資金貸付事務に係る電子計算事務処理を行うものである。母

子寡婦福祉資金制度は、母子家庭や寡婦の経済的自立を図る制度として、母子及び寡婦福祉法に基づいて、無利子または低利で資金を貸与するものである。

委託先	株式会社松阪電子計算センター		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部子育て支援課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,176,015 円	最終契約金額	7,176,015 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務の設計金額の内訳は、以下のとおりである。

項目	数量	単位	単価（円）	金額（円）
システム使用料	12	月	100,000	1,200,000
運用支援・メンテナンス保守	12	月	350,000	4,200,000
入力料	12	月	34,000	408,000
用紙代	12	月	68,000	816,000
諸経費（通信・運搬・消耗品等）	12	月	17,525	210,300
消費税及び地方消費税（5%）				341,715
合計				7,176,015

本委託業務は、平成23年度から平成25年度まで実施された業務であり、その特殊性から、当該委託先以外に業務の実施、費用の見積りを行うことが困難であった。よって、平成24年度及び平成25年度においては、委託先から提出された作業項目別の見積りに基づいて契約を行っている。

しかしながら、本委託業務は継続的な契約であるため、平成25年度の契約時には、過年度の実施状況から、各作業項目別に人件費、経費、用紙代等の単価及び数量を明示した設計金額の内訳を作成することが可能であったと考えられる。そして、平成25年度の契約時には、県がそのような内訳

を基に単価面、数量面から契約金額の合理性を検討することが望ましかった。予定価格の設定にかかる積算につき、工夫するよう努められたい。

19. 先天性代謝異常等検査事業業務委託

(1) 委託業務の概要

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症は、心身障がいの発生の原因となり放置すると知的障がいなどの症状をきたすことから、異常を早期に発見し早期に医療介入し治療を行い障がいを予防するため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行うとともに、疾患に関する調査・研究を行うものである。

委託先	国立大学法人三重大学		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	健康福祉部子育て支援課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	19,866,000円	最終契約金額	19,866,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 随意契約理由の記載について（指摘）

「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、本委託業務は特命随意契約により契約されている。検査業務のほかにも、委託する際の条件である調査・研究・医療介入・治療や県内治療機関が集まったの研修会の実施などを踏まえると、国立大学法人三重大学と随意契約を締結する合理性はあると思われるが、随意契約理由書の記載からはその合理性が確認できない。随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。

第5. 環境生活部

1. 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託

(1) 委託業務の概要

当該システムは、環境生活部（当時、環境森林部）が所管する許認可や届出に関するデータの管理を目的とし、平成11年より運用を開始し、平成16年に機器更新を実施している。これらの機器について平成21年度中に保守期間満了を迎えることから、以降の運用コストの削減を目標に、平成21年度に再構築を実施するものである。

委託先	富士通株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	環境生活部環境生活 総務課	入札参加者数	5者
当初契約金額	32,025,000円	最終契約金額	38,129,492円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 入札参加者への入札結果の通知について（意見）

「(1) 委託業務の概要」に記載したとおり、本業務委託の契約方法は総合評価方式の一般競争入札であり、5者が入札に参加している。県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために「落札者決定基準」を作成し、システム機能面及び価格面で評価を行っている。システム機能面は、業務システム、システム基盤、設計開発、保守・運用の4つの観点から評価されるが、例えば設計開発を例に挙げると、評価項目は以下の10項目であり、評価者がそれぞれの項目について採点を行っている。

開発方法の考え方、開発スケジュール、開発の成果物、品質管理、開発規模、開発工数、開発体制、開発実績、移行方針、職員向け研修

（資料出所：提案書評価表）

このように、落札者は詳細な評価に基づき決定されており、入札の手続きに問題はない。しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。

入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」により入札の結果が伝えられるが、当該調書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかない。前述のように技術評価は詳細に行われているが、入札参加者に伝えられるのは合計点のみであるため、どの項目でどの程度評価されたのか、入札参加者は知ることができない。落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。

県は、入札結果についてより詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。

2. 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託

(1) 委託業務の概要

三重県における地球温暖化対策の推進を図るため、三重県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）の活動支援等を委託するものである。

推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温暖化対策推進法」という。）第 23 条に基づき、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事及び指定都市等の長が委嘱する。温暖化対策推進法上、推進員の活動は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めることなどとされている。

本委託業務は、推進員の活動を支援するため、推進員の研修や、推進員の普及啓発活動の支援を実施するものであり、年間 1 度の「みえ環境フェア」開催も含まれる。

委託先の一般財団法人三重県環境保全事業団は、温暖化対策推進法第 24 条に基づき、三重県知事から地域地球温暖化防止活動推進センター（以下、「推進センター」という。）として指定された唯一の機関である。温暖化対策推進法上、推進センターが推進員活動支援業務の唯一の委託先となることから、同事業団との間で特命随意契約が行われている。

委託先	一般財団法人三重県環境保全事業団		
県と委託先の関係	県が出捐		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	環境生活部地球温暖化対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,980,000円	最終契約金額	7,980,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託業務の効果測定について(意見)

本委託業務の内容は以下のとおりである。

- ・普及啓発活動支援事業
- ・指導助言活動支援事業
- ・情報提供活動支援事業
- ・推進員研修事業
- ・三重県施策協力事業
- ・推進員活動支援等総務事業

現状、これらの事業に関しては、普及啓発活動等の回数などについて委託先から報告を得て、仕様書に従った業務の履行確認を実施しておりこの履行確認の方法に問題はないといえる。しかしながら、この業務の目的を達成するためには定型的に実施される業務ではなく、柔軟な取り組みが重要であると考えられる。一方で、委託先が法律上一つの団体に限られることから、事業の内容が見直されることなく毎年度実施される可能性が高くなると考えられる。そのため、何らかの方法で事業全体の効果を測定し、地球温暖化防止という目的に照らして、実施している事業が適切であるか検討することが重要である。また他の地方自治体が実施している推進員活動支援事業について情報収集を行うなどして、当該業務の効果を高める事業内容の検討をすべきである。

3. M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託

(1) 委託業務の概要

M-EMS（三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム）の制度定着に向けて、信頼性の確保のための審査体制の維持向上研修と普及啓発業務を委託するものである。

委託先	一般社団法人 M-EMS 認証機構		
県と委託先の関係	M-EMS の唯一の認証機関		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	環境生活部地球温暖化対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,405,000 円	最終契約金額	6,405,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

国際的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 が存在し、大規模事業者ではその認証が進んでいるが、小規模事業者では、経費、労力の面から導入が進みにくい。そこで、日本においていくつかの環境マネジメントシステムが定立されている。そのような環境マネジメントシステムの一つに KES（京都・環境マネジメントシステム）があり、M-EMS は、KES と同一の三重県版環境マネジメントシステムとして、平成 16 年に導入された。

現在、当該業務の委託先の一般社団法人 M-EMS 認証機構が、唯一の M-EMS 認証機関として、規格・運用・マニュアル整備等制度運用を実施するとともに、審査員を登録し、M-EMS の認証を行っている。全国には同様の KES 地域認証機構が、一般社団法人 M-EMS 認証機構の他に 21 存在する。

(2) 監査の結果

① 委託業務の効果測定について（意見）

本委託業務の内容は以下のとおりである。

- ・ 審査員維持業務
- ・ 普及啓発活動
- ・ セミナー、M-EMS 相談会、リフレッシュ講座等開催
- ・ 経済団体等活用普及啓発業務

本委託業務の履行確認は、セミナー・講座等の開催実績や紹介パンフレットの発行種類・部数等を確認することにより、問題なく実施されている。しかし、本委託業務は定型的に実施されるものではないため、委託業務自体の政策効果、実施事項の適切性について検証することが重要である。

県は、M-EMS の認証事業所数について目標値を設け、調査を実施している。平成 23 年度から平成 27 年度の目標値と実績値は以下のとおりである。

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
M-EMS 認証 事業所数	/	290 件	330 件	0.33	350 件	420 件
	246 件	278 件	295 件		/	/

(資料出所：平成 26 年度成果レポート)

また、平成 22 年度には、次の方法により、M-EMS 制度の効果について調査を実施している。すなわち、平成 16 年度から平成 21 年度の認証審査における、M-EMS 取組事業者の「環境改善計画進捗管理表」のデータ（承認を得られたものに限る。）を使用し、電力使用量などの削減率や CO2 削減量などを算定している。

この他、県は、M-EMS の更新をやめた事業所について、業種、理由等を把握している。更新をやめた主な理由は、ISO14001 への移行、経営上の問題、人手の問題等である。

このように、三重県では M-EMS の効果について検証を実施しているが、本委託業務の効果について直接的な検証がされていない。本委託業務の性質と、委託先が一般社団法人 M-EMS 認証機構に限られており、新規事業の提案がされにくいことを考えると、可能な限り直接的に、効果の検証を実施すべきであると考えられる。例えば、M-EMS 取組事業者の増加・減少数を他の地域認証機構と比較すること、他の地方自治体が実施している地域認証機構への業務委託の有無や実施項目などについて検討することが考えられる。

併せて、前述の M-EMS 認証事業所数の実績値が目標値を下回っており、本委託業務の効果が十分ではないと推測されることから、事業所数が増加するよう、本委託業務においてもより一層効果的な実施に努められたい。

4. 平成 25 年度三重県留学生等支援事業業務委託

(1) 委託業務の概要

三重県では、海外の大学等で学ぶ三重県出身の私費留学生及び県内の大学等で学ぶ私費外国人留学生に対し、奨学金を給付し、県の国際化に貢献する人材及び世界を舞台に幅広く活躍する人材の育成を図っている。また、県内の大学・看護学校等で医師・看護師・准看護師を目指す定住外国人の学生に対して奨学金を支給し、県の外国語での医療・看護サービスの充実に寄与する人材の育成を図っている。

本契約は以下の業務を委託するものである。

- ① 平成 25 年度奨学金の応募受付から選考までの一切の業務
- ② 奨学生の就学状況把握に係る業務
- ③ 奨学金給付における奨学生との連絡調整等に係る業務
- ④ 平成 26 年度奨学生募集に係る一切の業務
- ⑤ 三重県の国際交流事業等への奨学生（歴代奨学生含む）活用に係る業務
- ⑥ その他必要と認められる業務

委託先	公益財団法人三重県国際交流財団		
県と委託先の関係	県が出捐		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	環境生活部多文化共生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	5,164,984 円	最終契約金額	5,164,984 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度の予定価格を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、留学生等の支援という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であること、また、14 年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続することが想定される。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

この点、現在の予定価格の設定方法は、前年度の予定価格をベースにしつ

つ、人件費単価については委託先の平均給与単価を更新して使用し、前年度の実績報告内容のうち当業務の仕様と合致しない部分については当年度における業務内容の見直しを行うといったものであり、一定の検証作業は行われている。ただ、委託者からの実績報告は、県の予定価格設定にあたっての積算項目を網羅するものではなく、検証項目は一部に留まっている。

現状委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することがより望ましい。

5. 平成 25 年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

(1) 委託業務の概要

外国人住民に対する基本的な生活・行政情報を提供すること、情報を安定的に提供できる環境（ホームページ）を整備すること、互いの文化を理解しあうきっかけをつくることを目的として、以下の業務を委託するものである。

- ① 外国人住民への情報提供事業に係る連絡調整業務
- ② 外国人住民への情報提供事業の専用サイトの企画・制作・管理・維持に係る業務

委託先	Portal Mie 株式会社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	環境生活部多文化共生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	11,723,250 円	最終契約金額	11,723,250 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度の予定価格を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 三重県情報提供ホームページの仕様について（意見）

現在の三重県情報提供ホームページは、ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語に対応しているが、平成 25 年度の言語別のアクセス状況は次表のとおり

りである。

言語別アクセス状況（平成 25 年度）

	ポルトガル語	日本語	スペイン語	英語
アクセス数	64,050	28,862	20,061	7,964
構成比	53%	24%	17%	6%

（資料出所：委託者からの年度実績報告）

ポルトガル語サイトへのアクセスが全体の 5 割以上を占めており、ホームページの主な利用者がブラジル国籍の外国人住民であることが推測される。

一方で平成 16 年以降の県内の国籍別外国人住民数の推移は次表のとおりである。ここ数年で外国人住民構成が大きく変化している。

年	外国人 住民総数	ブラジル	中国	韓国又は朝鮮	フィリピン	ペルー
平成16年	43,621	19,095	5,270	6,602	3,645	3,112
平成17年	47,551	20,659	6,562	6,411	4,249	3,432
平成18年	49,304	20,801	7,891	6,363	4,414	3,593
平成19年	51,638	21,338	9,019	6,205	4,764	3,787
平成20年	53,082	21,487	9,993	6,095	5,094	3,793
平成21年	49,076	18,461	9,733	5,981	5,091	3,635
平成22年	46,817	16,651	9,588	5,789	5,443	3,467
平成23年	45,547	15,232	9,553	5,584	5,375	3,403
平成24年	41,811	12,674	9,354	5,360	5,289	3,105
平成25年	41,221	12,002	9,015	5,195	5,646	3,017

（注）朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいう。中国には、台湾出身者を含む

平成 23 年以前の「外国人住民数」は、外国人登録法に基づく外国人登録者数を指す

（資料出所：県多文化共生課作成資料）

これらの情報を比較すると、外国人住民数に占めるブラジル国籍住民の割合は 3 割程度となっているが、ホームページ利用者の 5 割以上がブラジル国籍住民であると推測される。これに対し、外国人住民数に占める中国国籍住民の割合は 2 割程度となっているが、前述の「言語別アクセス状況」のとおり、中国語はホームページの対応言語となっていない。このように、ホームページ利用者構成と実際の国籍別外国人住民構成には乖離があり、現在のホームページは、想定しうる利用者に適応したものではなく、一部の外国人住民にとっては利用しづらい仕様になっていると考えられる。

三重県情報提供ホームページには、教育、就職、医療、防災、住宅等に関する

る情報が掲載されているが、県民にとってはいずれも重要な情報であり、国籍にかかわらず情報を入手できる仕様にすべきであるため、現在対応していない他の言語（中国語等）での掲載も行うことが望ましい。

なお、平成27年度以降の契約においては、県内の外国人住民構成の変化を受け、県は契約内容の見直しを検討している。

② 委託先の選定方法について（指摘）

本業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、特命随意契約になっているが、その理由は以下のとおりである。

随意契約理由（要約）

本事業を効果的に実施するには、広範なネットワークを持ち、県内の外国人住民がおかれている環境に精通し、ニーズを把握するなど情報収集能力が高く、また、収集した情報を発信する力が必要であり、次の(A)～(C)のすべての条件を満たすことが必要であるが、3つの条件をすべて満たす業者は、Portal Mie株式会社の1社のみである。

(A) 県内に事業所を持ち、県在住の外国人住民の実態や課題、ニーズ等を熟知した県内在住のスタッフが事業にあたること。また、サイトの運営にあたっては外国人住民の視点も重視する必要があることから、県在住の外国人スタッフを雇用していること。

(B) 日本での外国人住民向け外国語ウェブサイトの運営・管理に必要な知識・技術と実績を有し、コンテンツの企画、作成から取材、翻訳、編集、メンテナンスまでをトータルに行うことができること。

(C) 外国人住民や外国人住民の支援に関係する団体、行政機関等との幅広いネットワークを有し信頼を得ていること。また、高い情報収集能力と多文化共生に関する見識を持っていること。

（資料出所：随意契約理由書に基づき監査人が要約）

県内事業所の保有、外国人スタッフの雇用といった明確な要件は一部存在するものの、それ以外の要件については、客観的な判断が困難なものが多く、特命随意契約とする理由に乏しいと考える。また、①で述べたとおり、三重県情報提供ホームページの対応言語の見直しを行うべきであり、そうした場合、現在の事業者では対応できない可能性がある。

外国人住民に対する安定的な情報提供といった事業の特殊性からすると実施可能な業者は限定されることはやむを得ないが、プロポーザル方式の採用により、事業者の能力や提案内容に応じた競争性のある業者選定を行われたい。

6. 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

(1) 委託業務の概要

外国人住民が日本人住民と同等の情報を得ることで、必要な行政サービスを受けることを可能とするため、以下の業務を委託するものである。

- ① 多言語相談窓口の設置及び運営
- ② 外国人相談窓口担当者向け研修の実施
- ③ 講座・個別相談会の企画及び実施

委託先	公益財団法人三重県国際交流財団		
県と委託先の関係	県が出捐		
契約方法	随意契約（コンペプロポーサル方式）		
執行課	環境生活部多文化共生課	見積合せ参加者数	1者
当初契約金額	20,181,344円	最終契約金額	20,181,344円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度の予定価格を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っているが、実際の参加者は1社のみであること、また、6年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続する可能性がある。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

この点、現在の予定価格の設定方法は、前年度の予定価格をベースにしつつ、人件費単価については委託先の平均給与単価を更新して使用し、前年度の実績報告内容のうち当業務の仕様と合致しない部分については当年度における業務内容の見直しを行うといったものであり、一定の検証作業は行われている。ただ、委託者からの実績報告は、県の予定価格設定にあたっての積算項目を網羅するものではなく、検証項目は一部に留まっている。

現状委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することが

より望ましい。

7. 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託

(1) 委託業務の概要

県は、以下の 3 つの目的を達成するために、開発途上国の日本語教師に対して実務研修を実施している。

- ① 国外での日本語による日本紹介、日本を理解するための教育活動支援
- ② 日本の児童生徒と開発途上国の児童生徒との交流促進
- ③ 就労等のために来日する開発途上国出身者に対する事前学習支援、日本から開発途上国へ帰国後のこどもに対する母国語指導支援

将来的には、研修を受けた開発途上国の日本語教師が、三重県と母国との経済連携を含む交流の際に、両国の架け橋となることも目的としている。

本件は、開発途上国の日本語教師の受入れに際し、主に以下の業務を委託するものである。

- ・ SNS サイトを通じた、研修員 OG・OB のフォローアップと活用業務
- ・ 研修員の来日及び帰国の渡航に伴う業務
- ・ 研修員受入機関等との連絡調整業務
- ・ 県内研修(文化体験等)の実施業務

なお、当該委託事業は、平成 25 年度の契約をもって終了し、平成 26 年度において新たな契約は締結していない。

委託先	公益財団法人三重県国際交流財団		
県と委託先の関係	県が出捐		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	環境生活部多文化共生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,356,317 円	最終契約金額	6,356,317 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度の予定価格を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、開発途上国の日本語教師の受入業務という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であり、過去4年間連続して同様の契約内容であった。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要があった。

この点、本業務の予定価格の設定方法は、前年度の予定価格をベースにしつつ、人件費単価については委託先の平均給与単価を更新して使用し、前年度の実績報告内容のうち当業務の仕様と合致しない部分については当年度における業務内容の見直しを行うといったものであり、一定の検証作業は行われていた。ただ、委託者からの実績報告は、県の予定価格設定にあたっての積算項目を網羅するものではなく、検証項目は一部に留まっていた。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されていたため、業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することが望ましい。

② 事業の効果について（意見）

本委託業務の将来的な目的として、開発途上国との経済連携を含む交流を円滑に推進することが挙げられている。この目的に対する成果としては、三重県知事が開発途上国を訪問した際の協力などの実績はあるが、目に見える成果は少ない状態である。

本委託業務は、日本語教師の育成に一定の成果がみられたとして、平成26年度以降の委託契約は締結しないこととなっているが、今後の国際交流において人材を有効活用するため、これまで受入れてきた開発途上国の日本語教師の追跡調査等を引き続き実施していくことが望まれる。

8. 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託

(1) 委託業務の概要

新博物館は、「三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす」「学びと交流を通じて人づくりに貢献する」「地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する」ことを使命としている。そして基本的な博物館活動として「調査研究活動」「収集保存活動」「活用発信活動」を位置づけ、こ

これらの活動を「県民・利用者との協創」と「多様な主体との連携」により展開することを特徴とする施設である。

本業務では、こうした博物館の理念と特徴を実現するための情報システムを構築し、運用することを目的としている。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ① 博物館が所蔵する資料や情報をデータベース化し、来館した県民や利用者に対する学習機会の提供を行うとともに、インターネットを通じた情報提供を行う総合的なシステムを構築する。
- ② この事業で整備を行う機能は、館収蔵資料（歴史的公文書を含む）・図書情報管理機能、来館者向け情報提供機能、来館者サービス機能、インターネットによる情報提供機能、外部連携機能等である。

委託先	富士通株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	環境生活部総合博物館（新博物館整備推進PT）	入札参加者数	1者
当初契約金額	237,644,400円	最終契約金額	239,900,700円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	RFI（注）により算定		

（注）RFI（Request For Information）：情報システムの導入等にあたり、広く一般に公募して業者に情報提供を依頼する文書。

（2） 監査の結果

① 入札辞退の理由について（意見）

本業務委託においては、入札参加資格確認申請の段階では3者が申請を行っているが、入札時に2者が辞退したことにより1者入札となった。

地方自治法上は入札参加者が1者であっても有効とされる。しかし、県は入札参加資格等を見直すことで競争性を高めることが可能と判断される場合には、公正性・透明性・競争性確保の観点から、その入札を原則として中止することとしており、入札を継続する必要がある場合には競争入札審査会の意見を求めることとしている。審査会においては、以下の点に基づき、入札の有効性が判断される。

- ・ 特殊な物件の場合は、その物件の特異性が客観的に説明でき、かつ随意契約できないものであること。
- ・ 特殊な物件でなく 1 者入札になった場合は、仕様又は機種が特定の者に限定されたものになっておらず、かつ、特殊な入札参加条件又は落札資格条件を付けていないもので、競争性・透明性が十分確保されていると判断されるものであること。
- ・ 2 回目以降の入札の場合で、不調又は 1 者入札となった原因を分析し、それに対処した入札参加条件等を見直しており、競争性・透明性が十分確保されていると判断されるものであること。

(資料出所：「三重県物件関係 1 者入札対応について」)

上記取扱いに従い、三重県物件関係入札審査会及び環境生活部競争入札等審査会において、1 者入札の有効性の審査が行われた。辞退した 2 者のうち 1 者は入札辞退届を提出しており、以下のような辞退理由を記載していた。

辞退理由
構築業務仕様書の「既存システムの統合」において、詳細に記載された「同等の機能を実現すること」を提案システムに統合して、評価基準額内に提示することが不可能であるため。

(資料出所：入札辞退届)

審査会においては、地域要件を附しておらず広く参加が可能であること、特別な仕様ではないこと、入札参加資格確認申請が 3 者であったことから、競争性・透明性が確保されていると判断し、今回の 1 者入札を有効と判断している。

本業務委託における委託先の選定は一般競争入札により行われていることから、競争性・透明性は確保されていると考えられる。また、審査会の判断も合規性の点で問題はないと思われる。しかし、より一層、競争性・透明性を確保する観点から、次のような対応を求めたい。

すなわち、今回のケースでは 2 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され辞退理由が明らかにされているが、辞退したもう 1 者の辞退理由は明らかではない。現状の県の規則では、辞退した者に対して、辞退届の提出及び辞退理由の明示を求めているが、辞退理由は審査において 1 者入札の有効性を判断する際に重要な情報であると考えられる。また、将来の同種の業務委託において競争性を向上させるために資する情報を入手できる可能性もある。

この点につき県の担当者にヒアリングしたところ、入札の辞退理由を必須にしてしまうと業者側が手を上げにくくなる側面があるのではないかと、との回答があった。確かに辞退理由の開示を業者側に強制することは難しい面もあるが、公式の書類として提出を求めないまでも、口頭により聞き取り調査を行って審査資料に記載することは、前述のように透明性・競争性の確保に有意義であると考えられる。可能な限り、入札の辞退理由を審査において明示するよう努められたい。

② サービスレベルアグリーメント協定の締結について（意見）

本業務委託では、システムの運用保守についてサービスレベルアグリーメント協定（以下、「SLA 協定」という。）が締結されることになっている。SLA 協定とは、サービスを提供する者が県に対し、どの程度の品質を保証するかを明示したものであり、今回のケースでは例えばシステムの可用性の指標として、稼働率（稼働時間÷運用時間×100）などが定められている。受託者は指標の実績値を一定以上に保つよう努める義務があり、サービスレベルの遵守率が低い場合には委託料が減額される可能性もある。

しかし、システムの運用は 2014 年 4 月に開始されているものの、SLA 協定は締結されていなかった。県によれば、サービスレベルの水準を決めるため稼働状況の推移を見守っていたとのことであり、業務委託契約書や SLA 協定に明文規定はないものの、初めの半年間を仮運用期間とすることについては委託先と合意し、打合せの議事録に記載しているとのことであった。また、前述のようにサービスレベルの水準を決めるため、サービスレベルのモニタリングを毎月実施しているとのことである。

よって、システムの運用保守において実質的な問題はなく、委託料の支払いに影響を及ぼすものではないが、システムの稼働状況は安定していると思われるため、早期の協定締結は可能と思われる。県は速やかに SLA 協定を締結することが望ましい。

9. 新三重県立博物館警備業務委託

(1) 委託業務の概要

三重県立博物館の施設警備、機械警備、機械警備機器の設置、保守及び撤去につき委託するものである。

委託先	イセット株式会社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	環境生活部総合博物館（新博物館整備推進PT）	入札参加者数	5者
当初契約金額	120,449,595円	最終契約金額	124,161,261円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託業務完了報告書のサイン・押印について（意見）

本業務委託においては、受託者より「受託業務完了報告書」が提出され、県の監督員が内容を確認の上、サイン・押印を行うことになっている。しかし、平成26年3月分の委託業務完了報告書を閲覧したところ、監督員のサイン・押印がなかった。また、同月の検査命令簿についても、決裁欄に監督員及び決裁者のサイン等がなく、決裁欄は空欄となっていた。同月は県立博物館の開館を控え、非常に忙しい時期であったため、同月分のみ処理が漏れたとのことである。履行確認については別途、決裁が行われているため、実質的には履行確認に問題はないと考えられるが、今後は委託業務完了報告書及び検査命令簿へのサイン・押印を徹底していただきたい。

10. 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

(1) 委託業務の概要

新三重県立博物館の使命・活動理念に基づき、展示エリア・交流創造エリア・エントランスエリア・外構・野外敷地における、展示資料・グラフィック・映像音響資料及び展示設備・物品の製作・設置並びに空間演出を行い、県民・利用者とともに三重が持つ「多様性の力」を探求し、新たな知を創造・発信する場を創出することを目的とする。業務内容は以下のとおりである。

- ① 展示資料・映像音響資料・設備・物品の製作
- ② 展示資料・映像音響資料・設備・物品の設置、空間演出

③ミエゾウ全身骨格復元検討

④展示監修員による監修及び利用者意見の聴取

委託先	株式会社トータルメディア開発研究所		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	環境生活部総合博物館（新博物館整備推進PT）	入札参加者数	3者
当初契約金額	1,089,270,000円	最終契約金額	1,089,270,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	設計委託により算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託の予定価格の積算は、前年度に行われた設計業務委託の成果物に基づいており、当該設計業務を受注した株式会社トータルメディア開発研究所が、引き続き本業務委託を落札している。

設計業務を外部に委託したのは、博物館の展示製作及び施工業務という特殊な業務を設計・積算することが県には技術的に困難であったためである。県は設計業務についてはプロポーザル方式、本業務委託については一般競争入札をそれぞれ行い、結果として設計業務は2者が入札し、本業務委託は3者による入札となった。

特殊な業務であることから対応できる業者も限られるが、競争性を確保する観点から、県が設計業務と本業務委託を区分して入札を行ったことは理解できる。また、そもそも設計業務を外部に発注したことも、その業務の特殊性からやむを得なかったと考えられる。

しかし、設計業務を外部に発注したことにより、県による設計内容の組み換えなどの措置が行われているものの、設計業務の落札者は本業務委託の予定価格を推測できる立場となった。以下の表は、予定価格の内訳と入札者が提出した内訳表を項目別に比較したものであり、入札者の入札額が予定価格に比してどの程度の割合になっているかを示している。

	トータルメディア 開発研究所	A社	B社
造作工事	100.5%	103.3%	113.9%
模型・造形	102.1%	106.7%	107.1%
展示資料	103.0%	98.5%	107.9%
関連展示装備	100.0%	103.8%	105.0%
グラフィック工事	100.0%	107.1%	107.4%
電気照明設備	100.0%	100.3%	99.9%
映像音響設備	100.0%	112.4%	102.9%
映像・音響ソフト	100.0%	103.1%	103.9%
メガ装置	100.0%	101.4%	109.0%
ミエゾウ骨格復 元・展示監修	104.9%	137.1%	167.0%
共通仮設費	74.1%	72.4%	75.9%
現場管理費	81.9%	96.8%	79.7%
一般管理費	69.4%	83.1%	59.1%

(資料出所：委託設計書及び入札者の入札内訳書に基づき監査人が作成)

設計業務として外部に発注されたのは、「造作工事」から「メガ装置」までの項目である。上表のとおり、予定価格を推測できるトータルメディア開発研究所の内訳は概ね予定価格と同額である。他の2者よりは低い金額になっているが、予定価格を推測できなければさらに低い金額で入札してきた可能性がある。

前述のように、本業務委託の積算を県が単独で行うことは困難であったことから設計業務の外部委託はやむを得ない面もあるが、やはり予定価格を推測しうる業者が入札に参加することは本来あるべき姿ではない。県は今回の積算資料や入札者が提出した内訳書を分析し、類似の業務が今後発生する場合には県が独自で積算できるよう、ノウハウを蓄積していただきたい。

② 予定価格の設定における管理費等の積算について（意見）

①で述べたように、本業務委託の予定価格のうち「ミエゾウ骨格復元・展示監修」から「一般管理費」までの項目は設計業務の対象外であり、県が独自に積算している。県の担当者に質問したところ、「共通仮設費」から「一般管理費」までの項目については「季刊 建築施工単価」（発行：経済調査会）を参考にして、管理費等の割合を設定しているとのことであった。

県の積算方法は合理性があると思われるが、上表のとおり「共通仮設費」

から「一般管理費」までの項目では、各入札者の入札額と予定価格がかい離する傾向にある。つまり、直接費の価格圧縮が難しいことから各入札者が政策的に諸経費部分の圧縮を目指したか、あるいは予定価格が実勢価格に合っていない可能性がある。競争入札における予定価格は契約の上限金額としての意味合いを持っているが、実勢価格と大きなかい離がないか、常に検証することが必要である。県は、今回の内訳表の分析を行い、管理費等の積算をより高い精度で行うことができるよう努められたい。

第6. 地域連携部

1. 三重県 GIS システム再構築業務委託

(1) 委託業務の概要

平成14年度に運用を開始したGISシステムである「MieClickMaps」は、行政利用目的のほか各種イベント情報や公共工事入札情報における位置情報の提供に利用されるなど、業務効率化のツールとして効果を発揮してきたものである。平成20年度には、システム運用開始後5年以上経過しており、Web技術を取り入れた他の同種システムと比較すると機能が陳腐化していることや、ハードウェアの老朽化、最新のOSに対応していないこと、システム運用に人的作業が多く残っていることなどの基礎的な機能向上も必要となったため、平成20年度においてGISの再構築を委託するものである。

本契約には平成20年度のGIS再構築と平成21年度から平成25年度の運用委託を含んでいる。

(注) GIS (: Geographic Information System) は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

(国土地理院ホームページより)

委託先	KDDI 株式会社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札(総合評価方式)		
執行課	地域連携部 IT 推進課	入札参加者数	4 者
当初契約金額	69,615,000 円	最終契約金額	69,615,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 入札辞退への対応について(意見)

本委託業務は、総合評価方式の一般競争入札で業者選定が行われている。入札希望者は、入札の事前に入札参加者資格の確認を行っており7者が入札参加者資格の確認申請を行った。このうち3者が入札を辞退したため、4者

による競争入札が行われた。この入札辞退者からは、辞退した理由の確認は実施されていない。今後も競争性のある業者選定を継続していくためには、これの妨げになる入札辞退の要因を把握し、その解消に努めてゆくことが有効なものとする。そのため、入札辞退者から入札辞退をした理由を確認することが望まれる。

2. 三重県C I O補佐業務等委託事業

(1) 委託事業の概要

本委託業務は、平成24年度までに構築・検討を行ってきたIT投資管理の様々な施策について、特に、システム評価制度の運用によるPDCAサイクルの確立や継続的な改善を進めていくほか、各施策を着実に実行していくことで全体最適を実現し、さらなる行政サービスの向上や業務の効率化を図っていくため、外部専門家の支援を得るための事業である。

委託先	株式会社日本コンサルタントグループ名古屋営業所		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	地域連携部 IT 推進課	入札参加者数	1 者
当初契約金額	64,050,000 円	最終契約金額	64,050,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	過去の実績に基づき人月単価、諸経費率を算定し、前期の実績に基づく時間数を乗じたものを積み上げて算定		

(2) 監査の結果

① 入札参加者数について(意見)

本委託業務は、総合評価方式の一般競争入札により業者選定を行っているが、入札参加者は1者であった。1者であっても、競争を前提に入札されており、総合評価により委託業務を遂行する能力を確かめているため、入札者が1者しかないことにより直ちには問題とはならない。

ただし、競争入札により経済的な委託料にするという入札の趣旨に鑑み、入札参加者が複数となるよう努めることが望まれる。県では、電子入札システムによる公告のほか、県公報等で広く周知することにより入札参加者の増

加を図っているところであるが、委託業務を実施可能な団体等を認識されているのであれば、当該団体に対し入札への参加を促すとともに、入札に参加しない理由についても確認しその解消を図ることを検討されたい。

3. 中小システム統合サーバ追加環境設計、機器調達、構築、運用保守

(1) 委託業務の概要

県は、平成21年度に中小システム統合サーバを導入して以降、中小システムの運用保守の効率化、コスト低減、セキュリティ向上、業務の効率向上等の全庁情報システムの最適化に取り組んできたが、統合可能数を超えたため新たな統合サーバの環境を追加することになった。当該委託業務は、新たな統合サーバの環境のために必要となる機器調達や統合サーバの環境構築と、その後の運用保守(平成26年度から平成30年度)を委託するものである。

委託先	株式会社 NTT データ東海		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	地域連携部 IT 推進課	入札参加者数	3 者
当初契約金額	25,410,000 円	最終契約金額	25,596,300 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	複数の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① RFI による予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格は、県が契約を行う際の上限額となる見積額であり、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないものとされる。当該委託業務では、システム開発を伴う委託であり、県が独自に仕様の決定やその仕様に基づく積算を行うことが難しいことから、RFI と呼ばれる手法を用いて予定価格の設定にかかる積算をしている。RFI は、システムの構成要件や調達条件を記述するための基礎的な情報が不足している等の場合に、システム開発業者に対してシステムに関連する必要な情報の提供を依頼するものである。

次の表は、当該委託業務の各入札額と、各入札額の RFI によって入手した情報にもとづいて積算した予定価格との比率を示したものである。

業者名	入札額（円）	入札額/予定価格
A 社	25,410,000	57.0%
B 社	27,825,000	62.4%
C 社	29,400,000	65.9%

（資料出所：県作成資料に基づき監査人が作成）

これによると予定価格に対する入札額の比率は 57～66%と相当低くなっている。RFI により入手した見積書に基づいた予定価格と入札額が一致するものではないが、予定価格に比して入札額が相当低い場合には、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問すること等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。この点につき、県は予定価格と入札額の差異の分析を行っているとのことであるが、その結果は記録に残されていない。分析結果を蓄積し活用できるように、記録に残すことが望ましい。

第7. 農林水産部

1. 平成25年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託

(1) 委託事業の概要

本委託業務は、農業者の高齢化に伴い担い手不足が深刻化していることから、新たな農業の担い手として新規就農者や企業等を積極的に位置づけ、これらの者が就農・参入しやすいよう、就農・参入希望者を受け入れる地域との調整を行い、農地等の確保、栽培技術の習得から就農定着に至るまでの一貫した支援を行うことで、その定着を図るものである。

具体的には、就農・参入対応の窓口開設と農業参入支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携して新規就農・参入希望者の円滑な定着を支援するとともに、雇用型経営体と就農希望者のマッチングを図ることを委託するものである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、公益財団法人三重県農林水産支援センターと特命随意契約を締結している。

委託先	公益財団法人三重県農林水産支援センター		
県と委託先の関係	県職員を派遣 県から役員等に就任 県が出捐 補助金等運営支援(債務保証含む)		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	農林水産部担い手育成課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	35,366,100円	最終契約金額	35,366,100円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

直接人件費について県の予定価格の設定にかかる積算の内訳と委託先から入手した見積書の内訳を比較したところ、1日当たり単価と延べ日数において次の表のとおり相違が認められた。

県積算と見積書の直接人件費比較

	職階	単価 (円/日)	延べ日数	金額
県積算(A)	主任	25,000	230	5,750,000
	担当	16,000	586.262	9,380,192
	合計		816.262	15,130,192
見積書(B)	担当	35,000	312	10,920,000
	主幹	33,000	120.000	3,960,000
	合計		432.000	14,880,000
差額 C=A-B	主任(担当)	-10,000	-82	-5,170,000
	担当(主幹)	-17,000	466	5,420,192
	合計		384	250,192
比率 B/A	主任(担当)	140.0%	135.7%	-89.9%
	担当(主幹)	206.3%	20.5%	57.8%
	合計		52.9%	1.7%

(資料出所：積算書、見積書)

上表のとおり、県の積算では主任 25,000 円/日、担当 16,000 円/日を人件費単価としているのに対し、名称が異なるものの委託先の見積書では担当 35,000 円/日、主幹 33,000 円/日とそれぞれ積算の単価の 140%、206%となっている。予定価格の設定にかかる積算をするに当たり、委託先の見積書で使用されている単価を利用する必要はないが、積算の人件費単価は、本委託業務の当初より使用している単価を踏襲したものであり、結果として、見積書の単価と大きく乖離している。

延べ日数についても、積算では主任、担当を合計して 816 日であるのに対して、見積書では担当、主幹合わせて 432 日と積算の 53%の日数となっている。完了報告書に記載された委託業務に要した延べ日数は、見積書の日数と大きな差異がなく、見積書の日数が委託業務を行うのに必要な日数を表していたものといえる。

本委託業務は平成 23 年度から継続的に特命随意契約が締結されてきたものであり、本委託業務に要する延べ日数については、委託先から提出を受ける見積書や完了報告書に基づき、見積もることもできたはずである。これに対し平成 25 年度の本委託業務の積算は平成 24 年度中に行う必要があったため、参考にすることができた見積書、完了報告書は平成 23 年度のものであり、平成 23 年度では延べ日数が見積書では 650 日、完了報告では 626 日と積算

に使用した延べ日数 816 日と比較して著しい差異はないとして延べ日数等を踏襲したとのことであった。

競争性の働かない特命随意契約の場合、経済性の確保のため予定価格の設定にかかる積算を適切に行うことの要請がより高いと考えられる。本委託業務では、人件費単価が積算よりも委託先の見積もりが高く、逆に延べ日数は積算よりも委託先の見積もりが少なかったことから、結果として、積算と見積書の金額の差はほとんどないが、より実態に近い予定価格の積算を行うことが望まれる。

2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託

(1) 委託業務の概要

県内のつくり育てる漁業の促進を図るため、三重県栽培漁業センター(浜島)において、ヒラメ、トラフグ、クルマエビ、ヨシエビ、ナマコの種苗生産供給等の業務を行うものであり、種苗の生産・供給のほかセンター施設及び機器の保守管理等を行う。平成 25 年度の種苗生産供給計画は以下のとおりであり、計画どおりの生産・供給が行われた。

(平成 25 年度種苗生産供給計画)

種別	生産計画		供給計画	
	サイズ	数量	サイズ	供給時期
ヒラメ	30mm	200 千尾	30mm	平成 25 年 4 月～ 8 月
トラフグ	20mm	100 千尾	20mm	平成 25 年 5 月～ 8 月
クルマエビ	17mm	3,100 千尾	17mm	平成 25 年 6 月～ 9 月
ヨシエビ	17mm	3,500 千尾	17mm	平成 25 年 7 月～11 月
ナマコ	7mm	30 千個	7mm	平成 25 年 6 月～11 月

本委託業務は、①三重県沿岸域の水産資源や種苗生産供給に関する専門知識を有していること、②種苗生産供給業務に関する経験が豊富であること、③技術者及び作業員が確保され実施体制が確立していること、④水産関係官署等との情報交換に優れていることを勘案し、特命随意契約により公益財団法人三重県水産振興事業団と契約している。

委託先	公益財団法人三重県水産振興事業団		
県と委託先の関係	県が出捐		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	農林水産部水産資源課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	65,163,000円	最終契約金額	65,163,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、本業務委託は特命随意契約である。業務の特殊性から他団体では実施困難と思われるため、特命随意契約とされたことはやむを得ないと考えられる。

予定価格の設定にかかる積算は、本業務委託が特命随意契約であることから、委託先である公益財団法人三重県水産振興事業団の実際の人件費等に基づいている。本業務委託は予定価格と同額で契約されているが、契約額の約55%は職員の給料手当等である。各職員の役割分担は以下のとおりである。

職員	主な役割
所長	種苗生産調整業務、ナマコ種苗生産主担当
主任技師 A	トラフグ種苗生産主担当、ヒラメ種苗生産主担当、ナマコ種苗生産副担当
主任技師 B	クルマエビ種苗生産主担当、ヨシエビ種苗生産主担当、ヒラメ種苗生産副担当
技師	トラフグ種苗生産副担当、クルマエビ種苗生産副担当、ヨシエビ種苗生産副担当、餌料培養管理主担当
技術員	施設管理
庶務課長	栽培漁業センター施設の運用管理と職員管理(本業務委託の割合は1/2)

(資料出所：県作成資料に基づき監査人が作成)

上記のとおり、実際に種苗生産業務に従事する職員は5名であるが、予定価格の積算資料においては各職員が業務に従事する時間の見積りが詳細で

はなかった。

この点につき県では、魚類毎に異なる種苗生産技術やスケジュール、種苗生産以外に必要な作業量など、これまでの種苗生産業務の実績から、年間を通じて5名の職員が必要であるとした。

本業務委託は、その特殊性から年間を通じて職員が必要となることは理解できる。しかし、本業務委託は委託先や業務従事者が固定される性格のものであるため、契約金額の妥当性を検証するためには作業日数を把握する必要性が高いと考えられる。県担当者は委託先を何度も訪れ本業務委託の状況確認に努めているところではあるが、今後は作業日数について今まで以上に把握し、予定価格の設定にかかる積算において、より精度の高い見積りを行うことが望ましい。

第8. 雇用経済部

1. 海外展開モデル構築緊急雇用創出事業業務委託（タイにおける水環境ビジネス展開支援事業）

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、県内中小企業等が、既存の技術やノウハウ、販路などの経営資源を生かしつつ、失業者の中から新たに人材を確保して行う、海外販路開拓戦略の策定や海外市場で通用するブランド力を向上させる先導的な取り組みなど、海外販路開拓のモデルケースとして認められる事業の推進を支援することにより、地域の中企業の海外展開を促し、事業の維持・拡大による継続的な雇用機会の創出を図ることを目的として、企画提案コンペにより受託者を選定するもので、採択された3件のうちの1件である。

この事業は、国の「緊急雇用創出事業実施要領」に基づき実施するものであり、業務委託に伴う必須条件は次のとおりである。

- ① 新規に雇用する失業者は1名以上雇用し、1人おおむね1ヶ月間で20日程度従事させること。
- ② 事業費に占める新規に雇用する失業者の人件費割合は65%以上であること。人件費以外の経費については、固定資産は対象外とし、収支の事実を明確にした証拠書類・帳簿を整備すること。人件費割合がこれを下回ったことが判明した場合、既定の割合を上回る金額まで契約金額を減額すること。
- ③ 新規雇用者の雇用期間はおおむね12か月程度とし、委託業務の事業期間を超えることはできないこと。
- ④ 労働者の募集にあたっては、原則、公共職業安定所へ求人の申し込みを行うこと。文書による募集、直接募集等による場合は募集の公開を行うこと。
- ⑤ 新規雇用者が失業者であることを確認すること。
- ⑥ 委託契約金額が確定した結果、概算払いによる委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは県に返還すること。

委託先	公益財団法人国際環境技術移転センター		
県と委託先の関係	県が出捐 県職員を派遣		
契約方法	随意契約(コンペプロポーザル方式)		
執行課	雇用経済部雇用経済 総務課(ものづくり 推進課)	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,744,390 円	最終契約金額	6,744,390 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託料の確定について(意見)

本委託業務は、契約時の契約金額は委託料の上限額であり、上記概要②記載の条件に基づき委託料が確定するものとされる。実際に、金額の確定過程を確認したところ適正に処理されていた。

また、委託料の確定作業は、委託先が作成した計算書等の資料に基づいて行われるが、その資料の信頼性を確かめることが必要である。この点、2月に委託先に赴き12月までの支出内容について請求書等と一致することを確認しており、その確認作業を行った明細も残されていた。しかし1月から3月の支出内容についても同様の確認作業を実施しているとのことであったが、その明細は残されておらず、確認作業を行ったことを確認することができなかった。

支出内容について実在性や合目的性を確認することは、委託料の金額を確定させる重要な手続きであるため、適切に確認作業を行ったことを明らかにするため、実施するだけにとどまらずその記録も残すようにされたい。

2. 中国における海外展開拠点づくり事業に係る業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、県内企業の国際競争力向上、持続可能かつ自律的な産業構造の実現を目指して、中国の経済成長を本県産業の発展につなげるため、県内中小企業の海外事業展開を中華人民共和国内及び日本国内で支援することによ

り、ビジネスチャンスの拡大につなげることを目的として、県内に「三重県中国ビジネスサポートデスク・国内デスク」、中華人民共和国内に「三重県中国ビジネスサポートデスク・海外現地デスク」を設置し、経済情勢、専門分野に特化した情報提供セミナーの開催、サポートデスクのホームページの作成・更新、中小企業の海外事業展開のモデル事例の収集及び創出、現地でのネットワーク構築・活用、国際ビジネス相談に関するアドバイス、海外現地企業などのニーズ情報提供等を行うものである。

従前は県内企業の中国を含めた海外進出等に関しては JETRO により支援がなされていたが、三重県の中小企業を対象とすることにより三重県の特性に合わせたきめ細かい支援を行うため、平成 24 年度に開始された事業である。

委託先	株式会社百五銀行 株式会社百五銀行経済研究所 上海納克名南企業管理咨询有限公司		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	雇用経済部雇用経済 総務課(ものづくり 推進課)	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	12,000,000 円	最終契約金額	12,000,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 利用実績の向上について(意見)

本委託業務は、委託先が所定の業務を実施することによりその効果が生じるものではなく、県内企業により活用されて初めてその効果が生まれるものである。そのため、本委託業務がより多く利用されることによりその効果が増大し、委託業務の目的をより達成できるものといえる。次の表は、平成 24 年度及び平成 25 年度の中国サポートデスクの利用実績である。

《中国サポートデスク相談件数》

1) 平成 24 年度

相談内容	相談件数	社数
進出（新規）	19	15
貿易（輸出・輸入）	23	15
再投資	2	2
その他	94	63
合計	138	95

（資料出所：県作成資料）

2) 平成 25 年度

相談内容	相談件数	社数
新規進出・再投資	37	32
輸出・輸入	67	67
その他	129	123
合計	233	222

（資料出所：県作成資料）

平成 25 年度のサポートデスクの利用実績は平成 24 年度に比べて増加しているが、月平均 19 件と利用実績はまだ十分でないと思われる。県の「平成 26 年版成果レポート」の「緊急課題解決 8」の「日本がリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト」の「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 ⑥」において、「県内企業の活用頻度の向上を図るとともに」とあるように、まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。

3. アセアンにおける海外展開拠点づくり事業に係る業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、県内企業の国際競争力向上、持続可能かつ自律的な産業構造の実現を目指して、県内中小企業の海外事業展開をアセアン諸国内及び日本国内で支援することにより、アジアの経済成長を本県産業の発展につなげることを目的とし、県内に「三重県アセアンビジネスサポートデスク・国内デスク」、タイ国内に「三重県アセアンビジネスサポートデスク・海外現地デスク」を設置し、経済情勢、専門分野に特化した情報提供セミナーの開催、サポートデスク

のホームページの作成・更新、中小企業の海外事業展開のモデル事例の収集及び創出、現地でのネットワーク構築・活用、国際ビジネス相談に関するアドバイス、海外現地企業などのニーズ情報提供等を行うものである。

従前は県内企業のアセアンを含めた海外進出等に関しては JETRO により支援がなされていたが、三重県の中小企業を対象とすることにより三重県の特性に合わせたきめ細かい支援を行うため、平成 24 年度に開始された事業である。

委託先	野村證券株式会社 株式会社野村総合研究所		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	雇用経済部雇用経済 総務課(ものづくり 推進課)	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	9,000,000 円	最終契約金額	9,000,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 利用実績の向上について(意見)

本委託業務は、委託先が所定の業務を実施することによりその効果が生じるものではなく、県内企業により活用されて初めてその効果が生まれるものである。そのため、本委託業務がより多く利用されることによりその効果が増大し、委託業務の目的をより達成できるものといえる。次の表は、平成 24 年度及び平成 25 年度のアセアンサポートデスクの利用実績である。

《アセアンサポートデスク相談件数》

1) 平成 24 年度

相談内容	相談件数	社数
進出(新規)	22	17
貿易(輸出・輸入)	16	12
再投資	0	0
その他	22	22
合計	60	51

(資料出所：県作成資料)

2) 平成 25 年度

相談内容	相談件数	社数
新規進出・再投資	47	34
輸出・輸入	36	22
その他	48	34
合計	131	90

(資料出所：県作成資料)

平成 25 年度のサポートデスクの利用実績は平成 24 年度に比べて増加しているが、月平均 11 件と利用実績はまだ十分でないと思われる。県の「平成 26 年版成果レポート」の「緊急課題解決 8」の「日本がリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト」の「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 ⑥」において、「県内企業の活用頻度の向上を図るとともに」とあるように、まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。

4. 米国ミッション派遣事業委託業務

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、アメリカ・ワシントン州関係機関との連携推進、企業誘致、三重県の経済産業や魅力を発信するセミナー・イベントの開催及び企業訪問、企業マッチング等を実施するにあたり、当該派遣業務を委託する。

委託先	株式会社インフラ・イノベーション		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	雇用経済部雇用経済総務課(企業誘致推進課)	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	5,770,000 円	最終契約金額	5,877,500 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 委託者の選定方法について（意見）

委託先は、現地でコンサルティング業務を行っており、産業界や州政府、学術機関とのネットワークを有する事業者である。今回のミッション派遣に際し、こうしたネットワークをもち、県内企業をシアトルとマッチングさせた実績があること及び社長が米国でのビジネスの経験が豊富な日本人であり、契約等のやりとりが日本語で可能であることから随意契約を締結している。

しかし、こうした理由によった場合、今後ミッションの派遣に際して、同一の委託先が選定され続ける可能性がある。本来はミッションの派遣目的に照らして委託者を選定すべきであるが、即時に現地のコンサルティング事業者の情報収集を行うことは困難であり、今回の選定については、情報不足もあり十分な吟味がなされているとは認められなかった。今後はミッションの目的に合わせて、委託先が選定できるよう、継続的に情報収集に努めるべきである。

5. 起業支援型地域雇用創造事業業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、起業10年以内の県内企業等が失業者を雇用して行う、地域資源を活用した新製品・新サービスの開発や販路開拓等、地域に根ざした企業に資する事業活動について、県からの委託事業として実施することで、県内企業等の事業成長並びに地域雇用の創出・促進を図ることを目的にしている。

このため、県内企業等から様々な事業計画を公募し、コンペを通じ本業務を委託すべき者を選定することとしている。

この事業は、国の「緊急雇用創出事業実施要領」に基づき実施するものであり、業務委託に伴う必須条件があるが、主たるものは次のとおりである。

- ① 新規に失業者雇用すること。
- ② 事業費に占める新規に雇用する失業者の人件費割合は2分の1以上であること。
- ③ 新規雇用者の募集にあたっては、公共職業安定所へ求人申し込みを行うこと等、募集の公開を行うこと。

この事業における県からの委託に関する予算額は、1,447百万円であり、平成25年度において3回にわたって募集、採択を行っている。

今回個別に監査を行ったのは、第1回採択分である71件(応募総数93件)のうち、以下の3件である。

(みえライフイノベーション総合特区鈴鹿拠点整備事業 介護ロボット等を活用した健康増進サービスと医療・介護・福祉機器関連新製品創出のための中部近畿拠点形成)

委託先	鈴鹿ロボケアセンター株式会社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(コンペプロポーザル方式)		
執行課	雇用経済部雇用対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	78,731,100円	最終契約金額	64,638,934円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(創業支援をハードとソフト両面で、ワンストップで支援し、まちなか賑わい創出事業)

委託先	株式会社松阪街づくり公社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(コンペプロポーザル方式)		
執行課	雇用経済部雇用対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	11,779,900円	最終契約金額	9,128,020円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(企業と農村をつなぐ社員の健康と里山の健康を増進するヘルス&ソーシャルプログラム(WHS))

委託先	株式会社地域資源バンク NIU		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(コンペプロポーザル方式)		
執行課	雇用経済部雇用対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,352,436円	最終契約金額	6,220,865円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 履行確認について(意見)

委託業務の履行確認は、委託事業の概要、事業の目標、活動状況、進捗状況といった委託事業の成果・結果、委託事業終了後の事業の実施見込み、委託事業で新規に雇用した失業者の状況などが記載された委託事業実績報告書及びその添付資料を確かめることにより行われている。この確認は、書面上で所定の条件を満たしていることを確かめるものであり重要な確認作業であるが、書面上の確認作業では、委託業務の実施状況をすべて把握するのは困難である。

本委託業務は、概要に記載のように、失業者の雇用や失業者の人件費が2分の1以上などの一定の条件を満たすことにより、本来、各企業が負担すべき新製品、サービスの開発、販路開拓等を県の負担で実施できるものである。特に受託者が不正を意図するのであれば、委託事業である新製品の開発等ではなく従来から実施している事業しか行わないことや、失業者を実際には雇用しないことも不可能ではない。そのため委託された事業が適切に実施されていることを確かめる必要がある。

この点、担当課も認識しており、各委託事業の実施状況を確認するために事業を行っている現地に赴き、状況を確認しているとのことであるが、現地で確認を行った記録が残されていない。実際の業務の状況を確認することは委託業務が適切に行われていること確認するために必要な行為であり、実施するだけでなく現地で確認を行った記録を残しておくことは、委託業務の監督者の責務を果たしたことを証するために必要である。また、上長による監督者の確認作業が適切に行われたかの確認する際の根拠となりうるもので

ある。さらに、現地での確認作業の記録を残すものとすることにより、現地での確認作業が確実に実施されることになる。

6. 平成24～25年度若年者キャリアサポート推進業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、急激な経済の落ち込みから雇用情勢が悪化し、高校生等の新規学卒者の就職にも大きな影響が生じている状況下で、企業が求める人材と高校生の求職ニーズのマッチングに努めるよう支援し、高校生に対する求人への急激な減少への対応はもとより早期離職防止への対応することと、失業者を雇用し事業に従事させることにより、雇用・就業の機会の拡大を図るものである。具体的には、

- 高校側のニーズに対応した職場見学ができる企業情報の収集
- 企業の若手職員に対する早期離職防止に向けた研修内容や相談窓口設置等の情報を収集
- キャリア教育や早期離職防止の取組状況の情報収集・提供を行うこと
- 学校単位で就職実務セミナーを開催すること
- その他、県内企業、高等学校の就職に関する支援を行うことである。

なお、本委託業務は、緊急雇用創出事業として実施された。

委託先	三重県労使雇用支援機構		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	雇用経済部雇用対策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	7,473,270円	最終契約金額	6,946,590円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約額を参考に見積もり		

(2) 監査の結果

① 委託事業の継続について(意見)

本委託契約の委託事業報告書に添付されていた職場見学参加者のアンケート

ートを閲覧したところ、参加者の評価が高く若年層の早期離職の防止に有効な事業を行っているものと考えられた。しかしながら本委託事業は、国の緊急雇用創出事業で行われた事業であったため、平成25年度に終了した。緊急雇用対策という意味では役割を終えているが、社会的な問題となっている非正規雇用の増加につながる若年層の早期離職を防止する当該事業の有用性はあるものとする。また、次の表のように、県立高等学校卒業生の内定率が、県が設定した目標値に満たない状況が続いているが、内定率の改善にもつながるものである。

《県立高等学校の内定率》

	平成24年度	平成25年度
目標値	97.0%	98.0%
実績値	96.6%	97.9%

(資料出所：平成26年成果レポート)

本委託業務の主たる対象者である高校生のキャリア教育を所管するのは教育委員会であるが、本委託業務は緊急雇用創出事業として雇用経済部が企業とのネットワークを生かして行った事業である。本委託業務は終了したが、今後も高校生のキャリア教育を所管する教育委員会に協力されたい。

7. 平成25年度三重県観光客実態調査事業

(1) 委託業務の概要

当該業務は、三重県内の主な観光施設を訪れた観光客（以下「来訪者」と記す。）の旅行目的、日帰り・宿泊の滞在種別、来訪手段、旅行費用、満足度など、三重県を訪れる来訪者の行動実態に関する調査を実施し、その特性、傾向等の分析、考察を行うものである。

なお、三重県においては、「みえの観光振興に関する条例」に基づき策定した「三重県観光振興基本計画」において、三重県への来訪者の「量（観光入込客数）」と「質（観光客満足度等）」の両面に着目した目標を設定していることから、当該調査を通じて得られたデータの分析により、この基本計画の目標達成に関する経年変化を捉えることとしている。

主な業務の内容については、以下のとおりである。

① 三重県観光客実態調査の実施

県内の地域区分を考慮し、15 地点以上の調査地点において、4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月の四半期毎の年 4 回、調査総サンプル数 3,000 件以上の有効回答の回収を目的として、調査地点への来訪者を対象とした調査員による対面聞き取り調査を実施すること。調査項目については、経年変化を捉えた分析を行うため、原則として過年度に実施した「三重県観光客実態調査事業」において調査した項目及び国の「観光入込客統計に関する共通基準」に準じた項目とする。

② データの分析及び考察並びに報告書の作成

当該調査（アンケート調査）結果の出力は、各調査項目の県全体及び県内の地域区分毎に全体／期別集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、過去の調査結果や県内外の社会情勢などを加味した分析を行う。

また、上記分析に加え、国の「観光入込客統計に関する共通基準」に沿ったデータを観光庁報告用の基礎データとして算出すること。

当該分析結果を元に、他の統計調査データとも組み合わせ、多彩な切り口によるデータ活用方法を提案すること。

報告書は、四半期調査後に作成する速報版（3 期）と、年間の調査を通じて作成する概要版及び詳細版を作成する。

当該業務については、企画提案資料に基づき提案者によるプレゼンテーションを実施し、「三重県観光客実態調査事業企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、調査方法等の具体性、分析方法の明瞭性、事業の戦略性、事業の企画性、事業の実効性を考慮し、最優秀提案を選定したうえで委託契約を締結している。

委託先	公益財団法人日本交通公社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(コンペプロポーザル方式)		
執行課	雇用経済部観光政策課	見積合せ参加者数	2 者
当初契約金額	8,097,600 円	最終契約金額	8,097,600 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	観光庁の基準に基づき、調査と分析を分けて積算。調査に必要なアンケート回答数や前期実績等を考慮し工数を決定するとともに、国土交通省の技術者単価や前期積算実績に現状の物価（実勢）を考慮し、単価を設定することで予定価格を設定している。		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務の設計金額のうち、「分析・考察・報告書作成及び管理費」の積算では、直接人件費に諸経費率を乗じて諸経費を算定しているのに対して、「観光客実態調査」の積算では、調査票印刷費、アルバイト費、交通費、人件費等の調査に要する直接費のみが計上され、諸経費は含まれていなかった。直接費の一部を諸経費としてみなしたことから諸経費率を乗じた計算を行わなかったとのことであるが、人件費に対し一定割合で経費が発生すると仮定して諸経費率を乗じているのであれば、「観光客実態調査」に含まれる人件費も含めて諸経費を算定することが、より合理的と考えられる。

従来から同じ算定式を用いて積算をしているとのことであるが、積算方法の見直しを検討することが望ましい。

第9. 県土整備部

1. 三重県公共工事設計積算システム機能改修業務(水道事業諸経費改定対応)

(1) 委託業務の概要

本委託業務は厚生労働省制定の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び「設計業務委託標準歩掛」の改定により、公共工事設計積算の方法を一部変更する必要があることから、公共工事設計積算システムの改修を委託するものである。

委託先	株式会社日立システムズ中部支社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	県土整備部公共事業 運営課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,426,000 円	最終契約金額	6,426,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 履行確認について(意見)

本委託業務の履行確認は、委託先から受領する業務完了報告書と成果品である詳細設計書、テスト報告書、改修プログラムを検査することで行われる。

本委託業務において、最も重要なことは改修プログラムが想定したとおりに変更されて、適切な積算を行うものになっているかである。この点について、成果品の中にテスト報告書が含まれており、委託先が実施したテストの内容及び結果について確認を行っている。そして、県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、仕様書、成果品のとおり実際に稼働するか動作確認を行っているが、動作確認を行った結果の記録のみで、何をどのように動作確認を行ったかの記録が残されていない。

動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであるため、具体的にどのような項目をどれだけ動作確認を行ったかを記録に残すべきである。また、すべてを動作確認することは困難であることから、これを記録として残すことは、実際どの程度の動作確認が行われているのかを上

長が確認することができ、また他の検査員が履行確認を行うに当たり、参考になるものとなりうるものである。

2. 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託

(1) 委託業務の概要

公共事業電子調達システムは、ハードウェアの保守期限が平成25年度に到来するとともに、現行システムのコアシステムが平成26年度からの新認証システムに対応しておらず、物件関係電子調達システムも同じコアシステムを使用し2重に運用コストが生じており、システムの利用期間が平成26年度に終了することから、両システムの更新が必要となった。そこで構築及び運用の保守のコスト縮減を図るため、公共事業電子調達システムと物件関係電子調達システムの2つのシステムを統合したうえで、サービス提供方式により三重県電子調達システムとして再構築するとともに、6年間の保守運用に係る業務（債務負担行為）を行うものである。

委託先	日本電気株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札（総合評価方式）		
執行課	県土整備部公共事業 運営課	入札参加者数	3者
当初契約金額	320,250,000円	最終契約金額	345,596,910円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	複数の参考見積書に基づき算定		

(2) 監査の結果

① RFIによる予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務の仕様等を決定するにあたり、調達条件などを決定するために必要な情報の提供を依頼するRFIを公募により行った。このRFIにより3者から入手した見積書を比較し、見積額及びその構成要素である技術者単価等が他とは大きく異なる異常なものがないか、また過去の実績等から妥当なものかを検討したうえで、最も低い価格の見積書を基礎に予定価格の設定を行っている。

RFI に応じた 3 者は、すべて総合評価方式の一般競争入札に参加しており、次の表において、各者から RFI により入手した見積額と入札額を比較した。

業者	入札額/RFI
A 社	47.4%
B 社	83.4%
C 社	65.9%

A 社の入札額/RFI は 47.4% と相当低く、RFI の金額と入札金額との間に著しいかい離があった。

RFI により入手した見積書の金額と入札額が不一致となること自体は不自然ではないが、RFI による情報提供依頼の文書である「三重県電子調達システム再構築・機器調達・運用保守業務委託にかかる概算見積提案依頼書」の「6.4.1 予算」において「見積金額については、できるだけ精度を高くし、不足することがないようにすること。」とあり、RFI により提出された見積書はある程度の精度があるものと考えられる。それにもかかわらず、本委託業務のように応札意欲が反映されたものとはいえ、RFI の見積金額と入札額が著しくかい離した場合は内容の検証が必要である。

そのため、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問すること等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。

② 履行確認について（意見）

本委託業務の履行確認は、委託先から受領する業務完了報告書と成果品である詳細設計書、テスト報告書、プログラムを検査することにより行われる。

本委託業務において、最も重要なことはシステムが想定したとおり機能し、調達業務を適切に実施できるかである。この点について、成果品の中にテスト報告書が含まれており、委託先が実施したテストの内容及び結果について確認を行っている。さらに、検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、予定したとおりに実際に稼働するか確認作業を行っており、履行確認書には、検査確認項目として、「動作確認…仕様書、成果品のとおりシステムが動作している。」と記載されている。ただし、具体的に検査員が何をどのように検査をしてその結果どうだったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであり、具体的に

どのような項目についてどれくらい動作確認を行ったのか記録に残すべきである。また、仕様書、成果品記載のすべての機能について動作確認することは困難であることから、これらを記録として残すことにより、実際どの程度の動作確認が行われているのかを上長が確認することができ、さらに他の検査員が履行確認を行うに当たり、参考になりうるものである。

③ ライフサイクルコストを考慮した業者選定について（意見）

次の表は、各業者の入札額を、RFI の構築、運用の比率で案分することにより、入札額の内訳を推定したものである。

（単位：円）

業者	入札額を RFI の比率で構築・運用に案分		
	構築	運用(6年)	合計
A社	179,118,829	141,131,171	320,250,000
B社	38,554,251	549,445,749	588,000,000
C社	123,163,981	309,436,019	432,600,000

本委託業務においてシステム構築業者を選定したあとで、保守・運用の業者選定を行ったと仮定すると、構築で最も低廉なB社が落札し、運用については、そのままB社との特命随意契約を行うことになる。その場合の、構築と運用の合計額は、588,000千円となる。

これに対し、実際はライフサイクルコストを考慮して、構築・運用を一体として業者選定を行った結果、構築と運用は総額320,250千円となり、267,750千円の支出の削減となったと考えられる。県は本委託業務のようなシステム構築とその後の保守・運用については、おおむね一体として業者選定がなされている。今後も引き続きライフサイクルコストを考慮した業者選定を行われたい。

3. 三重県公共工事進行管理システム機器調達・保守管理業務委託

(1) 委託業務の概要

旧三重県公共工事進行管理システムは、平成18年度から運用されていたが、ハードウェア、ミドルウェアを更新するため、平成24年度までに同システムを更新することになり、システムを新たに作り直す再構築と旧システムの機能の一部を改良する改修のいずれで対応するか検討した結果、改修で対応することが決定された。

本委託業務は、平成23年度に実施するシステム改良のうちのデータベースソフト等のミドルウェア、基本ソフト、機器等のハードウェアの更新と移行後の平成24年度から29年度までの保守管理業務について委託するものである。

委託先	富士通株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	県土整備部公共事業 運営課	入札参加者数	2者
当初契約金額	121,048,200円	最終契約金額	122,008,422円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	複数の参考見積書に基づき算定		

(2) 監査の結果

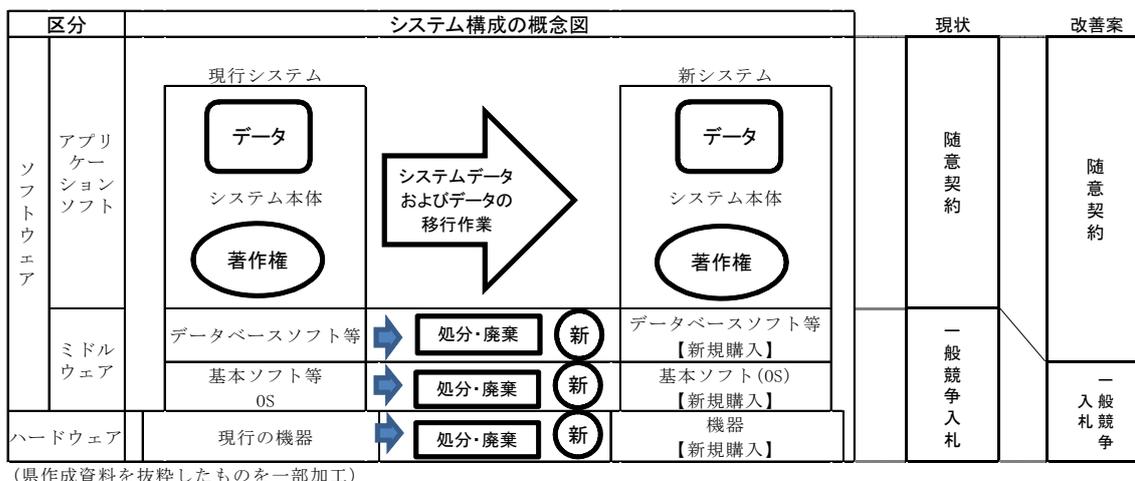
① 契約の単位の区分について(意見)

今回のシステム更新は、旧システムの機能の一部を改良する改修であることから、調達を要するデータベースソフト、基本ソフト、ハードウェアの仕様については、旧システムを構築し保守を行ってきた富士通株式会社の協力を得て作成している。

仕様書に記載されたハードウェアについては一定以上の性能が要件として示され、基本ソフトについては一般的なものであり特に問題がないが、ミドルウェアについては富士通製品がそのまま仕様となっていた。

ミドルウェアについて富士通製品を指定することは、コスト面や富士通が構築したアプリケーションソフトを安定的に稼働させる観点からは適切であったと考えるが、一方、入札する立場からは、他社製品を調達することは、調達ルートの確保、価格や保守サービスの面で不利となり、競争性を阻害するものである。実際にRFIの時点で、ミドルウェアが富士通製品に指定されている点について意見を提出した業者は入札しなかったことから、競争性を阻害する結果になったともいえる。

この問題を解消するためには、下図のようにデータベースソフト等の更新を一般競争入札に含めるのではなくシステム本体の移行、保守の随意契約に含めることが適切であったと考える。一般に競争入札の範囲を拡大することは、競争性が高まると考えられるが、本委託業務のように逆の結果となることも考えられる。今後は、競争性を十分考慮したうえで、随意契約と一般競争入札との区分を行うことが望ましい。



4. 三重県公共工事設計積算システム第4期運用業務

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、公共工事の予定価格の算定を行うための三重県公共工事設計積算システムのシステム機器更新及び運用保守業務である。平成22年度に契約し調達、開発を開始し、平成23年7月から運用を開始し、三重県、県内27市町及び4団体で共同利用されているものである。

委託先	株式会社日立情報システムズ中部支社		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	県土整備部公共事業 運営課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	399,831,600円	最終契約金額	403,413,237円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書に基づき算定		

(2) 監査の結果

① 運用保守の範囲について(意見)

本委託業務はシステム機器更新及び運用保守業務を委託するものであるが、仕様書に運用保守の範囲が記載されていたが、契約後、県と委託先が協

議し詳細な運用保守の範囲をサービス仕様書兼プロジェクト計画書に定めていた。

運用保守の範囲は、追加的なシステム改修や機器の故障等により生じる費用について、県と委託先の負担の範囲を明らかにするものであり、両者の利益を調整する重要事項である。

契約書及びこれに添付される仕様書に記載された事項が、契約により県と委託先の合意したものであり、運用保守の範囲のような両者の利益の調整を図る重要な事項については、契約書ないし仕様書に明確に記載することが望まれる。

5. 平成25年度三重県県土整備部事業新名神高速道路（四日市市伊坂町～四日市市水沢町）等事業の施行に伴う用地事務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、新名神高速道路（四日市市伊坂町～四日市市水沢町）等事業のために必要な土地の取得のあっせんにかかる事務を委託するものである。具体的な業務内容は、土地及び物件の調査、被補償者に対する補償説明、交渉及び契約調印、税務書類作成等、一連の公共事業用地取得業務であり、土地収用法の適用を背景として被補償者と県との間に入っての交渉及び契約事務を伴うものである。

委託先	三重県土地開発公社		
県と委託先の関係	県職員を派遣駐在 県が出資		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	県土整備部新名神推進課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	19,364,781円	最終契約金額	19,364,781円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格について(指摘)

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約金額の基準となる価格である。また、三重県会計規則第 65 条第 1 項において、「契約締結権者は、競争入札又は随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、予定価格を定めなければならない。」としており、予定価格は競争入札または随意契約いずれにおいても求められている。このように、予定価格は契約基準額としての意味を有しており、したがって予定価格は適切な積算に基づき算定される必要があり、最終予定価格となったものが適切であることが重要である。

本委託業務においては、予定価格は設計金額よりも 1,556,090 円高く設定されている。なお、契約金額は設計金額を下回っていた。

本業務委託の予定価格は、設計金額を積算し当該設計金額を斟酌し定められるべきものであり、設計金額は国土交通省及び県の算定根拠を利用し適切に算定されているが、決裁された設計金額とは異なった金額が予定価格として定められている。これは、設計積算過程で複数の算出根拠を作成した結果、事務処理上の誤謬により、採用された設計金額とは異なる金額を予定価格としてしまったことが原因とのことであった。

本業務委託契約の効力自体には影響を及ぼさないものの、今後このような人為的ミスを防止するためには、決裁を受けた積算を他と明確に峻別できるようにし誤りを防止する体制を構築することが必要である。

6. 東名阪自動車道及び伊勢自動車道と交差する県管理の高速道路跨道橋（大山田第 2 号橋 他 14 橋）に係る点検業務

(1) 点検業務の概要

本点検業務は、三重県が管理する東名阪自動車道及び伊勢自動車道をまたぐ跨道橋について三重県と中日本高速道路株式会社との間で締結する協定に基づき、中日本高速道路株式会社が「三重県橋梁点検要領（案）」（以下「要領」という）に従って平成 20 年度に実施した点検結果からの劣化進行に着目し点検を行うものである。点検結果は三重県が管理する道路橋の定期点検データとして安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への剥落等による被害の未然防止を図るため、また橋梁の維持管理を効率的・効果的に行うために必要な情報として活用することを目的とする。

協定先	中日本高速道路株式会社		
県と協定先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	県土整備部道路管理課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	10,157,015 円	最終契約金額	11,299,562 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① 協定書について(意見)

「協定」の第6条では、点検業務の仕様及び施行基準は「甲（三重県）が特に指定しない限り乙（中日本高速道路株式会社）が定めたものを適用するものとする」とされており、「要領」によることは明示されていない。この点、協定先からの報告書上は上記要領に従って点検を行った旨が明示されており、実質的に問題はないとされているものの、「協定」において明示することが、締結時における三重県の要求を明らかにすることになるので、今後その旨反映させることが望まれる。

なお「協定」の文言そのものを変更することが難しければ、別途覚書によることも考えられる。

7. 紀勢本線六軒・松阪間 34km127m 付近で交差する都市計画道路 3・5・11 号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事

(1) 工事協定の概要

本協定は、紀勢本線六軒・松阪間 34 km 127m 付近で交差する都市計画道路 3・5・11 号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事の施行をするものである。この工事は、鉄道と交差する道路の踏切を除去し鉄道直下に函体を設け道路とするものであり、列車の走行安全性確保や、万が一の事故が発生した場合に早急な対応等が必要なことから、工事内容及び費用について協議、把握した上、鉄道事業者を事業主体とする協定を締結している。

協定先	東海旅客鉄道株式会社		
県と協定先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	県土整備部都市政策課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	1,496,393,000円	最終契約金額	1,496,393,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	鉄道直下の工事で、鉄道施設の施行も含まれるため、鉄道会社の見積額を精査後、協定締結額としている。		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本協定の工事金額の予定価格は、工事の特殊性から協定先である東海旅客鉄道株式会社（以下、「東海旅客鉄道」という。）の見積額を使用しており、通常の建設工事で行うような県で積算した設計金額に基づいた予定価格の設定が行われていなかった。

これは、鉄道の運転保安上や軌道、電路等の特殊な工種を含む工事であり、県には積算基準がないことから、東海旅客鉄道の見積額を予定価格としているとのことであった。

ただし、工事内容の中で土木関係の工種については、県の歩掛及び県単価を用いて積算し、東海旅客鉄道が提示する金額の妥当性を確認したうえで協定を締結している。

今後は、軌道、電路、通信等鉄道関係の見積額についても、その妥当性を確認できるよう努められたい。

第10. 出納局

1. 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務

(1) 委託業務の概要

平成21年度に財務会計システムの更新にあたり「よりオープンなプラットフォームを基盤とする新システムへの移行」、「新システムへの移行・運用委託業務の調達と機器調達を分けることによる分離調達の実現」の方策により、システム調達の透明性を高めるとともに、ハードウェア、ソフトウェア等の機器費用、導入費用、運用経費等のトータルコスト削減を図ることとした。

本委託業務は、上記分離調達の内、後者の部分、即ちサーバ・ネットワーク関連機器、ソフトウェアの導入設定、マニュアル一式、システム構成図等を納め、同サーバ・ネットワーク機器、ソフトウェアの保守を行う業務である。

なお、契約期間は平成21年度から平成26年度で、契約方法は一般競争入札であった。

委託先	日本電気株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	出納局出納総務課	入札参加者数	4者
当初契約金額	203,573,328円	最終契約金額	204,019,643円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	予定価格はシステムインテグレーターの支援業務を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定について(意見)

次の表は、入札参加者ごとに予定価格と入札額の比較を行ったものである。

業者名	入札額 (円)	入札額/予定価格
A 社	203,573,328	41.2%
B 社	271,792,645	55.0%
C 社	325,903,270	65.9%
D 社	263,760,000	53.3%
平均	266,257,311	53.8%

(資料出所：入札記録)

このように予定価格と入札額を比較すると、両者のかい離が著しいものとなっている。

設計金額の積算は、システムインテグレーター支援業務により算定しており、具体的にはシステムインテグレーターが機器、ソフトウェア等の市場価額を調査したものに基いているとのことである。これに対して事業者がどれだけ入札してくるのかは想定ができないとのことであった。

一般競争入札による競争性のある業者選定の結果、経済的な契約金額になったともいえるが、その入札額は予定価格の41.2%から65.9%の範囲内にあり、平均で53.8%となっている。次回以降の予定価格の適切な積算のために、予定価格と入札額の差異の原因を把握することが望ましい。そのためには、入札業者の過度な負担にならないことに留意しつつ、入札時に入手している費用見積もりの記入シートを詳細なものとすることや、履行確認時に詳細な費用の内訳を委託先から入手し、分析、検討を行うことが考えられる。

第 1 1 . 病院事業庁

1. 財務会計システム等の改修及び運用保守

(1) 委託業務の概要

地方公営企業会計の制度変更に伴う現行の財務会計システムのプログラム改修及び運用保守を委託するものである。プログラムの改修期間は平成 25 年 4 月から同年 9 月まであり、運用保守期間は平成 25 年 10 月から平成 30 年 6 月までである。

委託先	株式会社BSNアイネット		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	病院事業庁県立病院課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	14,007,000 円	最終契約金額	14,007,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)

本業務委託は、「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、プログラムの改修と運用保守であるが、改修前の運用保守も含めると 15 年連続で同一業者と契約している。特命随意契約とされているのは知的財産権の制約によるためである。

プログラムの改修部分の予定価格は以下のように積算されており、システムエンジニア 1 とプログラマーで同じ単価が用いられている。

(単位：円)

技術者	単価	工数(人月)	金額
システムエンジニア 1	900,000	5.2	4,680,000
プログラマー	900,000	2.75	2,475,000

(資料出所：設計額一覧)

県の説明によれば、公営企業会計である病院事業会計は、一般会計とは異なる特殊な会計制度であり、今回の改修にあたっては、制度を熟知していることが必要不可欠であることから、限られたシステムエンジニアのみが業務に従事することとなり、制度を熟知したシステムエンジニア自身がプログラム業務を行う必要があるため、単価が同じになっているとのことであった。

そういった事情があるのであれば、上記のような2種類の技術者が業務を行うという表現を用いて積算を作成するのではなく、システムエンジニア1のみが業務を行う前提で積算を作成すべきであった。

また、「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、本業務委託の予定価格は委託先からの参考見積書に基づき設定されている。システムに関する業務委託の場合、予定価格の設定にかかる積算が困難であることは理解できるが、委託先からの参考見積書による場合でも、県の担当部署による予算要求前審査を受審するだけでなく、市場価格に照らして単価が妥当な水準であるのか、可能な限り検証することが必要である。

なお、以下のとおり、「月刊積算資料」によれば、本業務委託の予定価格として設定されたシステムエンジニア1の単価は実勢価格とかい離れたものではなかった。

(単位：円／人・月)

技術者	単価
システムエンジニア1	1,146,000
プログラマー	860,000

※従業員数500人以上1,000人未満の技術者料金（東京地区）

（資料出所：月刊積算資料2014年10月号）

第12. 教育委員会

1. 学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、平成12年度に整備された学校情報ネットワークを、教職員及び児童生徒が様々な教育活動において、安全で快適に利用できる環境を提供するため、情報セキュリティに配慮しつつ、運用や保守(維持・管理)、機器の整備を行うものである。

具体的には、このネットワークに接続する三重県教育委員会、ZTV データセンター、県立学校等に設置されたハードウェア、ソフトウェア及びネットワークを対象に、ヘルプデスク業務、サーバ管理業務、ネットワーク管理業務、システム調整会議等支援業務を行うものである。

なお、契約期間は、平成24年度から平成26年度の3年間である。

委託先	株式会社サイバーウェイブジャパン		
県と委託先の関係	県が出資		
契約方法	一般競争入札		
執行課	教育委員会教育総務課	入札参加者数	2者
当初契約金額	82,026,000円	最終契約金額	82,026,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 再委託の承認について（意見）

本委託業務は、委託先である株式会社サイバーウェイブジャパン（以下、「サイバーウェイブジャパン」という。）から、A社に対して再委託されている。

契約書には（再委託の禁止）第11条「本契約業務の実施に当たり、その全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、契約業務の一部についてあらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。」（注：甲とは三重県）とあり、委託業務の全部を再委託することを禁じている。これは、再委託には委託者による管理が間接的になるこ

と、業務の質の低下、中間マージンにより不経済・非効率、再委託先の労働条件の悪化、責任の所在が不明確となるなどの問題があることから、再委託が原則禁止とされ、業務の遂行上必要な一部の業務に限り、再委託することを認めているものと考えられる。この趣旨に鑑みると、委託業務のほとんどを再委託している場合は、例外的に認められている一部の再委託に含めることは適当でないと考えられる。

本委託業務においては、契約書の定めに従い、委託先から「再委託承諾願」の提出を受け、再委託の承認が行われていたが、次の2点から、本委託業務を構成するヘルプデスク業務、サーバ管理業務、ネットワーク管理業務のほとんどを再委託先が実施するかのような印象を受けるものであった。

- 1) 提出された「再委託承諾願」には、再委託することが必要な理由として「本委託業務における作業を確実かつ、効果的・効率的に遂行するため、官公庁のヘルプデスク業務及び、サーバ・ネットワーク運用管理分野における業務経験の豊富な人材を多数抱える A 社の協力が必要なため。」と記載があった。
- 2) 本委託業務は、本庁要員と現地対応要員が常駐して対応するものであるが、常駐者は再委託先の者であった。

この点について、県によれば、再委託されたのはヘルプデスク業務のみであり、その他の管理業務はサイバーウェイブジャパンが実施し、定例会等にサイバーウェイブジャパンの者が参加していることは確認しているとの説明があった。たとえ再委託されたヘルプデスク業務が委託業務全体に占める割合が高いとしても、管理業務は質的に重要であるため、大部分を再委託したことはないとのことである。

管理業務が質的に重要であるとしても、管理業務を行っていることをもって直ちに委託先が主な業務を再委託していないとまではいえず、再委託された業務の割合を把握したうえで、再委託の適否を検討すべきと考える。その方法としては、委託料に対する再委託料の比率(再委託率)を用いることが適切なものと考えられる。質的に重要な業務を実施しているのであれば、再委託の金額に反映されると考えられるからである。

現在、再委託の承認を求める「再委託承諾願」には、再委託の金額を記載する様式になっておらず、再委託の金額は把握されていない。再委託することの妥当性を検討するにあたり、再委託の程度は重要な要素であることから、再委託の金額を把握することが望まれる。

また、再委託の承認にあたり、再委託先の業務遂行能力について検討する

必要があるが、現状の「再委託承諾願」では再委託が必要な理由の中に「業務経験が豊富な人材」とあるのみで検討に必要な情報が提供されているとは思われない。客観的に業務遂行能力を判断できるように、具体的な実績等を求められたい。

2. 三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、県立学校授業料等の口座振替による収納事務について、事務処理業務の運営及び口座振替収納事務を委託するものである。契約期間は平成24年度から平成26年度の3年間の複数年契約によっている。

委託先	株式会社百五銀行		
県と委託先の関係	指定金融機関		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	教育委員会予算経理課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	24,809,400円	最終契約金額	24,714,120円
単価契約の該当	一部単価契約	再委託の有無	有
予定価格の設定にか かる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格について（意見）

株式会社百五銀行は県の指定金融機関であり、授業料収納業務は22年連続で受託している。本業務委託の予定価格は、口座振替手数料は当初契約時（平成4年10月1日）の協定書に基づき1件あたり10.5円（税込）で、学校納付金の収納に関する事務処理業務（データエントリー料等）は3年ごとに見直した金額で算定されている。

《平成25年度》

- ア) 生徒数 40,493人
- イ) 振替回数 年8回
- ウ) 口座振替利用率（実績に基づく）

- エ) 手数料単価 10.5 円 (税込)
 オ) 事務処理業務料 (平成 24 年度に決定した金額の 3 分の 1)

$$\text{予定価格} = \text{ア)} \times \text{イ)} \times \text{ウ)} \times \text{エ)} + \text{オ)}$$

この計算の基礎とされている手数料単価 10.5 円は平成 4 年 10 月 1 日の協定書に基づくものであり平成 4 年度以降変更されておらず、予定価格の算定において、他県の手数料単価との比較等はしているものの、その合理性について十分に検証されていない。

したがって、予定価格算定上の根拠 (価格の妥当性) を記録した上で、過去からの生徒数の推移、過去からの契約額の推移、学校納付金の収納に関する事務処理業務料の推移 (データエントリー料、機械使用料、諸用紙類、郵送料、運営経費) 等を考慮し、過去の協定書に基づく予定価格の算定ではなく積上げによる積算方法により算定すべきである。

3. 平成 25 年度人間ドック事業委託

(1) 委託業務の概要

本委託契約は公立学校職員及び三重県教育委員会事務局職員で公立学校共済組合員である者の健康管理、疾病の早期発見による保健のため、各種検査 (肺機能検査、大腸がん検査、眼底検査、腹部超音波検査、乳がん検査、子宮頸がん検査) の実施を委託するものである。

委託先	公立学校共済組合三重支部		
県と委託先の関係	県から役員等に就任		
契約方法	随意契約 (特命)		
執行課	教育委員会福利・給与課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	99,577,400 円	最終契約金額	103,913,132 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度契約金額を参考に算定		

(2) 監査の結果

① 委託事業費の精緻化について（意見）

執行課が本委託業務の実施状況を把握するために、委託先から業務完了報告書の提出を受けている。その内容を確認したのち、履行確認書を先方に交付している。

その履行確認書には、人間ドック（一部）、乳がん検査、子宮頸がん検査の項目ごとに単価と受診者数が記載され、その合計額を委託事業費として支払っている。ここにいう単価とは委託先が見積書を作成する段階で各医療機関の最新の単価を調査し、それに前年度実績を加味して加重平均単価を算出したものである。

つまり委託事業費としての支出額は概算額であり、単価の低い医療機関で受診する組合員が、前年度と比較して多ければ、共済組合が実際に医療機関に支払った金額よりも多い金額を委託事業費として県費から支出することになり、逆のケースでは、共済組合が医療機関に委託事業費として受領した額を超える支払いを行うことになる。

従来、加重平均単価を用いて精算を行ってきたのは、本委託業務で対象となっている検査は、人間ドックのすべてを対象としているわけではなく、「(1)委託業務の概要」に記載した肝機能検査、大腸がん検査等についてのみであるが、医療機関によっては各検査の単価を明示していない場合があり、委託事業対象の検査の正確な単価を把握することが困難であったためである。

しかし、委託先が作成した「人間ドック単価計算書（平成26年度）」（平成25年度実績が記載されている一覧表）を閲覧したところ、検査の再委託先である38医療機関のうち、各検査の単価が判明しているのは25機関にのぼり、当該医療機関で受診している共済組合員の割合は平成25年度実績で約65%になる。さらに乳がん検査、子宮頸がん検査それぞれの同様の割合を示すと下表のとおりとなる。

検査名	人間ドック (一部)	乳がん	子宮頸がん
医療機関数	38	38	38
単価を把握できる医療機関数	25	37	33
単価を把握できる医療機関数で 受診した人数の割合	約65%	約78%	約82%

そのため、これらの組合員に対する委託事業費は、各医療機関への支払い

額の実費で把握することができるにもかかわらず、上述の加重平均単価を用いて概算で精算していることになる。各医療機関での受診者数は委託先で容易に把握することができることから、県が負担する委託事業費を精緻化するために、各検査の単価を把握できる医療機関で受診した組合員に対する委託事業費は、各医療機関への支払い額の実費で精算すべきである。

4. 働きやすい職場づくり支援事業委託

(1) 委託業務の概要

平成23年度、平成24年度に実施した教職員のメンタル健康診断と職場におけるストレス評価に基づく分析から、学校におけるストレスを軽減するためには職場の上司の支援や同僚との支え合い、また、他校の教職員との実践交流により、教職員を一人にしない、孤立させない、みんなで支え合うことのできる「働きやすい職場づくり」が不可欠であることが確認された。そこで、教職員の意向と提案に沿った「働きやすい職場づくり」を推進するため、次の事業を行うものである。

- 1) 教職員の心身の健康維持増進に関する事業
- 2) 教職員のメンタルヘルス保持につながる体力増進事業
- 3) 教職員相互の絆を深める事業

委託先	一般財団法人三重県公立学校職員互助会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	教育委員会福利・給与課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	24,388,000円	最終契約金額	24,388,000円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 仕様書の記載内容及び履行確認について（指摘）

「(1) 委託業務の概要」に記載のとおり、1)から3)の事業を実施しており、履行確認書では契約金額約24百万円のうち事務人件費等を差し引いた

約 21 百万円を事業にいくら支出したかを明らかにしている。履行確認書に記載されたその事業毎の金額は、次の表のとおりである。

(単位:千円)

事業名	県費の支出額
1) 教職員の心身の健康維持増進に関する事業	315
2) 教職員のメンタルヘルス保持につながる体力増進事業	6,499
3) 教職員相互の絆を深める事業	14,803
合 計	21,619

(資料出所：履行確認書)

まず、上表の各事業において実施された具体的な内容について検討した。

最初に、「1) 教職員の心身の健康維持増進に関する事業」区分では、著名な教育評論家を招いての講演や、円滑なコミュニケーションをとるための講習等を行っている。これらに関しては、仕様書に記載されている 1) の事業区分の具体的な内容である「一人ひとりが安心して職務に専念できるよう心身の健康づくりに寄与するメンタルヘルスや生活習慣病予防に関するセミナーまたは相談会を実施すること」におおむね合致しているものといえる。

次に、「2) 教職員のメンタルヘルス保持につながる体力増進事業」区分としてボウリング、バレーボール、ゴルフ等のスポーツ大会を催行している。これらに関しては、仕様書に記載されている 2) の事業区分の具体的な内容である「心と体のバランスを保ちストレス耐性を高める効果のある運動やスポーツを実施すること」に照らして考察するに、ここにいうスポーツとはレクリエーション要素の高い一部のスポーツまで想定しているか疑問はあるものの、おおむね合致していると思われる。

最後に、「3) 教職員相互の絆を深める事業」区分として、映画・演劇鑑賞、バス旅行、プロ野球観戦等が実施されている。これらに関しては、仕様書に記載されている 3) の事業区分の具体的な内容である「教職員が時間、場所、内容を共有することにより、相互に相談しやすい関係や職場を超えた教職員のネットワークを構築し、互いに支え合える気運の醸成を図る講習会や情報交換会を実施すること」に照らしてみるに、映画・演劇鑑賞、バス旅行、プロ野球観戦等は確かに時間、場所、内容を共有するといえるが、明らかに講習会や情報交換会ではないといえる。

次の表は、監査人が履行確認書に基づき、催行された 71 の事業を種類別に分類を行ったものである。

(単位:千円)

事業の種類	事業数	県費の支出額
スポーツ大会 (ゴルフ大会を含む)	26	7,456
映画・演劇鑑賞	11	4,617
バス旅行	10	3,703
講習会 (ガーデニングやテーブルマナー等)	9	2,396
果物狩り	8	1,996
プロ野球観戦	4	806
教育講演会	2	278
その他	1	363
合計	71	21,619

この表によると、映画・演劇鑑賞、バス旅行、果物狩り、プロ野球観戦を合計すると事業数は33件(全体に対する比率46.5%)、支出額は11,122千円(同51.4%)と全体の半数を占めており、「3)教職員相互の絆を深める事業」においては支出額の75%を占めている。本委託業務は、教職員相互の絆を深めるため講習会や情報交換会を行う事業として承認を受けたものであるが、映画・演劇鑑賞等が事業の大半である。

この点につき県は、映画・演劇鑑賞等の実施は当初から想定されていたものであること、映画・演劇鑑賞等の前後いずれかに情報交換会を必ず実施していることを委託先に確認していること、映画・演劇鑑賞等により時間、場所、内容を共有し、教職員相互の交流を図ることで教職員相互の絆を深めるという目的を達成していることから、委託事業として映画・演劇鑑賞等が実施されたことに関し問題がないとのことであった。

しかしながら、完了報告書には事業の実施により教職員が交流を深められた旨の記載があるものの、映画・演劇鑑賞等の前後に情報交換会が行われたことは記載されていない。さらに、「② 委託事業対象外への県費の支出について」において記載しているように、教職員以外の者も多数事業に参加しており、教職員相互の絆を深めることだけを目的とした事業とは思われない。

以上より、次の3点が問題と考える。

- 1) 仕様書の記載内容が明確ではないこと。
- 2) 教職員相互の絆を深めることが目的の情報交換会を行う事業であるにもかかわらず、その活動が事業で行われたことが報告されていないこと。
- 3) 2)及び委託先が本委託業務の対象となっていない教職員以外の参加者

を事業対象者に含めていないことを、履行確認において十分確かめていないこと。

今後は、このような問題が生じないように、事業の内容をより詳細に仕様書に記載するとともに、委託先には委託事業の趣旨を十分理解して仕様書の範囲内で事業を行うように指導し、仕様書に沿った業務が行われたことを履行確認において十分に確かめることが必要である。

② 委託事業対象外への県費の支出について（指摘）

本委託業務は「(1) 委託事業の概要」にあるとおり、教職員を対象としており、契約書及び仕様書にもその旨の記載がある。しかし、履行確認書には、本委託業務には教職員だけではなく、教職員の家族等の教職員以外が参加していることを意味する記載があったため、各事業の参加者を教員と教職員以外に分類・集計したものが次の表である。

(単位:人)

事業の種類	教職員の数	教職員以外の数
スポーツ大会（ゴルフ大会を含む）	4,722	65
映画・演劇鑑賞	1,116	1,431
バス旅行	381	219
講習会（ガーデニングやテーブルマナー等）	710	15
果物狩り	425	740
プロ野球観戦	72	111
教育講演会	371	33
その他	64	75
合計	7,861	2,689

この表からは、映画・演劇鑑賞、果物狩り、プロ野球観戦等の事業では教職員の参加者よりも、教職員以外の参加者の方が多く、全体でも2,689人と全体の25.5%にあたる多数の教職員以外の参加者があることが分かる。特に、教職員以外の参加者の方が多い映画・演劇等は、教職員相互の絆を深める事業というより家族サービスのための事業と捉えられかねない実態である。

費用の一部を自己負担としている事業もあるものの、これらの教職員以外の参加者は、本来この事業の対象ではない者であり、県費で負担すべきものではない。

県費で負担したことになる教職員以外の参加者分の事業費は、事業への参加者の一人あたりの事業費から自己負担額を控除した額に、人数を乗じて算定できる。これを数式に表すと次のようになる。なお、費用はすべて参加者の数に比例して増減する変動費と仮定している。

$$\text{教職員以外の参加者に対する県費負担額} = (\text{総事業費} / \text{全参加者数} - \text{参加者負担額}) \times \text{教職員以外の参加者数}$$

上記の算式に基づいて事業毎に算定すると、教職員以外の参加者に対して支出された事業費は 39 事業で合計約 6 百万円と試算された。今後は、仕様書に従い教職員以外の者に対する支出とならないようにすべきである。

5. 県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、電気事業法・同施行規則に基づき実施する県立学校等に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するものである。三重県内にある県立学校等の施設を北部・中部・南部の 3 地域に分割して入札契約を行い、契約期間は平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間である。

(北部地域)

委託先	一般財団法人中部電気保安協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	教育委員会学校施設課	入札参加者数	1 者
当初契約金額	23,677,920 円	最終契約金額	23,677,920 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(中部地域)

委託先	一般財団法人中部電気保安協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	教育委員会学校施設課	入札参加者数	1 者
当初契約金額	20,532,960 円	最終契約金額	20,532,960 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(南部地域)

委託先	一般財団法人中部電気保安協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	教育委員会学校施設課	入札参加者数	1 者
当初契約金額	19,432,980 円	最終契約金額	19,699,575 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)

本委託業務の予定価格の算出は、一般財団法人中部電気保安協会(以下「中部電気保安協会」という。)のみの資料を元に算出されており、予定価格の客観性が確保できているとはいいがたい状況である。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格をいう。また、予定価格の機能は「一般競争入札または指名競争入札に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」(地方自治法第 234 条第 3 項本文)と規定されていることから、競争入札については予定価格が落札上限価格となるため、その客観性が確保される必要がある。

一方で本業務委託は平成 16 年 1 月 1 日の電気事業法及び同施行規則の改

正までは経済産業省の指定する法人しか受託することができない制度となっており、中部電力株式会社管内は中部電気保安協会しか受託できず、実質的に価格は中部電気保安協会の定めるところとなり、当初はその価格の妥当性や客観性を図ることは困難であったと考えられる。

しかしながら、制度改正後 10 年以上が経過し、経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表から三重県内に営業所等がある者は複数あるので、中部電気保安協会のみ資料に頼るのではなく、他業者に見積依頼するなどして予定価格の客観性を確保する必要がある。

なお、参考に同業他社である A 社の見積単価を入手し、監査人が積算したところ、以下のとおり、中部保安協会の資料に基づいて積算した場合と大きくかい離していないことが確認できた。予定価格自体は妥当であったと考える。

(単位：円／月)

学校名	電気設備の概要	手数料合計	
		A 社の見積単価による積算	中部電気保安協会の資料に基づく積算
A 高校	受電設備容量××KVA	19,590	20,400
B 高校	受電設備容量××KVA	26,140	33,500
C 高校	受電設備容量××KVA	22,740	20,400

② 一般競争入札の競争性の確保について(意見)

本委託業務の入札は、北部地域を除き 3 回連続で 1 者入札となっているが、受注可能な業者は、経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表より三重県内に営業所等がある者は複数あることから、競争性を確保するため複数の応札が行われるように工夫することが望ましい。

本委託業務の内容は、自家用電気工作物の保安管理業務委託であり、また、仕様書の要件では、各学校への連絡から到着要件が 90 分以内となっているため応札可能な業者は少数となっているのが現状である。しかし、中部・南部地域では 9 年連続 1 者のみに対する委託業務が継続しており、一般競争入札の趣旨である、複数の応札による競争性確保の観点から、原因分析を実施すべきである。1 者入札の原因が、①価格・②発注ロット・③資格要件(連絡から各学校への到着まで 90 分以内)・④公告期間(本委託業務は平成 24 年 2 月 8 日～2 月 20 日)にあるのかを入札可能業者に意見聴取するなどして検証することで一般競争入札の競争性の確保を実現されたい。

6. 平成25年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校・中学）

(1) 委託業務の概要

学校における運動部活動は、学校教育の一環として位置づけられており、生徒の個性や体力の伸長を図るだけでなく、学校・地域の活性化や競技スポーツの向上発展に果たす役割も大きい。三重県を代表して、学校運動部活動の成果を発表する場としての学校体育大会に参加する生徒を引率する教員の旅費を支弁する事業を委託するものである。

(高校)

委託先	三重県高等学校体育連盟		
県と委託先の関係	補助金等運営支援（債務保証を含む）		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	教育委員会保健体育課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	28,240,772円	最終契約金額	25,596,390円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(中学)

委託先	三重県中学校体育連盟		
県と委託先の関係	補助金等運営支援（債務保証を含む）		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	教育委員会保健体育課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	8,234,738円	最終契約金額	7,342,842円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 履行確認について（意見）

本委託業務の契約書には特に記載がないが、体育大会への引率教員の旅費支払業務を委託するという性質上、委託料は契約金額を上限として委託先が

委託業務の履行に要した費用としている。そのため、事業完了後に委託先より本委託業務に係る収支決算書を受領し、そこに記載された支出を県が承認することにより委託料が決定されることになる。よって、収支決算書の支出について、県が負担すべきものとして適当か検討する必要がある。

委託先から提出された収支決算書の検討状況を確認するため、この収支決算書を閲覧したところ、決算書本表とその明細との一致を確認した痕跡があったものの、明細に記載されている支出の内訳については、請求書、領収書、銀行の取引記録等の裏付けとなる証憑との突合の記録はなかった。口頭にて担当者に確認したところ、金額や引率教員数、宿泊数等が一定以上になる支出の中から、地区や種目が偏ることのないように抽出した一部について実施しているとのことであった。

この委託先が委託業務に要した支出と報告したものについて、その適否を判断するためには、支出の事実や支出内容の委託業務との合目的性について検討することが必要である。そのためには、決算書とその明細書との一致を確かめることや明細書の項目を確認するだけでは不十分であり、各支出について請求書、銀行取引記録等により確認する必要がある。この点、本委託業務では各支出について請求書等との突合はなされているとのことであるが、実際に突合を行った記録は残されておらず、何をどのようにどれだけ検討作業を行ったのか確認することができなかった。

この作業は委託業務の金額を決定する重要な作業であり、また担当者が自らの責務を果たしたことを証するものであり、その上席者には金額の確定のためどのような確認作業が行われているかを把握し適切か否かの判断をする資料となるものである。委託料を確定するために実施した確認作業について、何をどのように確認したかの証跡を残しておくべきである。

なお、確認作業の対象となる取引の抽出について、現行のように一定基準以上の支出の中からさらに一部を抽出するのではなく、定量的な一定基準以上の支出に関しては漏れなく突合するといった、金額的重要性に基づいた観点と、証憑が添付されていない支出や市販の領収証等を証憑として用いている場合にはその理由を確認するといった、質的重要性に基づいた観点を組み合わせると有効性を高めることができると考える。

② 契約書の内容について（意見）

契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする旨の精算条項がないため、契約金額を下回る実績であった場合でも契約金額を請求される可能性があり、実際に支出を行う際にその都度契変更契約を締結しており、事務的負担が生じている。

本委託業務は契約時に委託先の落札金額（高校の場合 28,240,772 円）によって契約を締結し、その後、委託先が委託業務で実際に支出した費用（高校の場合 25,596,390 円）に契約金額を変更している。これは生徒を引率する教員の旅費を支弁するという本委託業務の性質上当然の変更であるといえる。

しかし、平成 25 年 5 月 10 日付で三重県高等学校体育連盟と締結された原契約書を閲覧したところ、契約金額の記載はあるものの、委託先が当該契約金額を下回る支出しかなかった場合についての記載がない。契約書によれば、委託者である三重県教育委員会が委託業務についての履行確認を行い、委託先に検査合格の旨を伝えることで委託先は代金の請求をすることができるかとされているが、請求金額についての言及がない。本委託業務の性格上、原契約金額を下回る支出しかなかったにもかかわらず、契約金額どおりの請求をなされることは想定しにくく、また委託先が三重県からの補助金等の支援を行っている公共団体に準ずる組織であることから、そのような請求の可能性は低いともいえるが、委託内容、委託先にかかわらず不必要な支出を避けるための措置を講ずるべきである。

また、請求金額についての言及がないことから、契約金額を下回る金額を委託先から請求される場合でも契約金額の変更契約を締結している。契約書の作成のための事務作業が煩雑であるだけでなく、委託先は変更金額に基づいて追加で収入印紙を貼付しなければならない。無論、三重県に収入印紙の貼付義務はないが（印紙税法第 5 条 2 項）、委託先はいずれも補助金等の運営支援を行っている団体であり無用の出費は避けることが望ましい。

上記 2 点をふまえて、「契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする」旨の条文の記載をするべきである。

7. 県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、心臓疾患の早期発見と健康状態調査により、適切な健康管理を行うことを目的として、学校保健安全法（昭和 33 年法第 56 号）第 13 条及び学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 7 条の規定に基づく、県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業を委託するものである。

本委託業務では、心臓検診については単価に検診受診者数を乗じて委託料

が算定され、健康状態調査については実際に要した費用が委託料となる。平成25年度は心臓検診に係る委託料は19,274,715円、健康状態調査に係る委託料は1,475,118円であった。

委託先	一般財団法人三重県学校保健会		
県と委託先の関係	県から役員等に就任		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	教育委員会保健体育課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	21,609,455円	最終契約金額	20,749,833円
単価契約の該当	—	再委託の有無	有
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 履行確認について(指摘)

心臓検診の委託について履行確認をするためには、仕様書に記載したとおり心臓検診が行われたことを確かめる必要があるが、実績報告書として委託先が作成した学校別の集計表があるのみで、実際に心臓検診が行われたことを証するものによって確かめられていない。

また、同様に、単価契約部分の委託料の金額を確定するためにも、委託先より報告を受けた心臓検査の数が正確であることを確かめる必要があった。

今後は、委託業務において実施された心臓検診数を確認するため、心臓検診を行った病院等からの報告等の添付を要求し、心臓検診数との一致を確かめることが必要である。

第13. 警察本部

1. 自動車保管場所標章登録業務委託

(1) 委託業務の概要

自動車保管場所標章の作成（標章の再交付に係る標章作成を含む。）及び標章の作成と連動する自動車保管場所証明申請、自動車保管場所の届出に係る電算入力及び入力データの修正、削除、追加、その他補助業務を委託するものである。

委託先	一般財団法人三重県交通安全協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	警察本部警務部会計課	入札参加者数	1者
当初契約金額	28,221,900円	最終契約金額	32,330,332円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

本業務委託の予定価格は、業務に要する時間を見積り、職員の給与等単価を乗じることによって算定されている。

ア) 見積り事務処理時間

イ) 平均給与等（年額・含諸手当）

ウ) 年間勤務時間

$$\text{予定価格} = \text{ア)} \times \text{イ)} \div \text{ウ)}$$

この計算の基礎とされている「イ)平均給与等」は、巡查長及び巡查の階級にある警察官の年額給与等を1:1の割合で平均したものである。しかしながら、本業務は警察官を雇用して業務を行うものではないことから、警察官の平均給与等を基礎として予定価格を算定することに合理性はなく、本委託

業務が主に窓口対応及び事務作業であることを考慮すると、一般的な事務職員等の人件費を基礎に算定すべきである。

2. 道路使用許可調査業務委託

(1) 委託業務の概要

道路交通法第77条第1項各号に基づき道路を使用しようとする者が受けなければならない所轄警察署長の道路使用許可に際して必要となる道路又は交通の状況についての調査業務を行うものである。

委託先	一般財団法人三重県交通安全協会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	警察本部警務部会計課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	24,093,799円	最終契約金額	27,535,766円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

本業務委託の予定価格は、人件費、車両維持費、車両燃料費の別に積算し、年間予想件数で除すことにより1件当たりの単価を算定している。

○年間予想件数

	受理件数	委託件数
平成21年度	28,752	13,616
平成22年度	29,451	13,587
平成23年度	30,548	15,337
年間予想件数（注1）	29,584	14,180

（注1）年間予想件数は、平成21年度～平成23年度の平均である。

○1 件当たり単価

1 件当たり単価

= (人件費 + 車両維持費 + 車両燃料費) ÷ 平成 23 年度実績件数 (15, 337 件)

人件費は、業務に要する時間を見積り、年間予想件数及び職員の給与等単価を乗じることによって算定されている。

- ア) 見積り事務処理時間
- イ) 年間予想件数
- ウ) 現業職 3 級再任用職員の平均給与等 (年額・含諸手当)
- エ) 年間勤務時間

人件費見積額 = ア) × イ) × ウ) ÷ エ)

車両燃費は、1 件当たりの走行距離を見積り、年間予想件数及び燃料単価を乗じることによって算定されている。

- ア) 年間予想件数
- イ) 平均移動距離
- ウ) 燃料単価
- エ) 平均燃費

車両燃費見積額 = ア) × イ) × ウ) ÷ エ)

人件費について、現状の計算では、見積りの基礎として、平成 21 年度～平成 23 年度の平均件数を使用しているが、計算の最終段階で 1 件当たり金額を算定する際には、平成 23 年度の実績件数 15, 337 件を使用している。県の説明によれば、件数が年々増加傾向にあり、単価を抑えるために 3 年間で最も多い平成 23 年度の件数を使用したとのことである。しかし、算定結果に時間当たり人件費を適切に反映させるため、見積りの基礎と 1 件当たり金額を算定する段階で使用する件数は同じ数値を用いることが合理的であり、年間予想件数 14, 180 件を統一的に用いるべきである。

また、車両燃費についても、現状の計算では走行距離を年間予想件数に平均移動距離を乗じて算定しているが、年間予想件数に委託件数ではなく総受理件数が用いられている。総受理件数は走行距離との関連はないことから、

委託金額の積算には委託件数の予想値である 14,180 件を用いることが合理的である。

3. 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託

(1) 委託業務の概要

平成 26 年 1 月末で指掌紋ファイリングシステム機器のリース期間が切れるため、同機器をリースにて更新することから、新しい機器へのデータの移行、システムのインストール、警察庁接続試験等システム導入に伴う諸作業を委託するものである。

委託先	日本電気株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約（特命）		
執行課	警察本部警務部会計課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	9,450,000 円	最終契約金額	9,450,000 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	単独の参考見積書により算定		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託の予定価格は、システム構築作業・データ移行等の作業については、作業者の作業人日を見積り、日単価を乗じて算定している。

このうち、人日単価は、警察本部により統一的に設定されており、算定方法に問題はない。

一方、作業人日の見積りは、委託業者の見積りをそのまま採用している。本業務委託が随意契約であることを考えると、予定価格を適切に算定する必要性が高い。そのため、見積り作業人日の妥当性を十分に検討することが必要である。事前の検討が困難である場合には、例えば作業人日実績の報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較等を行うなど、客観的な比較を行うための方策を講じるべきである。

この点につき、警察本部内で行われた作業については、県は日報により作

業時間を把握しているが、警察本部外で行われた作業時間は把握しておらず、また、作業時間の見積りと実績の比較を行っていなかった。警察本部外で行われた作業時間を把握することは難しい面もあるが、可能な限り実績時間を把握し、見積りと比較することが望ましい。

なお、今回、県が実績時間を把握し、見積りと比較したところ、概ね差がないことが確認できた。

4. 安全運転管理者等講習等業務委託

(1) 委託業務の概要

道路交通法に規定する安全運転管理者等に対する講習の実施及び安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の作成・交付に関する業務並びにこれらに付帯する事務の全てを実施する。

委託先	一般社団法人三重県安全運転管理協議会		
県と委託先の関係	無		
契約方法	一般競争入札		
執行課	警察本部警務部会計課	入札参加者数	1 者
当初契約金額	29,729,700 円	最終契約金額	31,486,799 円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務は一般競争入札で業者選定を行っているが、委託先とは結果として5年以上連続で契約しており、今後も同一業者と契約する可能性が高いと考えられる。こうした場合、経済性効率性の見地からは、適切な積算に基づく予定価格を設定し、経済的妥当性の基準とすることが重要である。

しかしながら本委託契約における委託料積算書には、以下の物品の購入金額が含まれている。

細目	数量
パソコン	2
プリンター	2
液晶プロジェクター	1
スクリーン	1

以上は1年以上使用可能な物品であり、毎年度こうした積算方法を続けた場合、予定価格が過大になる。1年分の使用価値を見積もり、年間相当分のみを積算に含めるか、もしくは複数年の契約に変更すべきである。

5. 総合運転者管理システム改修業務委託

(1) 委託業務の概要

本委託業務の概要は以下のとおりである。

- ・現在在留外国人の運転免許証の氏名について、運転免許証の氏名欄へ表記するとともに、運転免許証に封入されている IC チップにもデータ入力を行っているが、氏名にローマ字と漢字及び仮名が併記されている在留外国人のシステムについて、現行の運転者管理システムでは、正常な状態で入力できていないため、この状態を解消するためシステムの改修を実施する。
- ・道路交通法の改正に伴い認知機能検査内容の見直しが行われ、平成 25 年 9 月から全国一斉に点数配分・算出式等が変更になることからシステムの改修を実施する。

委託先	日本電気株式会社三重支店		
県と委託先の関係	無		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	警察本部警務部会計課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	6,982,500 円	最終契約金額	6,982,500 円
単価契約の該当	—	再委託の有無	無
予定価格の設定にか かる積算方法	独自に経費等を積み上げて計算		

(2) 監査の結果

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務は、システムの著作権を委託先が保有していることから、特命随意契約とされている。現在のシステムを前提とした場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約自体はやむを得ないが、適切な積算に基づく予定価格を設定し、経済的妥当性の基準とすることが重要である。

委託積算書は、委託者からの見積もりに基づく作業工数に、警察本部が以前の料金から算出した単価により統一されており、予算編成にあたってIT推進課により積算内容はチェックされているとのことである。

しかし、作業工数について実際に発生した工数を日報により把握しているものの、積算書の工数と比較検討が行われていなかった。今後は工数の実績を把握し、積算と比較することが望ましい。

なお、今回、県が実績工数を把握し、積算と比較したところ、概ね差がないことが確認できた。

6. 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託

(1) 委託業務の概要

警察共済組合三重県支部では、組合員の健康管理対策事業として、35歳以上の希望する組合員を対象に、人間ドック及び婦人科検診を実施することとしており、三重県警察が実施する人間ドック（胃部検査）及び婦人科検診を共済組合の実施する人間ドック及び婦人科検診と一体として実施することで職員の健康管理が効果的に実行でき、経済的効率的な事務の執行を図るものである。

委託先	警察共済組合三重県支部		
県と委託先の関係	地方公務員等共済組合法に基づく法人		
契約方法	随意契約(特命)		
執行課	警察本部警務部厚生課	見積合せ参加者数	—
当初契約金額	17,780,000円	最終契約金額	17,278,000円
単価契約の該当	単価契約	再委託の有無	無
予定価格の設定にかかる積算方法	前年度実績を踏まえ、当初予算の範囲内で予定価格を積算		

(2) 監査の結果

① 医療機関の選定にかかる報告について（意見）

本委託業務では、業務委託契約締結後に委託先の依頼を受けた医療機関が検診を行っている。これについて「委託業務契約書」第4条には、委託先が契約する医療機関を検診業務の履行場所とする旨が記載されているが、医療機関の選定について委託先が県に報告する旨が明文化されていない。

今後は明文規定を設けることが望ましい。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
